

第七十一回国会
衆議院
内閣委員会
議録 第三十号

昭和四十八年六月十五日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 笠岡 喬君

理事 大出 俊君

理事 中路 雅弘君

赤城 宗徳君

江藤 隆美君

大石 千八君

佐藤 守良君

旗野 進一君

吉永 治市君

坂本 恭一君

横路 孝弘君

山下 元二君

山田 太郎君

出席國務大臣

國務大臣

(總理府総務長官)

(國務大臣)

(防衛庁長官)

出席政府委員

国防会議事務局

人事院 総裁

人事院事務総局

給与局長

人事院事務総局

職員局長

總理府人事局長

總理府統計局長

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

岡太 直君

田代 一正君

久保 卓也君

高瀬 忠雄君

鈴木 一男君

小田村四郎君

山口 衛一君

高松 敬治君

河路 康君

平井 啓一君

松崎鎮一郎君

大河原良雄君

大和田 涉君

高島 益郎君

大森 誠一君

本田 敬信君

坪川 信三君

山中 貞則君

内海 倫君

佐藤 達夫君

尾崎 朝夷君

中村 博君

皆川 迪夫君

加藤 泰守君

箕輪 登君

大西誠一郎君

強君

委員の異動

六月十五日

辞任

竹中 修一君

林 大幹君

三塚 博君

正木 良明君

岡太 直君

田代 一正君

久保 卓也君

高瀬 忠雄君

鈴木 一男君

小田村四郎君

山口 衛一君

高松 敬治君

河路 康君

平井 啓一君

松崎鎮一郎君

大河原良雄君

大和田 涉君

高島 益郎君

大森 誠一君

本田 敬信君

坪川 信三君

山中 貞則君

内海 倫君

佐藤 達夫君

尾崎 朝夷君

中村 博君

皆川 迪夫君

加藤 泰守君

箕輪 登君

大西誠一郎君

強君

委員外の出席者

外務省アジア局

外務省参事官

内閣委員会調査

室長

大森 誠一君

本田 敬信君

安里積千代君

受田 新吉君

本日の会議に付した案件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○三原委員長 これより会議を開きます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○中路雅弘君

この災害補償法の一部改正法律案は、すでに私のほうも同僚の木下議員も質問をしておりますし、ごく二、三の問題についてきょうは簡単に御質問したいと思っております。

法改正において、公務上の災害に準ずるとして、全面的に公務上の災害としたものではないということでありまして、公務員労働者の災害補償を通動上まで一応拡大した点で、不十分ですけれども、私たちはこの法案に賛成するわけです。

二、三の問題点といいますが、すでにこれは質疑の中で出されている問題ですが、二、三要望をもう一度最初にお話ししておきたいと思うのです。

一つは、立ち寄りの規制を大幅に排除する必要があると思つたのです。わが国の労働者の文化、スポーツは、いろいろの機会、通動上における機会を得るためにも、勤務終了後そこからそういうところへ出かけるという場合が常識になっていいますから、その点で、これらの立ち寄り締め出しをいふという点については検討する必要があると思つたのであります。

もう一つは、これもすでに出ていますが、合理的な経路及び方法による往復という規制にも問題があると思つたのであります。

最初におつしやいました寄り道の問題は、これはなかなかむずかしい問題だと思つた。第一、通動自体は公務そのものではないというところは、これは私は明らかだと思つた。公務に準ずるものというのが本質的な性格だと思つた。それから、それからさらにはみだしたものというのをどういうふうに出すか、これは甘く扱うわけにはいかならうと思つた。さっきの合理的云々の判断はございまして、一がいに甘く扱うわけにはいかならうという気持ちがいまして、それから、一般の公務災害の補償の關係でござ

いますけれども、これは関係省においてはもう厳密にやっておられますし、さらに不服のある方は人事院に提訴してこられます。その場合に、私も公平人事とは同じような精密な現地調査その他を行ないまして、たとえば公務上であるとか公務外であるという認定を厳正に下しておる。したがって、第一線のほうで公務外とされたものが、私どもの詳しい調査の結果公務上となったというケースも相当ございますし、その点は御信頼いただきたいと思ひます。

○中略委員 もう一つ、これは関係の組合の皆さんから要請を受けている問題なのであつて御質問しておきますが、公務上の災害、通勤途上の災害等について、長期間の休職、欠勤などを余儀なくされた場合に、昇給の停滞によるハンデが退職時まで改善されない問題がある、昇給がおくれた分がその後取り戻せるような救済措置をしてほしいという要請が一つあります。

もう一つは、この法案が施行の日以後に発生したケースに適用されることになっていきますけれども、すでに通勤途上の災害によって治療を継続しているという者もあるわけですから、これらに対して救済の措置がとれないわけですから、この点の改善を求める要望が同じように寄せられているわけです。

この二つの問題について、どのようにお考えになり、また処置されるか、これもお尋ねしておきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 問題が二つございますけれども、最初のほうの問題につきまして私のほうからお答え申し上げます。

通勤途上の災害がございまして、そのために長期に休むといったようなケースにつきまして、出てきた場合に、そういう災害を受けなかった人との関係をどうするかという問題でございましてけれども、これは今度は公務災害に準じて扱うというふうな態になつておりますので、それでは、そういう給与上の関係で一体どういうふうになつたらいいかという点は全くの新しいケースになつ

てまいりますので、民間等でどういうふうになつていくかという点も十分調査をいたしまして、それによって落ちついた姿に今後定めていきたいというふうな考えでおります。

先ほど申されました、退職時まで違ひができるというふうな関係が一つございましてけれども、これは、たとえば組合の方々からそういう話がときどき参りますけれども、それは、そういう実働休んだ人と、そうでない——これは公務の場合はまた別でございまして、たとえば、普通の病気で非常に長く休んだ人とそうでない人が全く同じであるかどうかという点につきましては、やはり職場における感情問題もございまして、そういう関係については、そういう実情を考慮しながら均衡のとれた形に考えてまいりたいというふうな考えでおります。

○中略委員 長官も何か御用事があるようですから、あと二つばかり問題を取り上げたいと思ひます。

一つは、先日も関係の組合の大会に参加をさせていただいた問題なのでお聞きしますが、行政職(一)表の問題なんです。人事院にお聞きしたいのですが、行政職俸給表の(一)表による公務員がつくられていくわけですが、どういうわけかという制度、(一)表、(二)表に分けられているのか、この点について最初にお尋ねします。

○尾崎政府委員 現在、技能労務関係職種につきましては特別な俸給表を設けまして、行政職(一)表という形で適用をいたしてございます。行政職(一)表のほうは事務・技術職のほうに適用しますという形で適用しております、この両者について統合したらいではないかというお話がときどきございまして、しかし実際問題といたしまして、たとえば事務・技術の場合には、学校を出た者を原則として採りまして、そしてまだあまり仕事にタッチしない人を新しく入れまして、つまり低い初任給から仕事を覚えさせながら仕事をさせていってだんだん格が上がっていくという方向になつていくわけでございますけれども、技能労務の関係に

おきましては、たとえば運転手をとって申ししますと、運転手の方々は、二十歳ぐらいでございまして、四十歳ぐらいでございまして、仕事そのものはほとんど同じ仕事をやるわけでございます、そのために民間における給与も、年齢によってあまり変わらないという状況でございます。したがって、そういう方々については、事務・技術の学校出の人たちよりも、若いときには高い給与を支給するというふうな普通なるわけでございます。したがって、普通の事務・技術の俸給表を適用いたしますと、若い職員は絶対採れないということになる、年とつた職員ばかりになつてしまふというふうな関係がございまして、民間におけるその職種の給与のパターンが違つておりますので、そういう関係を考へて、どうしても技能労務職種にはそれなりの俸給表ができませんと、若い人を採っていくわけにいかないというふうな状況でございまして。

○中略委員 私も行政職(一)表と(二)表を調べてみたんですが、現在では行政職(一)表の俸給が(二)表に比べて非常に矛盾を持っていますと思ひます。たとえば行政職(一)表に対応する行政職(二)の等級としましては、行政職(一)の五等級と行政職(二)の五等級が対応するわけですが、調査時報に出ていた給与から見ますと、行政職(一)の五等級で行政職(二)の五等級に

六万三千八百円から十一万三千二百円までとなっております。行政職(一)の五等級を見ますと、六万三千三百円から十一万三千七百円というふうになつていくわけですが、行政職(二)の場合は一等級以上はないわけですが、最高が、いまお話ししましたように一等級十一万三千七百円です、いまお話しするように、行政職(二)の場合は、このクラスになりますと非常に年齢も高くなつて、家族もかかえているという点で生活費も非常にかかるわけですから、それにもかかわらず給与が低いという点で、まあ給与の面では将来的に希望が持たないというふうな状態があるわけですから、行政職(二)の場合は、四等級、三等級というふうな将来の可能性もあるわけですね。行政職(二)の場合に全くこういうのがないという点で、すぐ統合す

るといふ問題の前に、まずこのような状態は改善すべきじゃないか。

当面、たとえば行政職(一)の一等級を行政職(二)の四等級にするとかいうふうな方法ですね。家族構成も高いわけですから、お話を聞いても、対応するところはいまよりも一、二万ぐらひは必要じゃないかという話も出てくるわけですが、たとえば対応します行政職(二)の一等級と行政職(一)の四等級を比較いたしますと、行政職(一)の一等級は、先ほどお話ししましたように、六万三千三百円から十一万三千七百円。これに對しまして行政職(二)の四等級になりますと、六万九千五百円から十二万三千三百円という状態になるわけですから、少なくとも当面この程度の改善はやる必要があるんじゃないかと私は思ひますが、この点はどうでしょうか。

○尾崎政府委員 御指摘のとおり、金額面としましては、行政職(一)の五等級と行政職(二)の一等級はほぼ均衡のとれた姿になつております。で、行政職(一)の一等級に格づけされる職種としては、小型船舶の船長さん、それから最近近は守衛さんやあるいは車庫長等について相当一等級を出してきておりますけれども、そういう方々の民間における給与というものを調べてみますと、現在の一等級の金額で悪いということはまずないというふうな考へております。

それで、いま御指摘のような、つまりつべんがば五等級相当でございましてちよつと頭がつかえていっている感じがいたして、その点が若干問題であるというところは、私ももう考へておりますけれども、そういう点で、上のほうにも一等級つけ足すべきではないかというお話が前からございまして、私も、この一、二年真剣にそういうことを考へていろいろ検討しておりますけれども、いま申し上げましたように、民間における実情を考へますと、いま緊急にその上に四等級相当を乗つけるというところは必要ではないといったようなことが去年までの経過でございました。まあ、ことしもそういう状況をよく見まして、また片面において、事務・技術のほうの場合に、

五等級相当までの運用をどうしようにするか、あるいは四等級相当までというふうな格づけをしていくかという面での均衡もございまして、こゝしもそういう点をよく検討してみたいと考えております。

○中略委員 少なくとも、もう上がないわけですから、その点では、いまの五等級をやめて事実上四等級から出発するとか、いろいろ方法があると思うんですが、この点の十分な配慮が必要じゃないかと思うのです。

それからもう一つ、昇給についても非常に格差がある。たとえばこの表で調べてみますと、行(一)の昇給については、千円から千四百円ぐらいまでの昇給が三〇%を占めています。最高の昇給で二千四百円です。行(一)の場合は、千四百円までの昇給は一二%ぐらいで、二千五百円以上の昇給が五〇%以上あるわけです。非常に大きな差が生まれてくる。賃金は仕事の内容とともに年齢や家族構成等も考えていくならば、少なくとも行(一)の昇給水準に行(二)の昇給の場合も近づけるべきではないか。行(一)の場合は五〇%以上の人二千五百円以上昇給しているにもかかわらず、行(二)の場合にはほとんど一〇%近くの人が二千五百円以下で、差がひど過ぎると思うんです。昇給についても行(一)の水準に近づける必要がある。その点で行(二)の給与体系をこの点では改める必要があるのじゃないか。これも、行(二)の関係の人、おそらく五、六

万おられるんじゃないかと思えますけれども、非常に強い要望です。この点の改善についても至急にやっていたきたいと思うんですが、この昇給の格差の問題はどのようにお考えになっておりますか。

○尾崎政府委員 先ほど申し上げましたように、行政(二)表の場合は、給与の年齢別のカーブとしましては、本質的にいいまして、つまり職種によりましての性質でございまして、年齢が若からうが年とつていようが給与は変わらないという民間における一般的な特徴がございまして、若いところの給与は相当高くしております。

したがって、そういう若いところで、たとえば二十歳台の行(二)の職員が行(一)の職員のように職種転換をいたしました場合には数千円の差があるという問題が生じておまして、その場合にその給与を自分の間保証してもらいたいという御要望がかなりございまして、それほど若いところでは差がございまして、そういう点で、昇給カーブとしてはどうしても、行(一)との関係に比べて行(二)との関係は、低い初任給からスタートして昇給を早くやるという関係になっておまして、そういう両方の給与の性質にかんがみまして、どうしてもそういう昇給カーブの差が出てくるということになるわけでございますけれども、御指摘の点もございまして、従来からそういう点についてできるだけ改善していこうという気持ちで考えておまして、ことしもひとつそういう点を考えてみたいというふうに思っております。

○中略委員 少なくとも私は、行(一)の水準、これに近づけるということではぜひやっていただきたいと思ひます。

もう一つだけこの行(二)の問題で要望しておきたいのですが、給与の面とともに、いろいろ話を聞いてみますと日常の勤務している状態が非常に悪いというので、たくさん訴えもあるのですが、資料がたくさんありますが、一つ、二つだけ具体的に聞いたお話を伝えておきたいと思うので。

たとえば職場環境の問題で例をあげますと、仙台の通産局の運転手さんの詰め所の職場に働いておられる方のお話をすけれども、この詰め所が地下にあるんですね。だから日が全く当たらない、換気もない、湿気が多くて非常に健康上問題がある。車庫は地下にあつても詰め所は少なくとも一階にしてほしいという強い要望が私のところにも寄せられているわけです。同じような例はどこにもあるらしいのですが、たとえば関東海運局、横浜の港湾の合同庁舎にありますが、私も神奈川県に住んでいるので直接行ったこともありまして、この運転手の職場もやはりコンクリートのたたき

で、部屋が地下なんです。だから非常に窓も小さい。採光は若干ありますけれども、通風はないというところで、一年じゅう蚊やゴキブリも出てきて悩まされるという状態です。寒暖の差はまた一階以上に激しいわけなんです、やはりここでも詰め所だけは一階にしてほしいということで、この行(二)の皆さんから、職場環境の改善の問題についても、懇談しました際にいろいろ要望が出ていたもので、この点ももう一度、組合の皆さんや直接職場の状態についても点検をしていただいて、特にいま訴えがありましたようなことは、当然これは検討しなければいけない、改善しなければいけないというふうに思うのですが、そういう点については至急改善について対策を立てていただき、要望しておきたいと思うのですが、これについてもひとつお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○皆川政府委員 公務員の職場環境につきましては、なかなか改善がおそいということも従来から御指摘もあつたわけでございまして、いろいろな条件でなかなかむずかしい点もありますけれども、それを一つの目標にして漸次進めておるわけでございまして。ただいま御指摘の面につきまして私たちが十分承知しておりますが、その点につきましては、各官庁相互間に十分連絡をとって、なるべくいい職場環境ができるように努力してまいりたいと思ひます。

○中略委員 最後にもう一つだけ総理府に御質問したいのですが、総理府の統計局の中で、頸肩腕症候群になつたために公務災害の認定申請を提出している人がありますが、いま何名が提出されているのか、この扱いがどうなっているのか、最初にお尋ねしたいと思ひます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。統計局から官房の人事課のほうに報告しておりますが公務災害申請者の数を申し上げますが、公務災害申請者の中でキーパンチャーにつきましては六名ございまして、それ以外の一般職種につきましては二十七名、合計三十三名の方が公務災害の申請

をいたしております。そのうちキーパンチャーにつきましては、四名の方がすでに認定を受けております。残り二名につきましては目下手続をとつておるわけでございまして、それから二十七名の一般職につきましても、二十名は申請手続を済ましてありますが、七名につきましても申請手続中でございまして、その二十名のうち一般職の公務災害につきましても、新たなケースでございまして、人事院に対して協議する必要があると思ひます。したがって、二十名のうち二名につきましても人事院に協議をいたしております。この三名の結果がわかりましたら、それに基づいて二十名についても処理する、そういう方針でございまして。

○中略委員 いろいろ申請が出されても、総理府のほうでいろいろ理由をつけて、公務災害としての認定をするという点で、これがおくらされたりなかなか解決しないという問題があるわけですね。

総理府の統計職組から出ている資料を見ますと、こういう問題についての交渉で、当局のほうで、仕事の量や密度からいっても仕事の原因だといふふうには考えられないという答弁をされておるわけですが、この組合が調査して、詳しくは紹介しませんけれども、いろいろ職場の健康についてのアンケートの集計を見ましても、当局の言われるように、決して仕事の原因だと考えられない、こういう状態ということには絶対ないと思うのです。非常に異常な状態ですね。この頸肩腕症候群の初期の症状というのは非常に多くの皆さんが訴えているわけなんです、職場の状態からいっても、この発生の条件がないということは考えられないわけですし、またこれは、こういう状態は何が原因だと思ふかというアンケート調査においても、千百名の調査で六四%の人が、仕事の原因だといふふうには答えています。あと、冷房だとか、あるいはいろいろ理由があつておるけれども、実際に職場に働いている皆さんが、これは仕事の原因だということで詳しく職場の状態も報告されておるわけですが、こういった点については、非常

に神経を使う仕事の中でそれだけの病状が訴えられていて、実際の例もよく検討をさせていただいて、たくさん職場の状態の詳しい訴えが出ていますけれども、きょう一々取り上げて私には問題にする時間ありませんから省略しますが、このような職場の現状の中で、定員増の問題やいろいろ職場の状態の改善もありますが、まず第一に、いま申請が出ている人たちについて、早急にこの認定の問題、あるいは職務上と認定をして治療の問題についても十分な対策を立ててもらおうということを特に要望したいと思うのです。

この点については総理府の各職場からいろいろ訴えがある。特に統計関係が多いですね。国勢調査を扱うところの職場なんかは、九五%の人がいろいろそういう症状を訴えています。数字だけの記入だとか、ボチつけ、スタンプ押し、ホチキスの使用、集計用紙をめくる、数える、こういう仕事の動作の繰り返しですから非常に多い状態なんです。この点について、これらのいまの新しい職場環境から出てくる、電子計算機の導入なんかに伴って出てくるこういう職業病について、十分な配慮と検討が必要なんじゃないか。申請が出されてもいつまでもこれがおくらされている、医者に行くのにも職場も休めないという状態が訴えられているわけですが、この点についてもう一度十分の検討をしていただいて、改善について思い切った公務員の皆さんに対する処置をとっていただきたい。最後に大臣にお願いしまして、要望しまして終わりたいと思います。

○坪川国務大臣 ただいま御指摘になりました総理府の、ことに統計局関係職員の職場におけるところの客観的条件あるいはその他についての御指摘、非常に重要なことでもございますので、職員の健康の保持の意味からも非常に重要な問題でもございますので、御要望に相なりました点を十分踏まえまして配慮いたし、適切な措置も講じてまいりたいということを表明申して、御理解をちょうだいしたい、こう思います。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

公務に関係があるかないかという問題につきましても、原因がどういふところからくるかという点、いろいろいわれまして、たとえば、睡眠不足だとか、あるいは体力低下だとか、あるいは特に女子に見られます美容のための減食とか、あるいは通勤距離の問題とか、そういうようないろいろなことが原因ではないかといわれますけれども、実際問題、医学界におきましてもそこがはっきりいたしてない現状でございます。したがって、その点につきまして人事院のほうに協議をいたしている段階でございます。

ただ、人事院のほうとのいろいろな資料の提出につきましても、いろいろ私のほうから必要な資料を出しているわけですが、一部の資料につきまして、治療者の方の、あるいはその治療者の加入している組合の方の同意が得られないために、その点ちよつと資料の提出ができない状態になっております。しかし、いずれにいたしましても、われわれとしては、できるだけ資料の提出ができるように関係者の方々によく現解していただきたい、こう思っております。次第でございます。

なお、具体的に、そういう病気が発生しないように、職場の立場でいろいろのことを考えていかなければならないと思っております。たとえば、先ほど御指摘のように、単純な作業を繰り返しているというふうな状態が続いているもの、あるいは一つの原因かもしれないというふうにも考えられますので、その点、われわれとしては、職場における配置転換等による、あるいは仕事そのものをできるだけ単純な形で繰り返すならぬような配慮をするとか、あるいは健康診断等につきましても特に配慮を加え、あるいは職場そのものの環境についての配慮等も相当具体的にやっているつもりでございますが、御指摘のような点につきましては、さらにわれわれとして十分配慮してまいりたいと思っております。

○中野委員 統計だけでも、これだけ膨大な職場のいろいろな資料を添えた訴えも来ているわけですが、

けれども、私はやはり少なくとも、いま申請が出されている問題については、放置しないで至急これについての対策を立ててもらうということ、職場の健康の問題については特別の配慮をしていただいて、仕事上の問題や、あるいは労務管理上の問題、こういった点についても、もう一度実態を検討していただきたい。職場のこれで見てもほとんど九割以上の人たちが初期的ないろいろな異常な状態を訴えているわけですね。これは事実なわけですから、これについての組合のほうからの要望についても十分検討していただくということ、最後にお願いしまして、三、四十分で終わろうという約束でありましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○三原委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三原委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○三原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○三原委員長 ただいま議決いたしました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対し、加藤三君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同をもって、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公

明党及び民社党の各派共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項についてすみやかに善処するよう要望する。

一 通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、通勤途上の災害は、公務上の災害とするよう検討を加えること。

一 業務上の死亡等に対する民間の法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること。

一 一般公務員が、特に危険をおかして業務を遂行しなければならぬ場合の補償についても、引き続き検討を加えること。

右決議する。

本件の趣旨につきましては、先般来の当委員会における同僚議員の質疑を通じてすでに明らかになっておりますことと存じます。よろしく御賛成くださるようお願い申し上げます。

○三原委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○三原委員長 起立総員。よって、本案に対しては附帯決議を付することに決しました。

この際、坪川総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。坪川総務長官。

○坪川国務大臣 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたしましたところ、当委員会におきましては、連日にわたって真摯な御審議をちょうだいいたし、その間におきまして、適切な御指摘また御要望の点、十分拝承もいたしておりますので、各委員から御指摘賜わり、御要望賜りました問題点等につきまして、政府といたしまして十分その法の運用に万全を期して、御期待に沿うべく努力と御配慮を申

し上げたいと思う次第でありまして、その間、御要請いただきました委員各位、委員長の皆さまに對して、つつしんで敬意と謝意を表したいと思うのであります。

また、附帯決議として全会一致御決定、議決賜りました三点につきましては、十分今後制度の運営の経験と照らしながら、労働省あるいは人事院等の関係機関とも連絡調整をはかりながら、前向きな姿勢でこれに検討を加えてまいりますことを表明申し上げて、御理解をちょうだいいたしたいと思ひます。

重ねまして、連日にわたる当委員会の御審議の御熱意に對し深く感謝を申し上げて、ごあいさつを終えたいと思ひます。どうもありがとうございます。（拍手）

○三原委員長　なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○三原委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三原委員長　午後一時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時七分開議

○三原委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中路雅弘君。

○中路委員　昨日お聞きした問題であつて、二、もう一度確かめたいのですが、今度の増員の全体の六千九百八十八名のうち、沖繩の配備といふことと増員の要求をされているのが、陸海空合計しますと、昨年度分も含めて三千三百九名、そうしますと、今度の改正の定員増の約半分が沖繩配備といふことになるわけですが、昨日の答弁でも長官が言つておられた定員増や予算のつく問題は、当然国会で審議にかけなくてはならない。この二法が今度の国会で成立しなければ、いま臨時といふ名前がついて送られてゐる沖繩配備の部隊はどうされるのかといふことをもう一度承りたいと思ひます。

○山中国務大臣　たいへん意地の悪い質問のうちに入るわけですが、二年越し通らないで、したがつて四十七年度からたとえば陸上の場合には千名をお願いし続けてお今日に至つてゐるといふことでありますから、今度はぜひ通してほしい、意見は十分お互いに述べ合つても、国会の手続上は通過成立をさせてほしいと願つておりますし、またこれは政府としてお願いでありますし、したがつてその願いがかなえられるものと信じておりますので、そういう御質問はたいへん意地が悪いといふことを申し上げたわけですが、しかしそれは、通らなかつた場合に仮定上どうするかといふ問題でありますから、お答えをいたします。

したがつて、通らない場合は、定員もしくは部隊名、そういうものの等は、国会の御承認を仰ぐべき事柄について意思を決定してもらえないわけでありまして、そのまゝ使うことは許されなわけでありまして、定員といふものの増加もできませんし、南西航空混成団等に代表される名称も使うことはできません。したがつて、いまの欠員等が相当あります中のやりくりといふものの中でいたしております不自由さをなお忍びつつも、一応の沖繩の局地防衛、国土防衛の一端としての地

域についての配備といふものは現体制でいかにざるを得ないだろう、そういうふうな考えです。

○中路委員　現在、現地で聞きましたら四千八百人ですね。七月一日の久保・カーチス取りきめには近い部隊が送られてゐるわけですが、そうしますと、現在の臨時の名前がついたまま送られてゐる部隊、あるいは七月一日までに送る予定の部隊は引き揚げるつもりはない、解散するつもりはない、そのまま現地に、混成団といふような司令部はできないけれども配置をする、そういうことですか。

○山中国務大臣　ここの点の合意の得られないことをきわめて私たちが残念に思ひますが、そうせざるを得ないといふことであります。

○中路委員　昨日の質疑でもありましたけれども、現在でも二万五千人の欠員がある。そういう中で増員が認められない場合でも、本土の欠員がある部隊をやりくりしても沖繩には約束しただけの部隊は送るといふことになるわけですね。文字どおり、そういう意味ではやみ部隊。国会で通らないといふことは、いかに必要性を強調されても、これは最高のシビリアンコントロールの——きのうも御答弁がありましたように、国会で増員が通らないわけですから、そういう国会の審議を無視して、防衛庁が独断で、また政府がこれを強行されるということになれば、実態は実際に行つてゐるわけですから、国会の審議、法律といふのは要らなくなつてしまふ、私はそういうふうに思ひますが、それでもなおこの久保・カーチス取りきめ、協定というのに、対米制約といふもので国会の審議より以上に拘束される、縛られるといふことになるわけですか。

○山中国務大臣　そういうふうには考えませんが、これは憲法あるいは自衛隊法ともに国の法律でありますから、法律によつて定められたことはきちんと守る、当然のことです。したがつて、法律を経なければできないことは、法案が成立しなければできないといふことでありまして、やはり日本人同士で肩がわりしたほうがアメリカ

が居すわり続けるよりも私としてはよろしいといふ気持ちもあります。もし、アメリカが、いま一万名ほど撤退をしておりますが、それは全部自衛隊が引き継ぐ航空管制もしくはミサイル基地等の要員でございませうけれども、こういうものは、おそらくアメリカが返還後、アメリカの基地機能は事前協議その他によつて制約を受けることになりまして、機能の面において変化があるにしても、そこを裸で局地防衛の任務を全部捨てて撤退するかといふと、私はなかなか帰らないのじやないかと思ひます。その意味ではやはりアメリカ人に、まず外国人でありますから帰つてもらおうといふことの考え方も認めてもらつてもいいのではないかと氣もいたします。

○中路委員　この問題は、これから具体的に沖繩の配備の部隊についていろいろ御質問してから、もう一度戻りたいと思ひます。

昨日も最初に、石川空幕長が沖繩へ行つて記者会見をした話をしましたが、同じ石川空幕長が沖繩に行つた同じ記者会見で、これはもう一つの琉球新報を見ますと、記者団の質問に答えてこういうふうに話してゐるのです。この問題は、今度の視察のときに、現地に行きまして内局からお答えはいただいておりますけれども、重要な問題なので、もう一度御質問しますが、こう言つてゐます。「沖繩の航空自衛隊の主任務は、外国の日本領空侵犯の防空措置であり、これまで三件の侵犯があり、同基地からF104J機がスクランブルに出動した」云々とあります。この記者会見では三件の領空侵犯といふことを使つておられますが、この事実はどういふことですか。

○久保政府委員　沖繩で現実に領空侵犯があつたといふことではございませぬ。ただ領空侵犯に至るおそれがあるといふことで、領空侵犯に対する措置を行つたといふことで、これは北側から参りました、あとで確認したところではソ連機でありましたが、これが二回。それから日本海側から接近しました外国機に對して一回、これは一月であります。それから四月にも同様にスクランブルを三

回実施をした。それから五月に二回。計八回になっております。

○中路委員 空幕長はここでは「領空侵犯」と新聞記者会見で言っているんですね。領空侵犯となると問題は非常に大きいわけです。空幕長がこういう重要な発言をして新聞に出ている。侵犯でないとすれば、そういうことを語ってないとすれば、新聞に、それは違うんだ、領空侵犯でないんだという取り消しをされるのが当然だと思うのですけれども、空幕長という最も責任ある人が、領空侵犯が三回あったと新聞記者に言っている。取り消しもししていない。空幕長は領空侵犯というふうに考えているのじゃないですか。

○山中国務大臣　これは私も疑念に思いました。きのうの質問以来調べてみました。それによりまして、ちよつと読ましてもらいますが、一問一答形式になっているのです。

まず最初に空幕長が、
 本日は、臨時那覇救難隊の表彰に來た。同隊は配備以來、三十數回災害派遣に出て、四十余名の人命を救助した。この他に陸上自衛隊も多くの回救災害派遣をしている。

(暫時沈黙の後)
質問してよいか。

—どうぞ。
防衛二法が通らない場合は（沖縄配備は）どうするか。

—臨時のままで置かれると思う。
(その場合) 配備の変更はあるか

—変更のないことを希望している。
 こう言っておりますから、きのう私が、政策上の決定等に対して空幕長がそういうことを言うのはどうかということと言いましたけれども、そういうふうには言っていないようであります。

その次の領空侵犯事件でありますが、「沖繩の自衛隊の主な役目は」という問いに対して、
「本土と同じで、対領空侵犯措置で警察的措置である。」

も領空侵犯しないようにしている。向うは対馬、
 杓岐の間を（高度）二〇〇〇呎位で低く飛ぶ。
 去年（沖繩配備）以来、沖繩近くまで来たのは
 三件だ。

領空侵犯が三件か
—違ふ。領空侵犯ではない。沖縄の真西百裡くらゐまで近づいて引返している。

「こういうふうに答えておりますので、報道の真偽の問題にも、このことが一問一答の内容である、これならば私は事実と違わない、こう思うのです。」

○中略委員 いままで、一月一日からアラートの

体制に入っている。スクランブルは現在まで、先ほどお話しになりましたけれども、何回あったのかがあが。それからソ連機あるいは民間機というのがありますが、それについて簡単にお尋ねしたいと思います。

久保政府委員 スクランプルの回数、ことしの一月が三回、二月が一回、三月はゼロ、四月が三回、五月が二回、それから六月が十三日までではゼロであります。このうち、先ほどソ連機に対するものが八回と申しましたが、一つの目標に対して

二回スクランブルをやる場合もありますので、件数で申しますと、先ほどおっしゃった三件が四件になります。それから民間機に対するものは、松の手元の資料では一回になっております。間違っておりますら訂正いたします。

○中路委員 民間機のスクランブルの一回というのは、二月の一回ということですか。

○久保政府委員 さようでございます。

○中路委員 それは私は、この沖繩に配備された沖繩航空隊のスクランブル、特に民間機にかけられたこの一回のスクランブルです。二月十三日の沖繩航空所属のビーチクラフト機にかけられた

（委員長退席、藤尾委員長代理着席）
村に民間機にスクランブルがかけられたわけです。竹機なわけです。非常に重要で、沖繩県民が乗っている。これに武装した戦闘機が接近するという問題です。零石の場合は空包をもつ

てのことですけれども、これは実弾をもつてのスクランブルですから、この問題について少しお尋ねしていきたいと思うのです。

最初、事実経過を確認したいわけですが、この沖縄航空機に対するスクランブルですね。不明機としてどこで発見をされたのか、時間、位置等について最初にお尋ねしたいと思います。

○久保政府委員 二月十三日十時五十分ごろに、宮古島の北方約九十キロメートルの地点で、宮古島サイトのレーダーで航跡を探知いたしました。ところが、飛行計画と照合いたしませんでしたので、

宮古島及び与座岳の各サイトから、緊急周波数をもつて交信をさらに試みてみたところ、その連絡ができなかったということのために、不明機と判断をいたしまして、那覇基地から104Jの緊急警報進をして、那覇西方の約九十キロメートル上空で

この航空機を発見をして、いま言われましたような、沖縄航空所属のビーチクラフトであることを確認いたしましたというところであります。

○中路委員 宮古のレーダーが発見したというお話ですが、私が現地で聞いたのは、与座岳が見つ

けたということをいっています。これは宮古に間違いありません。

○久保政府委員 間違ひございません。

○中路委員 もう少し時間をお聞きしたいのですが、不明機として発見したのが宮古の北方九十キ

口、十時五分ごろというお話ですが、そしてスクランブルが那覇西方九十キロ。十時五分に発見し

てからスクランブル命令が出たのは何時かということ、この那覇西方九十キロの上空でコンタクト、確認されたのは何時かということについても、最初に確認しておきたいのでお答え願いたい。

○久保政府委員 発見時刻は十時五分、これは

レーダーサイトで見えをしまして、そして……

○中路委員 ス克蘭ブル命令が出たのはいつで
すか。

○久保政府委員 ス克蘭ブル命令が出まして、
十時七分に発進下令が出まして、離陸をしたのが
十時十二分。それからこの航空機が到着帰投いた

しました着陸時刻が十時四十六分。それからおそらく確認をした時間が十時三十分であろうと思います。

○中路委員　あとから御質問していくのに必要ですからもう一度正確に確認していきますと、宮古の北方九十キロで十時五分に発見をした。そしてスクランブル命令が十時七分に出た。五分ぐらい

かかりますからそのとおりだと思うのですが、発進が十時十二分、そして那覇西方九十キロの上空で確認したのが十時半ごろというお答えですね。これに間違いありませんか。

○久保政府委員 間違ひありません。

○中路委員 これはどこの資料ですか、現地の報告ですか。

○久保政府委員 これは空幕からの資料を私が手元にとっておるわけでして、この空幕の資料はお

○藤尾委員長代理 どうぞ。
 ○中路委員 最初に航空自衛隊のF104のことから
 ○中路委員 ちよつとこれから質問するので地図
 をつくつてきた。あけていいですか。
 ○藤尾委員長代理 どうぞ。
 ○中路委員 最初に航空自衛隊のF104のことから

お尋ねしますけれども、F104のスクランブルにおける速度はどのぐらいですか。

○久保政府委員　正確には存じません。

○中路委員　私は今度現地へ視察に行ったときに説明を受けた。その前に、これは委員会では視察に

行った方皆さんごらんになったと思うのです。104
は二マツハというのが書いてありまして、たしか

東京 大阪 十分という説明がありました。私がパイロットに聞いたのです。二マツハだけれども、しかし、普通スクランブルのとき最高の二マツハは出ないだろう、やはり低空から飛ぶから。どのぐらいのマツハでスクランブルをかけるのだという

話をしましたら、一・六から一・八マツハ、大体一・八マツハだという話なんです。それからお尋ねしますけれども、七分にスクラップル命令が出て十二分に発進しますね。十二分に発進して三十分にコンタクトする。十八分あります。一・八マツハでしても、この九十キロは五

分で行ってしまうのです。三倍以上向こうに飛んでしまふのです。これはどうしてこういうことが起きるのですか。

○久保政府委員 これは単純な計算ではまいりませんで、航空機が上昇過程に時間をかけます。この航空機は三千フィートの高度をたしか保つておつたと思ひますけれども、三千フィートにこの104が到達するその時間と、それからあと追尾する時間、これを計算しないとけないと思ひます。

それから一・七もしくは一・八マッハというお話でしたけれども、この点は私は少し再確認をする必要があるのではなからうか。通常巡航の場合にはもちろん一マッハ以下で飛んでおりますけれども、スクランブルでありますから当然もう少しスピードは出ましようけれども、技術的にいまの三千フィートまで上がる上昇時間と、それからその後のスクランブルの時間、これを計算してみないと一がいには申せないのではなからうかというふうに思ひます。

○中路委員 私もその程度はわかつていますから、だからパイロットによく聞いたのですよ。低空から飛び上がるわけですからね。上空を垂直で飛んでいけるわけじゃないから二マッハでいかないだらう、もう少し落ちるのじゃないか、それでスクランブルをかけた場合どのくらいなんだ。それで一・八、落ちても一・六くらいだという話なんです。一・六、一・八にして大体四分、五分ですね。わずかの差じゃないです。十八分飛んでいけるわけですからね。こちらへこれはひとつおいておきましょう。

○久保政府委員 百八十ノットだそうでありまして、スクラフトのほうからいきますけれども、これは民間機だから御存じないかもしれないけれども、この沖繩航空のスクラフト、大抵時速どのくらいか御存じですか。

○中路委員 航空自衛隊のスクラフトでどのくらいですか。

○久保政府委員 ちょっと手元の資料さがせば出

ると思ひますけれども、おおよそ同じ程度のスピードではないかと思ひます。

○中路委員 これも現地で聞いたのですが、航空自衛隊のスクラフトで最高三百八十五キロという話を聞きました。それで、この沖繩航空は普通定期でどのくらいのあれで飛んでいるか、時速二百二、三十キロ、二百五十キロまでだ。実際、定期に出発しますと、石垣から那覇まで一時間四十分なんです。航空時間で調べますと、ほぼそのくらいの時間だと思ひます。四百キロくらいありますから。それで計算しますと、十時七分に宮古北方九十キロで発見して、それから三十分、那覇西方九十キロになると、向こうに書いてあるように、直線でも百六十四キロある。したがって、これを飛ぶためにはスクラフトの能力を倍にしなければだめだ。二十三分。だから、とうていこのスクラフトは、スクランブルをかけたという那覇西方九十キロには行かないのです。スピードが少し変わったとか、航路が少しずれたとか、そういうことになる。実際には倍かかるわけですからね。これはどうしてこういうことになるのですか。

○久保政府委員 これは具体的な事実関係でありますので、事実そのものを調査しませんが、私の手元の資料の範囲内ではお答えいたしかねます。○中路委員 私が質問をしようと思つてゐるのは、この事実確認からこれから質問しようと思つてゐるのですよね。これがこういうことじゃあ質問ができない。しかもあなたたちは、現地の正規の機関からこの報告をとつておられるわけでしょう。この報告をとつて、私のようにならうとでも、両方の飛行機のスピードを考えれば、当然こんな報告がでたらめだ、道理に合わないということとはわかるわけなんですけれども、資料要求したときにどうしてこういう報告を私たちに出すのですか。あなたたちは、これがでたらめな報告だ、少なくともおかしいというふうに気がつかれなかつたのですか。

○久保政府委員 これは時間と距離の関係は、具体的に民航機の飛ぶコース、及び自衛隊機が当然まっすぐ飛ぶわけでもありませんで、スピードが速ければ速いほど、滑走路から離陸しましてあと上昇過程に、どういふうなコースをたどつて目標機に接近するか、そのコースのいかんをあわせて計算しなければいけませんので、直線距離だけでは必ずしも計算できないのではなからうかというふうに思ひます。

○中路委員 運輸省から報告とつたのです。スクランブルを受けたのは何時かと。運輸省の報告がここにありますが、運輸省は十時十五分、ほぼ地位は同じ地位です。十時三十分でも半分しか行っていない。倍スピードを出さなければ行けない。十時十五分の運輸省の報告がたつたら、なおさらこれはとうてい行けないですね。いま局長が言われたように、少々、いろいろいまのお話のことを加味したつて、とうてい考えられないです。この報告は、子供だましのような報告、それを現地から正式の報告をとつて防衛庁は、これがスクランブル、しかも沖繩へ配備された航空自衛隊が民間機にかけた最初のスクランブルです。県民に対して加えたスクランブルです。みな乗っているのです。要員が、県民が、実弾を持ってスクランブルをかけて、それについてこんでたらめな報告、そのまま承知しているのですか。これではこれからと質問できないです、全然合わないのですから。実際のスクランブルのいま言われた民間機の時間と位置、少しぐらゐずれているというのじゃないですよ。二倍も三倍も違うのですよ、時間と位置から言つて。どちらから見たって合わないです。

○久保政府委員 これは私は、現地の部隊がでたらめな報告をするとは信じませんし、そういう必要もまたないわけでありまして、この報告は正しいものと思ひますけれども、いま御指摘の点からすると、合理的な説明を私ができませんので、この御質問のうちに具体的なデータを空幕のほうに調べさせたいと思ひます。

○中路委員 じゃ委員長にお願いしておきたいのですが、この問題だけ報告が出てから質問させていただきます。

もらつていいですか。保留しますから、いいですか。

○藤尾委員長代理 けつこうです。

○中路委員 じゃもう一つだけあわせて聞いておきますが、フライトプランですね。飛行の計画書、これは出ていたわけですか。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○久保政府委員 このフライトプランは出ておつたわけでありまして、たまたまこの民航機の出発が四十分おくれたわけでありまして。そこで、通常の場合ですと、十五分以上おくれる場合には那覇空港事務所緊急連絡をするようになってゐるものでありますけれども、失礼しました。四十分おくれたというところ、それからこの民航機が飛び立ちました航空基地には運輸省の出先の機関がなかつたというところ、那覇の空港事務所のほうに連絡するゆとりがなかつた。ゆとりといひますか、そのすべがなかつたといひますか、あるいは本人の着意がなかつたといひますか、そういうようなことで、いすれにせよ、那覇空港事務所の方にその四十分のおくれというものの通知がなかつたということ、それから通常のコースから事前に受けておりましたフライトプラン、飛行計画に對しまして、約四十キロでありまして、コースがはずれておつたということで、自衛隊側のサイトでは、これはあらかじめ受けているフライトプラン、飛行計画にある航空機とは別のものではなからうかという疑念を抱いて、いわゆる不明機として出発した、スクランブルをさしたというところになっております。

○中路委員 いま藤尾さんがかわつていったときに、この問題だけ保留してあらためて質問させていただきますというのを確認してありますから、それ承知しておいていただきたいのです。

ただ、同じ調査してもらつた上で、幾つか一緒に話しておいたほうがいいですからもう一、二お尋ねしますけれども、いまのフライトプランの問題についても、私は実情を全く知られていないと思うのです。事前にプランを管制に送るといふの

は計器飛行の場合。有視界飛行の場合は事前のプランの提出は必要ないわけです。離陸したときに送るということになっている。これも現地で聞いたのです。ただ沖繩の場合、いまおっしゃったように、離島が多いから至急に連絡をとるのもないへんだというので、電話の連絡通信でも二、三時間かかる、特急でも三十分かかるので、内地と通信状態が違うから、この場合は前日にフライトプランを出しているのです。十三日に飛んでいまずけれども、十二日にフライトプランはすでに出されている、こういう事情もありますから、その点も、フライトプランが出ているのだけれども少しおくれたか何か確認できなかったというのも、少し実情と違うわけです。

それからもう一つは、航路がはずれたというお話ですけれども、これも沖繩の事情を全く航空自衛隊は知らないのじゃないですか。沖繩に南西航空があります。沖繩航空とは別にですね。南西航空というのは、これは石垣から那覇まで大直線で飛んでいるのです。この南西航空の航路と重複を避けるために沖繩航空はこの久米島寄りの幅十マイルのブロー62という航路を飛んでいるのです。重複を避けるために航路として定められて、この時間にはそこを飛んでいるのです。あなたたちが言うように、航路をはずれているのじゃないのです。初めから南西航空と沖繩航空というのはそういう航路をきめて、重複を避けるために飛んでいるわけなんです。航路がはずれたからスクランブルした、これも実情と全く違うわけですが、こういう点はあらためてお尋ねしたいので、一緒に調べておいていただきたい。いいですか、いまの点。

○久保政府委員 調べさせますが、ただ、南西航空との関係は存じておりませんでしたけれども、この沖繩航空の飛行機は航空路の中心線から約四十キロ離れていたという報告であります。そこで、いま十マイルとおっしゃいましたが、その場合ですと約十八キロになりますので、私どもの見方からすると、航空路から離れたものというふうに理

解したのだらうと思いますが、いずれにせよ調べてみます。

○中路委員 それでは、同じこの問題ですが、もう一つ御質問しますけれども、このスクランブルはだれが命令したのですか。

○久保政府委員 現在は沖繩の与座岳にありますADDC、DCサイトの先任指令官であります。この民機の場合には、まだ米側がこのサイトを管理しておりますので、われわれはADOTというふうには呼んでおりますが、自衛隊の連絡員がスクランブルの指揮をとることになっております。これは委任されておるわけでありまして、

○中路委員 現地で聞いたときは山田将補ですが、私がスクランブルを命令したのだと、何度も私は聞いたのです。あなたの責任でやったのかと聞いたら、私の責任でやったのだということを言う。現地へ三月の下旬に私が行って山田将補と対談をしたときに、何回もこの問題を聞いたのですが、私がやったのだということ最後まで突っぱりました。これは間違いありませんか。

○久保政府委員 私が聞いておりますのはいま申し上げたようなことでありますが、責任が山田将補にあるというのは、最終責任はあるいはそうかもしれません。ただ現実には、この事態の軽重によつて違ってくるわけでありまして、通常は、DCサイトにあります普通の場合であれば先任の指揮官、指令官でありますけれども、この場合はADOT、連絡員というものであったというふうには聞いております。最終責任が山田将補であることは間違いのないと思います。

○中路委員 山田将補のことでもう少し聞きたいのですけれども、山田将補の肩書きは、今度視察に行つたときも同じですけれども、名刺ももらつていますけれども、臨時那覇基地隊司令ですね。この航空自衛隊のF104の航空隊と山田空将補とどういう関係にあるのですか。

○久保政府委員 あるいは私が誤解したかもしれませんが、基地隊司令は基地の管理業務を行なう部隊の司令でありますから……

○中路委員 南西航空団はまだできていないのだよ。

○久保政府委員 基地司令といふのは、本来その基地の管理業務を行なうもので、この管制業務に直接タッチするものではないと見ています。ただおっしゃいますように、現在の第一線部隊の編成ができておりませんので、一応この基地司令に統制権、指令業務に対する統制を行なうことができるといふのを幕僚長の達で出しております。そのことによつて、指揮権は持つていないけれども、この基地司令が一応統制といふ範囲内で責任を持つておる、こういうことの方であります。

○中路委員 これは非常におかしいと思うのです。まだ全部臨時ですよ、沖繩へ派遣しているのは。航空隊も臨時ですよ。臨時の那覇基地隊ですよ。山田空将補が司令であるのも、管制隊もそうです。現在にはみんな並列して西部航空隊に指揮を受けているのじゃないですか、臨時という名前のもとに。そうでなかったら、あなたたちが派遣した臨時という形にはならないでしょう。山田空将補がスクランブルのところになんかことがあつても出てくるわけがない。いまおっしゃった達といふのはどういふやつなんですか、詳しく……

○久保政府委員 達といふのは、幕僚長が口頭で命令するかわりに文書の形で任務付与をしておるといふものであります。本来、おっしゃいますように、基地司令がこのスクランブルの権限に關与することは通常の場合にはございせん。ただ、いまのところ、警戒管制業務といふものが西部方面隊に直屬するといふ形でやりにくいといふことで、全般的な統制をやるというところで、具體的なたとえばスクランブルを上げた後にどういふふうにするか、どういふふうなスクランブルのしかたをするかといふことは、これはその統制の及ぶ範囲ではないといふことで、基地司令のほうで自分の責任だといふのは少しオーバーな表現であつたように私は思います。

○中路委員 西南航空団といふのはできていないでしょう。司令部もできていない。スクランブルの命令をするという現地の部隊、現地のこの那覇基地隊ですね。この司令は全くスクランブルとは関係ないわけですね。それが関係を持つようになれば航空師団の司令部ができたことになる。できなればこういう権限は持てない。もう一つこっちの面からお尋ねしますけれども、久保・カーチスの取りきめ四項Cに「沖繩の防空の運用責任は、自衛隊が一九七三年七月一日までの間にその責任を引き受ける」ときは、合衆国空軍が保持する。ただし、自衛隊及び合衆国軍隊に対する指揮は、それぞれの国の指揮系統を通じて実施される」といふのがあつたわけですね。一月一日から引き継いだといふのは航空機とパイロットを引き継いだわけですね、もっと正確に言えば、二月の段階で、当然ですけども、その他の防空の組織は引き継いでないわけですね。それでどうして日本の、だれがやったかといふのはまた別にして、航空自衛隊に、スクランブルの命令を出す、あるいはそのスクランブルの発進をかける判断をやることのできるのかどうか。だれが不明機を発見してこのスクランブルの命令を出したのか。

○久保政府委員 自衛隊が対領空侵犯に対する措置を講ずることができるのは自衛隊法そのものに書かれてあるわけでありまして、これは、対米関係がいかにやることがあると、自衛隊の任務として本能的に持つております。ただ、沖繩におきましては自衛隊側の準備ができておりませんので、一月一日からは領空侵犯に対する措置はわがほうで引き受けますよといふようなのがいわゆる事務的と申されるその取りきめの内容であります。全般的な防空そのものは七月一日以降は米側は解除されますよといふのが取りきめの内容になつております。したがつて、隊法のたてまえから申しても当然のことでありまして、沖繩現地における実情及び取りきめの内容からすれば、一月一日以降におけるスクランブルについては、これは対領空侵犯措置といふことでありますので、自衛隊が持ち、しかも米側が管理しておる施設、たとえばDCサイトで、米側の指揮によるも

のではなく、そこに配置されておる自衛隊の隊員の指揮によってスクランブルがかけられるというのが当然の理であろう。従前、三千年ごろに本土でレーダーサイトが逐次返還され、あるいは航空自衛隊の建設過程のときにも同じような事情があったわけであります。

○中路委員 もう少し聞きますが、たとえばこれは、発見するレーダーサイトにしても、この二月の時期は、レーダーサイトに対して小規模の引き継ぎのための訓練の要員、これが派遣されていた時期だと思ふですね。完全に引き継がれていない。だからレーダーサイトそのものも、引き継ぐといつても、まだほんとうの小規模の訓練あるいは連絡要員しか派遣していなかった、こういう状態じゃなかったのですか。

○久保政府委員 このころは当然そうであろうと思います。したがって、久米島等のレーダーサイトで航跡をキャッチした場合には、それをDCのサイト、与座岳のサイトに送るわけでございます。そして与座岳のサイトで米側の係員も見ておりますし、航空自衛隊の隊員も見ておる。そこでその不明機に対して、これはスクランブルをかけるかどうかを判断するのが自衛隊側である、こういうことになります。したがって、技術的、機械的にいろいろのデータがDCサイトに送られるのは、当時であれば米側の手を通じて送られておったであろうということになります。

○中路委員 DCというのはまだ日本に引き継がれていないわけですね。CCも当然そうですね。七月一日にならなければまだ引き継がない。全体としてアメリカがこれを握っているわけですね。レーダーサイトでも、いま言ったように小規模の訓練要員しかいない。一月一日に日本が引き継いだのは、先ほど言ったように航空機とパイロット。しかし全体の防空管制の組織はまだアメリカが握っている、そういう中で起きた問題である。当然、これは国籍不明機として判断するのも、アメリカがまだ握っているわけですから、判断する。スクランブルについても、このDCは日本にまだ

引き継がれていないのです。連絡員は置いていたかもしれない。防空を命令する、まだこの問題については日本に引き継がれていないのです。それでいて命令する権限ができたといふれば、司令部ができたこと、引き継いだことになるとのじゃないですか。

○久保政府委員 一月一日に領空侵犯に対する措置をわが方が引き受けることになったというところは、パイロットと航空機を引き継いだということではございません。つまり領空侵犯に対する措置という機能をわが方が引き受けるということになるわけであります。そこで、その機能をどういふように動かせるかというところは、これは米側と話をし、米側の施設の中に入れられている自衛隊の隊員が隊法に従ってスクランブルを指令するということは当然のことであろうといふふうに思います。それは施設の機能あるいは機能の問題ということは別個にお考えいただきたいと思ひます。

○中路委員 これも現地で確かめた。CCの施設は二(二)になる。建物は二(二)になる。引き継がれるときですね。しかし六月末、七月一日にならなければ機能は引き継がないんだという話を現地はしているわけですね。日本は連絡員を出しているけれども、また、引き継いだとすれば、これはいまの沖繩の南西航空団の司令部の設置ともからんでますから、私は重要な問題だと思ふのです。じゃこの問題をもう一つ別の角度から質問してみます。もう少し初步的に聞きますけれども、ADDCとかADCCというのは訳しますと何といふのですか。

○久保政府委員 ADCは防空指揮所、それからADDCは防空管制所、ADCCは防空司令部といふ名前になっておるようであります。

○中路委員 あなたが約束して、取りきめてこれから引き継ぐ組織ですから、間違えられと困るわけですね。そうしますと、このスクランブルの命令はどこ

で出すわけですか。どちらですか。

○久保政府委員 これはDCサイトのほうで出します。

○中路委員 もう少しこまかく聞きたいのです。DCの機能、CCの機能、簡単に言いますとどういふことですか。

○久保政府委員 これは本土でも同じであります。ただ本土のバジ組織があるのと違って、手動組織になっている点が違ふだけでありまして、とも、機能的にはDCサイトのほうではレーダーを持っておりまして、CCのほうでは持っておりません。つまり言うならば、CCというのは作戦といひますか、戦術の指揮本部というところでありまして、DCのほうはレーダーは持っておりまして、自分で情報を集め分析をし、そして航空機、防空機能、これはナイキを含みますけれども、防空機能に対する指令を出すことができます。その情報はCCのほうに伝達されて、司令官なりその代理の者が、全般の防空関係、あるいはそれ以前の前段階の航空機の飛行状況がどうなっているか、それから航空基地、あるいはわが方の防空機能はどうなっているかということデータをもらって知って、ボードの前ですべて全般の指揮統制を行なっております。DCの場合には情報が集つてすぐレーダーを通じて入ってくるという関係上、きわめて時間的なおくれが少ないわけでありまして、CCのほうはレーダーを持っておりませんから、その分だけ若干ボードに書き込んだりする関係上、正確度やや粗になりますし、時間的なおくれが若干あるというふうな違いがあります。いすれにせよ、第一線の指揮組織と、それからその上の本部的な統制組織というふうな違いがあると思ひます。

○中路委員 装備年鑑、七三年のは、きのうも見たから見ての間がないので、前の七二年の装備年鑑で見たのですが、図解をして詳しくDCとCCの機能についてここに書かれておる。絵で書いてあるから私たちにもよくわかるのですが、このDCは、いまおっしゃったように、レーダーに対

する指示もある。それからナイキもついていますし、航空機に対する指示、スクランブル、これもDCの機能の中に含まれているわけですね。これは間違いないのですか。

○久保政府委員 そのとおりであります。

○中路委員 それではこのDC、CCは、久保・カーチスの取りきめに基づいて、いまこの状態で七月一日になった場合に、取りきめどおり日本に引き継がれるのですか。

○久保政府委員 DCサイトはすでに引き継がれたように思ひますが、CCが七月一日の予定になつております。

○中路委員 これは長官にお聞きしたいのです。DC、CCはいまお話しのような機能を持っています。現在は臨時という名前で、先ほどお話ししたように那覇基地隊、F104Jの第八十三航空隊、南西航空警戒管制隊、ナイキの第五高射群、これは臨時だから全部並列して西部方面隊、春日につながつているわけですね。そうすると、返ってくるDC、CCというのはこの中のどの部隊に入るのですか。

○久保政府委員 これは二法案の通過いかんによつて違つてくるわけでありまして、通過以前でありますと航空総隊の下西部航空方面隊に所属しますし、それから二法案によりまして南西航空混成団ができますれば、それが西部航空方面隊に所属する、こういうことになります。

○中路委員 これも私は今度視察に行つたときに現地で何回か確かめた。七月一日にこのままになつて返ってくるのか、返ってくる場合にはこのDC、CCはこの部隊に所属するんだと聞いたが、南西航空警戒管制隊に所属するんだと聞いた。関係者に何人も聞いたのです。これはどういふことですか。

○久保政府委員 それはそのとおりであります。ちよつと御説明が不十分でありましたが、つまりDCサイト、それからCCのサイトとも、これは警戒管制の部隊でありますので、南西航空

警戒管制隊に所属するわけですが、飛ばしましたけれども、その南西航空警戒管制隊が、二法案が通過すれば南西航空混成団に所属する、以下は同じわけであります。

○中路委員 だから私がお聞きしたいのは、七月一日に返ってくるD.C. C.C.の実際の機能は司令部的な機能ですね。機能的には司令官部なんです。二法案が通らなくても、七月一日になればアメリカはこっちへ引き継ぐ。そして司令部的な機能を持つD.C. C.C.が南西航空警戒管制隊に入る。D.C. C.C.の機能は、ナイキについてもF104についても、リーダーについても指揮をするという機能を持っているわけでありまして、そうならば、名目的にまだ混成団というのにはできてなくても、事実上司令官部の機能はここででき上がる。いま並列になつて西部につらなっているこの部隊は、返つてきたこの機能によって全部つながつて、実際には混成団の指揮、司令官部の機構というのが事実上でき上がるわけですね。いわば、法案が通らなくても司令官部の先取りになる。そういうことにならないでしょうか。長官、どうでしょうか。

○久保政府委員 それはちよつと違つたのでありまして、このD.C. C.C.が返つてまいりました場合に、二法案が通過する前の段階であれば、当然現在の臨時沖繩航空警戒管制隊というものと、臨時沖繩航空警戒管制隊というものが西部航空方面隊にまつすぐ所属をしている。指揮系統としてはそうでありまして、ところが、そのほかに二法案が通過しない場合に、臨時高射訓練隊というものの、あるいは臨時第八十三航空隊という飛行機の部隊、こういったものが並列的に存在をするというその実態は何ら変わらないのであつて、これをどういうふう運用するかということ、これはいま言われましたように、F104の航空部隊に対するスクランブルの指令もこのD.C.サイトから参りますし、それからナイキの部隊に対する、あるいはまたホークの部隊に対する連絡もこのD.C.サイトからいくということ、これは運用の問題であります。し

たがつて、指揮系統、指揮組織の問題としては、この二法案が通過しない場合に南西航空混成団がでないという場合の運用のしかたというものの、これはやはり防空機能というものを一元的に運用する必要があるもので、D.C.で連絡を統制してまいる、指揮もする。これは、その指揮なり統制なり連絡なりというのは、それぞれの段階に応じてことばが違つてまいらうと思ひますけれども、そういうことにならなうございませう。したがつて、司令官組織ができるというふうな考え方は、単に防空機能に対してこのD.C.サイトはどういうふうにするかということ、各部隊の上級組織というのは、単に防空の指揮命令だけではありませんで、人事権からいへば管理業務に関する権限その他すべてを持ったものが、これは指揮系統のもとにおける上級司令官になるわけ、そういうものは二法案における南西航空混成団ができなければ存在をしないということでありませう。

○中路委員 だから私の言つてゐるのは、名目的な司令官部はできない。もちろんつくれない。しかし、運用だとか、いろいろな言われました実際の統制機能ですね。司令官部としての機能、ナイキの指揮命令、あるいはスクランブルに対する航空隊の指揮命令、こういった実際の機能、司令官部がやらなければいけない機能は事実上ここにでき上がるじゃないか、引き継げば、ということ、確かに名目は司令官部はできない。これは法案が通つてないのだから、司令官部をつくるというわけにはいかない。しかし、沖繩において現にその司令官部の機能は、国会の審議とは関係なしに、アメリカから引き継げば、当然そういう機能は果たしていかなければならぬということ、事実上の司令官部の機能はそこで働いてくるじゃないかということ、私は言つてゐるわけですね。しかし、この問題と、先ほどここで質問した二月の段階でのスクランブルの命令の問題、みんな関連してまゐるから、あらためてもう一度この点はその機会にもお尋ねしたいと思ひます。

もう一つ、二、三お尋ねしますけれども、このC.C.が返つてきた場合に、米軍の担当幹部あるいは連絡員、それが配置されていると聞いていますけれども、実際配置されるのか、どのような任務をもって配置されるのか、もし配置されるとすれば。

○久保政府委員 本土におきますレーダーサイトは、当初米側が運用しておりましたが、昭和三十三年から五年にわたつて逐次航空自衛隊に返還をされてまいりました。航空自衛隊に返還になつて、長い間米側が、先ほど申しましたが、英語で言いましたA.D.O.T.、防空連絡員という意味であります。その連絡員を自衛隊に返還されました。本土のレーダーサイトに配置をしておりました。その米側の連絡員が、当時おりました米側の航空基地における本部のほうにそれぞれ連絡しておつたというふうなものと、同様の状態がこのC.C.においては行なわれます。ただし、本土よりも規模が小さくて、いまのところこのC.C.に置かれるということ、返還後は約二十名ぐらゐ配置されるであらうと聞いております。

○中路委員 嘉手納の空軍のほうには、今度は逆に自衛隊を送る。管制をやつてますね。そこにこちらのほうを送るということはあるんですか。

○久保政府委員 この嘉手納でやつておりますのは航空管制業務でありまして、これは別個の問題になります。いまの嘉手納における空軍の機能に関連をして、自衛隊が何らかの連絡員を置くかという問題については、いまのところ全く計画はございません。

○中路委員 実際にD.C. C.C.が返つてきて、いまお答へのように、そこには二十名からのアメリカのほうも人を送るといふことですから、決して沖繩の防空の責任を引き継いだとか肩がわりしたという単純な問題じゃないと私は思ふのです。今度の事実は、沖繩でこのような特殊な体制がとられるということは、沖繩の防空の責任を直接アメリカから肩がわりしたというのではなくて、文

字どおりアメリカとの共同作戦行動。レーダーの情報も当然交換されるでしょう。さらにいえば、アメリカの担当幹部、将校によつて、ある場合には事実上C.C.が指揮されるということにもなるのではないかと。形の上ではスクランブルについて、系統では日本の自衛隊の幹部がスクランブルの命令を出すでしょう。しかし、判断やそういう点については共同の作戦の体制になる。肩がわりだとか引き継ぐというふうな問題ではないだらうというふうな思ふのです。また、F104Jの戦闘機が一月一日からアラートの任務についていますけれども、嘉手納のF4Cファントムによるアラート、あるいは第十五戦術偵察中隊のRF4Cによる偵察飛行、これはさらに続行されると思ふのですが、そのとおりですか。

○久保政府委員 嘉手納には第十八戦術戦闘部隊が存在をしておりますが、その実体の大部分は現在台湾に行つてゐると思ひます。しかし、本部そのものは残つてゐるようでありまして、いまF4がスクランブルの体制にあるかどうかについては私も承知しておりませんし、外務省のほうでも聞知しておらないようでありまして、その実態はよくわかつておりません。

○中路委員 これだけであまり時間をとつてもあれですから、もう一つ、二つ聞いておきますが、スクランブルの機能の問題ですね。確認をする、それからCAP行動をやつていくということは当然であります。自衛隊法の八十四条に領空侵犯に対する問題で「必要な措置」というのが書かれていますが、この「必要な措置」の中に、いわゆる攻撃といふか、撃墜といふか、射撃ですね、これは入つてゐるのですか。

○久保政府委員 これは、武器を使用する以前の段階で、いろいろな領空侵犯に対する措置を講ずる手だてが国際法にもあるわけでございますが、それ以外にどういふ場合に武器を使用するということ、これは、外国の場合と違ひまして、緊急避難及び正当防衛の場合にしかわがほうは武器を使用しないということになっております。したがらして、

その範囲内のものであれば入るだろうと思ひます。

○中路委員 松前・バーンズ協定に基づいて「日本の防空実施のための取扱いに関する通達」というのが出てゐると聞いております。三十四年の九月二日。また、この松前・バーンズ協定の中でこういう節があるのです。いまおっしゃった、日本の場合には外国の場合と違ふというお話と関連して、この松前・バーンズ協定の中に、「総隊の要撃機は航空自衛隊の要撃準則を守り、アメリカの第五空軍の要撃機は太平洋空軍の交戦準則を守るものとす」というのが書かれていますが、日本の場合は外国の場合と違ふ。当然、交戦権が禁止されてゐますから、違ひがあるわけですが、この航空自衛隊の要撃準則というのを出していただきた

と思ひますが、どうですか。

○久保政府委員 要撃準則というのは一応秘書類になつておるそうでございます。この点については、帰つて内容をよく吟味をして検討してみたいと思ひます。

○中路委員 しかし、これは松前・バーンズ協定でも出てゐるわけですし、スクランブルの場合にどういふ行動をとるのかということについて、日本の場合は、交戦権が禁止されてゐるという関係で自衛隊がどういふ準則をつくられてゐるのかということについて、どうして出せないのです。

○久保政府委員 私も一応読んだことがありますが、おそらく格別困ることもないような氣もいたしますけれども、秘書類になつておりますので、私一存でもいけません。したがひまして、空幕ともよく相談して、どういふ点が問題であるかを確認した上で、あるいは内容を御説明するようになつてほしいと思ひます。

○中路委員 いまの点は、ひとつぜひ出していただくということをお願いしたいと思ひます。

それでは、いまの航空の問題は、あらためてスクランブル問題と関連してあとで質問したいと思ひます。

〔発言する者あり〕

○三原委員長 不規則発言は停止願ひます。

○中路委員 別の問題になりますけれども、沖繩の協定以前のアメリカの任務、米軍が持つてゐた機能、そういう中では、いま沖繩に配備された航空、陸上、海上の自衛隊が、簡単にいつてどういふ任務を引き継ぐのかということについてお尋ねしたいと思ひます。

○久保政府委員 これはまさに久保・カーチス取りきめの中に書かれておる事柄がそれに該当するわけでありまして、防空、領空侵犯措置、それから海上の救難、陸上における防衛哨戒任務といったような、まさにそこに書かれてゐるとおりのものがわがほうに引き継がれるということであり

○中路委員 これは四十四年の七月十日の参議院内閣委員会の議事録ですが、沖繩のアメリカの基地、米軍がどういふ機能を果たしてゐるか、その中で引き継げる問題と引き継げない問題について

が、確認する意味で読みますと、「軍事的な機能を一応分けてみますと、先生もよく御存じと思ひますけれども、一つは核抑止機能、これが代表的だと思ひます。これはメーソBを中心としてゐると思ひますが、これはまずわがほうの肩がわりするといふことは全くございません。それから戦術的に攻撃機能といふものを持つておると思ひます。F105を中心としたしまして、これもわがほうの肩がわりするといふ筋合いのものでないといふふうに考えられます。それから極東の平和と安全のためにいろいろな機能を果たしてゐますが、特に太平洋軍の地上の機動部隊の待機基地といふような機能も果たしてゐると思ひます。これは事があれば東なり西なり、南なりに、いつでも飛んでいけるといふような機能でございますが、こ

ういふこともわがほうの肩がわりする筋合いのものでないといふふうに思ひます。で、わがほうに縁がない機能の代表的なものがいま申し上げたようなことであらうかと思ひます。あるいはもう一

つ、全般的な補給機能と、現在ベトナムで戦われている戦いについてのいろいろな補給をやつてゐるようでございますが、こ

ういふ極東全般の補給、支援といふような機能も支援機能として重要視されておりますが、これもわがほうの肩がわりすることはできない、こ

ういふ思ひます。その次ですが、「逆にそういう大事な機能を持つておる基地について、それを防衛する機能といふのも当然付随してゐるわけでございます。その代表的なものが防空機能、あるいはそれに付随するいろいろな哨戒機能と、偵察機能といふようなものもあるかと思ひますが、主として代表的なものはやはり防空機能であらうと思ひます。それから「あるいはもつと具体的に申し上げますと、その防空機能を果たすためには、レーダーサイトが必要でございます。それから対空ミサイルとしてナイキ、ホーク等のミサイルが必要でございます。現に、御承知のよう

に、本土では自衛隊がそういうことをいたしております。現在沖繩では米軍が維持してゐます。こ

ういふことは将来のことを考えますと、自衛隊がそれを維持する能力はあるし、機能上も憲法上も問題ない、わがほうのやり得る機能であるといふことが言えるんではないかと思ひます。さらに、あるいは対潜哨戒、港湾等の哨戒、こ

ういふこともわがほうのやり得る機能であらうと思ひます。さらに直接的な陸上防衛、返つてまいりましたあとには災害派遣とか治安警備とか、あるいは領空侵犯とか、こ

ういふことはむしろ米軍はやる立場にないわけ、わがほうの当然やることといふふうに書かれてゐますが、こ

この国会での六戸政府委員の答弁、これについて

は間違ひありませんか。

○久保政府委員 いまお読みになつたことばの中

で、すぐ私も気がついたのでありますけれども、引き継ぎ得る機能を幾つか並べましたが、それを「防衛する機能」といふ表現は間違つておると思ひます。少なくとも不適当であつたと思ひます。米側から見れば、あるいは基地を防衛する機能であつたかもしれませんが、日本が自衛隊を配置するものは、米側の基地を防衛する意味でこれを配置することを考えたことは一回もござい

○中路委員 いま、当時の六戸政府委員のその部分は適当でなかつたという御発言をされましたね。じゃ、もう一つだけ例をあげま

は四十五年の八月十八日の参議院内閣委員会の中會根當時長官の発言です。「沖繩列島並びにその県民の生活を守る、いわゆる本土防衛の一環として沖繩防衛はあります。これが第一義です。しかしそれと同時に、米軍との共同防衛ということも出てまいりますから、アメリカの基地も守つてやる」といふことも第二義的には出てくるだらうと思ひます」といふことで、こ

こでもアメリカの基地を守つてやる、米軍との共同防衛といふこともその義務の中にあげられてゐる、第二義として、アメリカの基地を守るといふことも出てくるというこ

とを言つてゐるわけなんです、この点はどうですか。

○久保政府委員 大臣の御発言を局長がコメントするのはたいへん不遜だと思ひますけれども、御質問でありますので、お答え申し上げます。もちろん米軍との共同防衛といふのは、日米安保体制そのものが共同防衛といふべきであるわけでありまして、本土におきましても、沖繩におきましても、わが国が第一義的に防衛の任に当たるわけであり

力を得るといふこと、これは本土と変わらないという意味であります。

それから、第二義的に米軍の基地も守るといふ御発言があったようでありましても、これはむしろ沖繩そのものを防衛するのだ、その結果として、言うならば波及効果として米軍の基地も守られるということならば、事実関係を申し述べられたにすぎないのではなからうかというふうに思います。

○中路委員 ごまかしながら進められているわけですが、沖繩に置かれてはアメリカの基地が、それでは、日本の国土を守る、あるいは沖縄県民を守る、これが第一義的に配置されている基地かどうか。アメリカの基地の機能についても一度お伺いします。

○久保政府委員 沖繩に配置されております米軍の機能と申しますのは、これは先ほどの大戸前局長が答へました中で、核抑止力を除けば大体当たるところでありまして、極東の安全に寄与するための前進防衛基地であり、また補給及び通信の中継基地であるということがそれに当たるのではないかと思います。

○中路委員 ではもう少し具体的に聞いていきたいと思います。

安保条約の第五条で「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に對する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に對処するように行動することを宣言する」というふうに書かれてはいるわけですが、いまおっしゃったように、沖繩にあるアメリカの基地、これはいまもお話がありましたし、これはアメリカの高官がたびたび言っていることですね。これはジョンソン國務次官も上院外交委員会でも言っていますが、われわれは第一義的には、日本の直接防衛のためではなくて、その周辺地域のために日本に在るのだ、沖繩に在るのだということも言っていますけれども、これは現実の実態から見ても、いままで沖繩の基地が、

ベトナムをはじめとしたアジアにおける攻撃の基地になつて使用されて、繰り返してやられてきた、このことはベトナム戦争が明白に示しておりますし、日本の沖繩基地として、これがアジアにおける戦争の基地になつていたといふことは事実がはっきり示しておるわけですね。第五条でいふ、いづれか一方に對する武力攻撃が起り得る、そういうことがあり得るとしたら、いまの場合、この沖繩を基地として、これが足場になつて極東周辺に展開しているアメリカの基地あるいはアメリカ軍に對する攻撃以外にあり得ないと思つて、これが、このアメリカの基地が外国から報復攻撃を受けた場合、その防衛のために日本自身の自衛権に基づく行動ができるのかどうか。

○久保政府委員 相手方の艦艇あるいは航空機による武力侵襲といふことは、武力攻撃が何を目標にして行なわれるかといふことは、これは事前にはなかなかわからないわけでありまして、少なくとも本土におけるいかなる施設、いかなる領域が攻撃されようとも、これは日本そのものが武力攻撃されるわけでありまして、私は当然防衛行動を下すべき事態であらう、こういうふうに思います。

○中路委員 たとえば攻撃をして引き返してくる、逃げてくる、明らかに追跡されてきて、もつとわかりやすく言えば、たとえば領海内の停泊の米軍艦です。領海内のアメリカの軍艦、侵略をして戻ってきた、あるいは逃げてきた、その軍艦だけに追跡をしてきて攻撃をする、武力攻撃がある、この場合もいま言われたような理解に立たれますか。

○久保政府委員 デリケートな問題であります。安保条約の解釈の問題でありまして、私のほうの解釈をここで申し述べるのは適当でありませぬので、外務省のほうへ御質問いただきしたいと思います。

○中路委員 この自衛権の問題は非常に重要な問題ですが、たとえばこれは昭和四十三年三月十六日の予算委員会でも、総理に社会党の岡田委員が質

問をされて、確定解釈をお願いしたいという質問について、佐藤総理が「法制局長官にお答えします」といふことで、高辻政府委員が答弁している。自衛権の範囲の問題です。ここで言っているのはわが国に對する急迫不正の侵害があつたとき、これが第一義ですね。自衛権の発動の要件を三つあげていますが、二番目に国民の生命安全を守るために他に手段がないという判断の場合、三番目に必要最小の限度において働くものと解釈するといふのが、自衛権発動のいわば三要件として答弁をされているわけです。

いま私がお尋ねした、たとえば実害を与えない領空や領海の侵犯といふのはありますが、当然これについては外交交渉といふこともあるでしょう。ほんとうにいまいった自衛権をどうしても発動しなければいけない事態ですね。国民の生命や財産を守るのにこれ以外にないという条件ではないと思つて、その場合にも、いまお話しのように、この共同行動を宣言するといふ自衛権の発動、そういうことが必要があるのですか。

○久保政府委員 この自衛権の要件として三つの要素があげられましたが、これはもう常にそういう説明が行なわれていますので間違いないと思つます。

そこで、どういふような事態に防衛行動がかけられるべきであるか、これは一政府委員が申すべき事柄ではなくて、国防会議にもかけられますし、内閣総理大臣がきめられて国会にも審議される、まさに政治的な問題でありまして、どういふような場合といふふうに具体的にどこできめつけるのは適当ではないのではなからうかというふうに思います。

○中路委員 長官にお伺いしたいのですが、日本の場合には当然憲法の上からいっても集団的な自衛権といふのは発動できない、まずこれからお尋ねします。これは間違いありませんか。

○山中国務大臣 これはもう憲法上そうでありまして、個別的自衛権の範囲であることは当然であります。安保条約の先ほど言われました第五条で

も、先ほど読まれたところのうしろのほうに、「自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に對処するように行動することを宣言する」。でありますから、日本国の憲法の制約をはずれるといふようなことはあり得ないといふことであります。

○中路委員 日本の憲法の及ばないアメリカ軍基地あるいは米軍、それに対する、たとえば先ほど言つたような例の攻撃、こつこつたものが自国の国土、財産と自国民を守るというこの個別自衛権ですね。個別自衛権がそれで発動できるのかどうか、この問題についても少し統一的な見解を長官からお伺いしたいと思います。

○山中国務大臣 これはやはり基本的に統一見解と申しますか、法制局長官が答弁したような、わが国に急迫不正の侵害がある、ほかに全くこれを防衛するといふ手段がない場合、それは必要限度にとどめなければならぬ、こつこつたような条件に合致する、まあ三要件といふますか、お読みになつたことと同じであります。そういう条件下でなければ考えられないことだと思つます。

○中路委員 私の具体的な例をあげての質問には十分答えていただけないわけですが、私は沖繩を視察して痛感するのは、沖繩で一番こつこつた事態が予想される。たとえば考えられるのは、締約国の一方に對する攻撃といふのは、いま私が言つたような例、最も考えられるのは、それに対して、いまの憲法のもとで、当然安保条約の五条でもこれは集団自衛権の行使じゃない。共同に對処するといふのは個別自衛権の発動の問題ですけれども、この関係の問題を、私は見解を明確にしたい。きょう法制局は呼んでなかつたのでお見えにならないと思つますけれども……

では、もう少し別の点でまたお伺いしますけれども、いま長官が言われた「憲法上の規定及び手続に従つて」といふふうに書かれてある。日本国憲法九条では、一切の戦争、武力行使といふのを

放棄している。戦力を保持せず、交戦権を認めないと言っている。「憲法上の規定、手続」というのは、一体どういう規定、手続があるわけですか。

○山中国務大臣 これはもう憲法第九条をめぐる論争が絶えずいわれていることではありますが、私たちは、第九条というものは、国際紛争解決の手段としての戦力の保持は禁止されておる、しかし一国の国家、民族の独立というものを守る力というもので否定されておるものではないということとですと一貫いたしております。したがって、その範囲内における専守防衛、武器にしても他国を攻撃せず、攻撃する能力を持たず、あるいは核兵器については国会の決議等もございまして、政府の方針としても、つくらず持たず持ち込まずという方針が確定しておりますから、もっぱら専守防衛という立場の範囲ということになろうと思っております。

○中路委員 結局ここで言われているのは、自衛隊法に従って行動するということになりまして、具体的に、それ以外にないわけですね、行動の基準というのは。

そうしますと、この自衛隊法は国会の承認が要るわけですね。緊急の出動の場合には、この自衛隊法七十六条でも出ていますが、国会の承認を得ないで出動した場合には、あとでやはりはからなくちゃならない。共同に対処するということで出動した、国会の承認を求めた、不承認の議決があったとき自衛隊はどうされるわけですか。

○山中国務大臣 これはもう書いてありますから。「内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならぬ。」これは同じように自衛隊法の第六章の第七十六条第三項であります。

○中路委員 そうしますと、先ほど読みました安保条約五条で、共同に対処するということを宣言していますね。この安保条約五条で、そういう危険には共同に対処するということを宣言するということになっていますが、これと、いまの自衛隊

法で読まれた、たとえば出動したけれども国会で不承認になったという場合には自衛隊の撤収を命じなければならぬ。この安保条約五条の宣言するということと、自衛隊のいま読まれたところの関係ですね。これはどういう関係になりますか。

○山中国務大臣 これはもう日本国の憲法とその手続に従って行なわれる行動であつても、当然国会の承認がなされなければならないということとは原則でありまして、したがって、国会の承認を得るひまがなかったときということがここに書いてあるわけでありまして、そういう事態も一応は予測してある。しかし原則は国会の承認が前提である、こういうことでは足りておると思ひます。

○中路委員 私の聞いてゐるのは、承認を求めて不承認になりますね。なつた場合、「撤収を命じなければならぬ」と書いてある。安保条約五条では、そういう危険に対しては共同に対処することを宣言するということになっている。宣言して共同に対処するということが書かれてある。しかし国会で不承認になった場合には撤退しなければならぬ。この関係はどういう関係になるのですか。

○山中国務大臣 「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」でありますから、この手続は自衛隊法に定められてゐる。先ほど読んだところでありまして、

○中路委員 そうするとこれは撤収される。安保条約の五条があつて、共同に対処するということが宣言されていますけれども、国会で不承認になれば、当然そちらが優先して撤収するということですね。

○山中国務大臣 それはもちろんであります。

○中路委員 私は沖縄県の視察をして、この自衛権の問題についていろいろ考えさせられることがあつたわけですが、実際に沖縄の県民を守ること、このこと、本土を守ることとはどういふことなのか。沖縄の県民を守ることとは、私は第一番に、あの占領直後アルドーザーと銃剣で農民から土地を奪つて居すわつていった、きのう

も質問のあつたこのアメリカの基地、これをまず県民に返す。そして沖縄県民の望んでいる平和な暮らし、こういうものを回復していくということがいま沖縄県民を守るほんとうの趣旨じゃないか。施政権返還のあととも引き続いていふゆる土地強制収用法、公用地等の暫定使用に関する法律で、いまも、地方自治体も、あるいは民有地の人たちが強制収用されて、しかも、軍用地を押える、そして沖縄県民を守るといふ名目で実際には米軍とその基地を守る、共同の作戦のもとに入れられる。こういう点で、今度の自衛隊の沖縄の配備という問題が、ほんとうに県民を守り日本本土を守るといふことにならない。ますますアメリカのこの共同作戦に引き込まれていくのじゃないかということとを痛感するわけですが、これについてはさらにまたあらためて御質問することにして、もう少し配備の部隊について、先ほど防空の問題について御質問しましたけれども、陸上、海上とも少し突っ込んでさらに質問したいと思ひます。

沖縄配備の陸上自衛隊の普通科中隊二個中隊ありますが、この基準の編成、これは本土と同じですか。

○久保政府委員 この混成団の編成の中で、高射特科群は別であります。普通科の中隊と施設科の部隊とは、本土におきまする配備に比べて、たとえば普通科の中隊ですと、装備を若干減らし人数を減らしております。反面、施設部隊については、普通のたとえば地区施設隊に比べて人員を増強しておるといふような違いを持っております。

○中路委員 そういういいかげんなことを答弁されちゃ困るんだな。じゃ普通科だけ聞きましょう。この第一混成群、普通科中隊の編成について、分隊までどうなつてゐますか。——じゃ私がお話ししますが、間違いないか。

本土の普通科中隊の編成はライフル小隊が四つあります。そして班が三つですけれども、沖縄の普通科中隊はライフル小隊四つ。分隊といつていますが、分隊三つに別に火器分隊というのがあります。本土の普通科中隊の編成にはない火器分隊

というのがあつて、六〇ミリ迫撃砲二門ずつ持つという編制になってゐますが、これは間違いないませんか。

じゃもう一つだけあわせて聞きましょう。局長が装備を減らしているというお話だから、私は聞いているのです。装備を減らしているんじゃないかと、本土にもないこの火器分隊というのがついているという話。編制についても、実際には本土の中隊よりも多いんですよ。そうではありませんか。

○久保政府委員 本土の普通科中隊が二百十三名に對しまして、沖縄の臨時普通科中隊というのが百八十五名で、人員は若干減つております。

それから、おっしゃいますように、火器分隊というものが沖縄にはありませんが、本土にはそれに対応するものがあります。そのかわりに、連隊の中で重迫撃砲中隊というものが普通科中隊を支援する部隊としてございまして、その普通科中隊を支援する部隊としては、この重迫撃砲中隊に相当するものを持っておらない、こういう意味であります。

○中路委員 いま人員の編制もおっしゃいましたが、定員ですよ。二百十三名というのは本土の普通科中隊の定員ですね。しかし実際には、充足率はいま六割七割、百三、四十名じゃないですか。間違ひありませんか。

○久保政府委員 大体六〇%前後であります。

○中路委員 沖縄に配備された今度の普通科中隊百八十五名というのは、全部充足されているんですよ。私は、三日間調査に行けと言われたから、視察に行つて見てきたことを御質問しているわけですよ。向こうでも何べんも聞いた。百八十五名、欠員あります。全部充足されてゐますかと。ほとんど充足されている。だから、いまのように、規模も小さいし装備も減らしているんだという答弁ですけれども、時間もありませんが、ほかの部隊について一つ一つやりますが、普通科中隊一つ取り上げても、編制も実際には多いんです。普通科中隊の人員も多いんです。沖縄のほうは、減らしているんじゃない。装備も別の装備を持っておる。

コブターないし艦艇を使つての離島間の輸送、特に災害派遣に關連する輸送というような問題が海上自衛隊の任務になっております。さらにハワイ・ピーチに寄港する海上自衛隊の艦艇のいわば管理、世話をやく任務を持つということでありま

す。

○中路委員 これも先ほど読みました四十四年七月十日の参議院の内閣委員会、一部不適当な発言だったといわれた同じ委員会の戸政府委員の発言ですけれども、これは前川さんの、沖縄に派遣される海上自衛隊のおもなる任務は何かという質問の中で、沖縄の施政権が返ってきた場合に、「わがほうが将来沖縄に海上自衛隊の幾ばくかの部隊を当然置くことになろうと思ひますが、その場合の考え方、根拠としては、いまお示しの、本土からの航路を守る、あの列島における列島間の交通も守る、さらに侵略の様相を想定した場合の潜水艦なりあるいは他の艦艇による攻撃機能も守ると、あるいはさらに直接、おっしゃいませんでしたけれども、あそこを基点にして、全体の、本土へ至る海上交通の要路を守ると、そういう機能を果たすべきだし、そういうことを頭に置いて海上自衛隊の配置を考えるべきであらうというふうな考え方を持っております」というふうに答弁されてはいますが、これも間違ひありませんか。

○久保政府委員 幾らかオーバーな感じはいたしますが、たとえばP2Jを配置するということは、これはこのラインに、つまりいわゆる南西航路というものを設定した場合に、これは有事の場合でありますけれども、そういう場合に、哨戒を行なうことによつて航路を守ることにならうと思ひます。もちろん、このP2Jが対潜機能も持っておりますので、いわゆるASWの機能も持っております。しかしながら、水上艦艇から攻撃を受けた場合に、それに対処する能力を海上自衛隊の沖繩配置の部隊が持っているかといわれると、これは持つておらない。したがつて、掃海艇でありますとか、支援船でありますとか、そういう小規模の小型の艦艇しか配置しておりませんので、

そういう能力は持つておらないということになります。

○中路委員 前の国会の答弁が、いつも少し不適当だとかオーバーだとかいう表現ですけれども、私はそのときの答弁のほうが、沖縄の配備の自衛隊の役割、任務をわりあい正確に言っているんじゃないか。いま実際に派遣されているのがまだ規模が小さいから、こまかそうとされているんじゃないかと思ひます。

もう少しお聞きしますが、海上自衛隊は将来護衛艦を基地隊が持つようになるのかどうか。

○久保政府委員 現在のところは考えておりません。

○中路委員 現在のところ考えてないというのは、将来は配置するということか。あるいは現在考えてないのは、まだ条件が整つてないから、そういう意味ですか。

○久保政府委員 私どもが政府の内部で、あるいは少なくとも防衛庁長官の指示のもとにつくられておりますのは四次防しかございせん。そこで四次防の範囲内で申し上げれば、そういう計画はないということでありま。

○中路委員 四次防以後には護衛艦を何隻か配置するということは検討中ということはありませんか。

○久保委員 検討はいたしております。

○中路委員 佐世保からハワイ・ピーチ、これも視察させていただきましたが、向こうの司令部に普通の護衛艦はどのくらい時間がかかりますかと聞きましたら、二十ノットで一日かかるという話を聞いていました。護衛艦についてお尋ねしましたら、佐世保の所属ですね。佐世保の所属にしておいて、将来は常時二、三隻の護衛艦が置かれるようになつていこうという話もしてました。なぜ佐世保の所属にしておくのかといふふうに聞きましたら、艦船修理の能力がまだ沖繩にはないんだ、だから実際には佐世保の所属でないと現地に艦船修理能力がないからだといふ話を制服の方がしておられましたけれども、最近新聞で、これは

朝日新聞だったですが、沖縄の共同使用のハワイ・ピーチの地域に艦船修理の施設をつくるという記事が出ていました。これはどうですか。

○久保政府委員 二つの問題があつたわけですが、四次防におきます護衛艦の建造は三次防と同数であります。つまり減耗に対する補充分を近代化によつてつくつたわけでありま。

うちで地方隊に配属するもの、これは地方隊にはDEといひますが、護衛艦の数がばらばらでありますので、なるべく均分化してまいりたいといふふうに思つておりますが、そういう場合に、南西諸島もわが領域の中で、つまり防衛の範囲に拡大されておるといふようなことを含めて、佐世保には若干増強をせねばなるまい、一隻くらいはふやさねばなるまいかといふことを考えておること

は確かでありま。

それが沖繩の部隊に配備されるべきものといふことではございせん。あくまでも、佐世保のいわゆる警備区域といふものが拡大された、そういうことに伴つて若干、一隻くらいは余分に配備をしたいといふことであります。

それと、佐世保の現在米側が使つておりますドックを自衛隊が使いたいという希望を持つておることは確かであります。しかしそれはまだ進行はしておらないという状況に現在あります。それと、いまの基地の司令官が言つたと言われま。

な、佐世保に所属させる護衛艦との関連はございせん。

○中路委員 いまちょっと記憶間違ひしました。司令官じゃなくて、何というのですか、一緒に案内してもらつた向こうの幹部の人です。

それからもう一つ、これも現地でお聞きしたのですけれども、船の燃料補給をどうしているのか。海上自衛隊が向こうに派遣されて、現に掃海艇も行つていますね。たまたば護衛艦も立ち寄る、艦隊も立ち寄るでしよう、その場合の燃料補給をどうしているのかと聞きましたら、タンクローリーで運んでいるのだといふ話ですね。将来、こ

うふうに艦艇がたたび寄るわけですから、タンクローリーでどこから運んでくるのか知りま

せんが、そういうことではどうして解決できないと思ひますけれども、燃料の問題はどうされるのか。

○久保政府委員 これは私、具体的には存じませせん。そういう施設の設置の問題でありま。

も、おそらく年次計画で計画されるのではなからうかといふことだと思ひます。

○中路委員 将来、独自の燃料の補給施設を持たれるのか、それともハワイ・ピーチに広大なアメリカの燃料タンクがあります。これも説明していただきましたが、この燃料も共同使用にされるのか。この点は具体的に何か……。

○久保政府委員 施設関係は私、存じませせんが、少なくとも米軍との共同使用という形にはなるまいと思ひます。おそらくこのハワイ・ピーチで海上自衛隊の使う燃料補給が不便であれば、もし必要であれば自分でつくるといふことであらうと思ひます。それがどの程度必要であるかどうか、ちよつと私いま存じません。

○中路委員 沖縄に海上自衛隊が配備され、ハワイ・ピーチが使われる、共同使用だ、ということとは海上自衛隊の作戦範囲が非常に広がつてきた。東アジア全体の広い海域に拡大するという問題と当然関連が私、出てくると思ひますが、昨年十月の国防会議できまつた四次防の「主要項目」の中に「周辺海域の防衛能力および海上交通の安全確保能力を向上」といふのが書かれていますが、この「周辺海域」といふのは、具体的にどこからどこまでの海域を意味するわけですか。

○久保政府委員 中曾根防衛庁長官の当時、すなわち四次防の防衛庁原案当時の国会に対する説明といたしましては、その周辺海域、少なくとも日本が防衛の範囲として考えるべき分野を、東は南島、南は沖ノ島、そして南西諸島といふふう

に線を引きました。つまり一番東、南、それから東南、西南の海域におけるわが領土の最先端を結んだ線、これは距離的に申せばは一千マイルくらいになりますけれども、そういう御説明を国会でもしてきつたわけでありま。

その後の長官

うことでやっております。もうすぐ告示の改正ができると思います。

○中路委員 今後どうするかということとはともかくとして、間違つた告示をしていることを、どうして間違つたものとまず取り消さないのですか。その告示は間違つてゐるのだということを取り消さなかつたら、間違つた告示をやつていますね。間違つてゐるということはあなたたちも認めてゐるわけです。しかし、ますます取り消したらアメリカの演習が支障を来すとか、この前そう答弁された。あとどう取り扱うかというのを検討してから近く発表したいというが、まず、間違つた告示は、法に照らして間違つてゐるのだから、それははつきり取り消すということはどうして言えないのですか。

○高松政府委員 この問題は、前にも申し上げたと思ひますけれども、公海を施設、区域として提供するという形式をとつておることは明らかに間違ひである。公海についての制限というものは本来あるわけのものではないのですけれども、ただ、そこにおいて演習が行なわれるについては、一般の漁業者あるいは海洋を航行する船舶に、あらかじめこの区域において演習が行なわれるというふうなことをきめておいたほうが、よりそういう保護に過するであらうということ、この区域が大体演習区域であるという点の告示はやはりどうしても必要でございませう。しかしそれは、安保条約に基づいて提供する施設、区域ではない、それを一緒にして告示したところが従来の間違ひである、それを分離してそれぞれ性格をはつきりさせる、こういうことで、従来ありますものをすべて取りまとめまして、かなり厚いものになりますけれども、そういう告示に現在直すということ、大体私の決裁が終わつたという段階にあるわけでございます。別に、その告示をやらなければ米軍が公海上において演習できない、こういうことではございませぬ。むしろそこを通行する船舶、漁船その他に対する保護を考へてそういう区域をきめていたわけでございます。

○中路委員 漁業に危険を与える場合もありますから、それをどういうふうにするかというところは、一つの別の問題ですね。施設として提供したというところは間違ひないわけですね。間違つた告示は取り消さない。それからあと、それをどういうふうにするのか。施設として提供するわけじゃない、しかし、そこで演習が行なわれた場合に、漁民に対しても被害を与えるわけですから、それをどういうふうにお知らせするかということ、これは別の方法で考へなければいけない問題です。しかし、私が言つてゐるのは、安保条約の地位協定に基づいて告示で施設を提供する、これは間違ひなんだから、間違つた告示は取り消すというのは当然のことなんだけれども、半年以上もつたつても、まだこれさえ取り消さないというのは非常に不当なことじゃないか、それを聞いてゐるわけですから、今後どうするかという問題だけではなくて、いままでの間違つた告示をなぜ取り消さないのか、何か月もたつて。

○高松政府委員 おくれましたことはたいへん申しわけないのですが、先ほど来御説明申し上げておりますように、告示を新しい形の告示にいたしまして、それで領海の部分と公海の部分を一緒にいたしますか、公海におけるこの区域の明示といふことも含めまして、ただそれは施設、区域ではないことは先ほど御説明したとおりですが、そういう形においてはごく近くそれが告示として官報に掲載されるようになると思ひます。事務的にどういう形でそれを直すか。間違つてゐることにつきましては、私も前も前からその点については、これを訂正いたしますということをお申し上げておるのです。その訂正のしかたについて若干日にちを食つたことは申しわけございませぬけれども、そういう段階取りでもうすぐこの点についての訂正はできると思ひます。

○中路委員 これ以上この問題はしませんが、大臣、初めて聞かれたかもしれないけれども、私が言つてゐるのは、間違つてゐるのだから告示を改めなければいけない。これは当然のことなんだ

す。しかし、いままでの間違つた告示をどうして取り消さないのか。間違つたということ認めながらどうして取り消さないのか。それで漁民にも大きな影響を与えてゐるわけだ、その地域は、きのうも大出委員の発言があつたけれども、施設庁がやつてゐることは、自分らがやつた間違つたこと、そして県民や国民に大きな影響を与えてゐる、被害を与えてゐるという問題について、間違つた場合にははつきり間違つたとおわびをしななければいけない。それすらできない。それでごまかして、そしてまた次の告示を出していくというやり方をやろうとされるから、私は、はじめをきちつとつけないさい、間違つた告示は間違つたといつて取り消さないといふことを言つてゐるのですよ。

長く話したから大体おわかりになつただろうと思ひますけれども、ちよつと大臣の御意見だけ聞いておきたい。

○山中国務大臣 これは私も実は驚くべきことを聞きました。ということ、いままで私は鹿児島県漁連の会長もやつておるわけですよ。(中路委員「鹿児島は影響が大きいんですよ」と呼ぶ)したがつて、この影響の大きい海域、ことに四国、九州、ことに東岸のほうに各県影響があるわけですが、それを提供水域として告示してゐたということ、これはどうも初歩的に考へられないことであると思つて私はいま聞いておりました。したがつて、これは誤つてゐたことについては直ちに、施設庁長官名で文書をもつて、関係する県、そして漁協、そういうものに対して根拠が間違つてゐたことのおわびをさせます。

さらに、これは私の考へですが、それを今度は提供水域でないことに変えた告示をしたことによつて、漁業者に補償する責任はもうないという立場をとることは許されない。ということ、単なる航行の安全とか操業の制限とかいうものでありませぬ、どのような形で誤つてゐる以上は、当該水域にかかる漁業者の補償ということとは引き続いて行なわれるべきものと思ひますので、これは

私の責任においてそのような形で処理していきたいと思ひます。

○中路委員 この問題はいま大臣から答弁がありましたから、至急そのように処理していただきたいと思ふのです。

もう一つ、これもこの前、きょうは大河原さんお見えになつてゐませんけれども、大河原さんが最後は認められたのですが、沖繩の那覇空港の先にある弾薬庫、有名な瀬長島弾薬庫、これが、この前の春の日米安保協議委員会できめられた、返還される空軍・海軍補助施設に入ることと私が聞きましたら、入らないという答弁をしてゐた。だから私は地図を示して、これは空軍・海軍補助施設に入らんじやないかと何べんもやつて、結局それは入らんじやないことになつた。しかしこれも、前の沖繩国会の記録を見れば、吉野アメリカ局長は、空軍・海軍補助施設には軍事に要するような施設はないといふことを繰り返してゐるのです。だからおそろく、その中身といへば瀬長島は入れられてゐなかつた。日米の施設の返還の交渉に当たる最も当事者の人たちの間で、施設庁と外務省の間でも食い違つてゐる。この弾薬庫は返すんだ、入らない、こういう状態は私は全くけしからぬことだと思ふのですけれども、この前、入らんじやないことではつきり答弁されましたが、もう一度これは施設庁にも念を押しておきまして、この瀬長島弾薬庫は空軍・海軍補助施設に入り、この前の日米協議委員会の中で定められて、この補助施設は近く返還されるということになるわけですから、瀬長島も当然、この安保協議委員会の合意文書で述べたとおり、この補助施設の一部として返還されるんだということに間違ひありませんか。

○高松政府委員 瀬長島弾薬庫が那覇空軍・海軍補助施設に入ること間違ひございません。

○中路委員 それではお聞きしますが、いま一部自衛隊が使つてゐますね。二四(a)の使用だといふ話を現地で聞きました。将来この弾薬庫はいずれ返還されるということに合意をされてゐますか

ら、いつごろ返還を目ざされているのかということもお聞きしたいのですが、その返還と関連して、自衛隊がこの施設について引き続き使用するか、そういう考えがありますか。

○長坂政府委員 御質問の、瀬長島自身が米軍の施設でなくなるとき、つまり返還されたとき、現在の(24)の地位協定上の条項のもとに共同使用しておりますこの施設は防衛庁としてはどう考えるか、こういう御質問だと思いますが、これは結論はまだ出しておる段階ではございません。ございませぬが、私どもの事務担当者としての感じからいいますと、ここが米軍の施設でなくなった場合、引き続き自衛隊が弾薬庫としてこれを使用するということはあまり適当ではないのじゃないかという感じを持ちまして、引き続き検討をしておるところでございます。

○中路委員 それが返還になりますと、もういまの時期ですから、公有地のあの強制的な収用はできないわけですね。だから、この瀬長島を含む空軍・海軍補助施設の施設、区域、これは私も行ったときに少し調べましたけれども、国有地はわずかにす。これは前日の大出委員の発言にもありますように、沖縄の場合には、ほとんどが市町村公有であるいは私有というのが多いわけですね。瀬長島もそのとおりですが、これが米軍から返還になった場合、それぞれの所有者に返還をされる。またそれが、たとえばいま自衛隊は使用する気持ちはあまりないとおっしゃいましたけれども、自衛隊が使用する場合は、当然その時点で市町村あるいは個々の地主と契約を結ばなければならぬと思うのですが、その点についても間違いありませんか。

○高松政府委員 大体そのとおりでございます。○中路委員 村有地が相当あるのです。この村長は又吉村長ですね。沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律では、これは収用できないというところ、対象外であることは明らかですから、当然、この所有者が契約を拒否した場合は、この弾薬庫については強制収用できないと思うのですが、これも間違いありませんか。

○長坂政府委員 強制的な手続によつては不適当であると思ひます。したがって、先ほどお答えいたしましたような、それから御発言の中にございませぬ、反対の事実がございませぬ、契約拒否と申しますか。そういうようなことも考え合わせまして、先ほど申し上げましたような、現在で結論を出しているわけじゃない、ということも不適当ではないか、適当ではないのか、いかという感じをいま検討しておる、こういう状況でございます。

○中路委員 もう一、二お伺いしたいのですが、これはもうすでに何べんも国会で質問されている問題。しかし、やはり、沖縄へ行ってみて、あの空港に行ってみて、全く民間空港が片すみに追いやられているという姿を見ると、もう一度御質問したいのですが、この沖縄返還協定の目玉商品だと宣伝された那覇空港、ここにP3が居るわけである。五十年の三月の海洋博をめぐって、たびたび外務省の皆さんも、那覇空港のP3対潜哨戒機を嘉手納飛行場に移動するので米軍と折衝中だというお話もありましたけれども、実際にどうして、あと、運輸省の人に関いてみても、空港ターミナルやいろいろ建設することを考えれば、直前に返還されたのじゃという海洋博の問題も問題にならないという状態です。第一、施政権が返還になって以来すでてもう一年以上たっている。しかもあと、五十年ということになるわけですから、地位協定の二条四項(6)に基づいたというこの地位協定の解釈からいっても、私は非常に不当にやないかと思うのですが、長官がこの問題について最近発言をされておられますが、このP3の移動の問題についてどのような見通しを持っておられますか。

○山中国務大臣 これは私は、率直に言つてアメリカの約束違反だと思つております。しかし現実にはこまめに嘉手納基地に移してまいりたい。そのためにわれわれとしては、途中で陸、海、空、マリー

ンの対立等があつて、現地で、普天間飛行場に移つてかさ上げの費用が三十八億とかいろいろな経過があつたようでありまして、私は、振り出しに戻さなければいかぬ。すなわち、滑走路の一番便利なところは中央部、海岸寄りとは反対の陸地のほうにターミナルビルというものの計画を、当初運輸省と防衛施設庁も含めて私の手元でやっていたわけでありましたから、その原案に返す。

問題は、嘉手納の基地のほうに移るP3の駐機場、格納庫、それに地上の連絡、高度精密機械等がありましよう。こういうものの等の移動と、それからその移動に伴つて工事を開始するターミナルビルの着工とその完成の時期の問題があります。この問題は運輸省当局も承知しまして、私どもの施設もまじえて相談をしたのですが、いろいろと技術的な困難があるということでありまして、いろいろと、しかし、まず、P3の地上機能に關係のない、現在の自衛隊の一部入つてもおりますが、かまは二兵舎的な隊舎、あるいはまたグラウンド、野球場、みだいなものがあります。そこらところのところが予定地でありまして、ターミナルビルそのものの建設には、さしあたりP3において支障はないという線、運輸省には、現在のターミナルビルを補強して少し広げて仮設的な感じで使おう、将来は移ろふというふうな考えがございまして、これは将来むだにならない程度にやっておいて、そして本格的なターミナルビルというものは原案に戻すというところで、運輸省の航空局の諸君とも合意いたしました。あと残されたものは、その消化する能力、工事を進捗させる時間的な問題というだけでありまして、これを検討して、五十年の三月とかなんとかということではなくて、それより早くまずターミナルビルの建設が始まる、そして海洋博にはそれが機能を有したターミナルビルになるように、両面の準備を進めながらいま努力をしておるところであります。

○中路委員 私たちは視察に行つて、現地でこの空港の使用状況の説明もいただきましたけれども、これは私自分で那覇空港事務所でもた資料を

いただいて見たんです。たとえば昨年の十二月、非常に発着回数が多いときですが、をとつてみますと、那覇空港で一月間一万二千四百回、多いときは一日四百回以上。五月は五千回だと簡単に現地で言つていましたけれども、調べてみると十二月は非常に多いですね。東京国際空港や大阪空港と比べても変わらない、それに次ぐような交通量で、パンク寸前になっているわけですね。しかも幅四十五メートル、長さ二千五百五十メートルという滑走路一本しかない。ここにP3がまだ居るわけである。そして自衛隊機が入る。十二月のこの一万二千四百回のうち、軍用機の使用が五千六百八十五回、民間機が四千五百五十九回。しかも軍用機の事故がいろいろ起きています。

これは古い資料ですが、昨年五月十五日から八月二十三日まではほぼ百日間で、那覇空港事務所の話ですが、民間機の事故四件、軍用機事故は九回の三十六件になつております。三日には一件の割りで軍用機の事故が那覇空港で起きています。私は、こういう状態が続いていけば、いつ大事故が起きるかかわらない状態だと思ひます。

沖縄返還の目玉商品といわれたあの那覇空港が、実際、民間機があつた片すみに押しやられて、P3が居るだけじゃなくて、自衛隊が入つてきて、しかも事故回数も民間機の九倍に達している。三日に一回の割合で事故が起きている。沖縄県民をほんとうに守り、この那覇空港が施政権返還の目玉商品だとすれば、このような状態は即時解決しなければいけないと私は思ひます。ほんとうに沖縄県のこれが玄關であり、返還の目玉商品であるというならば、こういう状態は許せないと思ひます。

この問題について、P3も含めて、おそらく長官も、いまの状態のままでいいということではないと思ひますが、自衛隊もこれからさらにふえる。さっきの話だったら、自衛隊機もふやすということになれば、これはどうするつもりですか。

○山中国務大臣 発着回数等の事実關係は事務当局に説明させますが、基本的には、私が先ほど申

し上げましたとおり約束違反ということで、私は
そう思いますから、したがってその約束どおり実
行させるために私は全力をあげる、こういうこと
であります。むずかしい問題等いろいろあります
けれども、何が何でもという気持ちでやっております。

○大西政府委員 那覇空港におきまして航空機の離
発着回数、先日御視察のときに御説明いたしま
したのは離発着回数でございます。それから空港
事務所で普通、空港の使用状況をはかるために使
う数字は管制回数でございます。ただいまお話が
ございました十二月の数字は管制回数であろうと
思います。

そこで、五月の管制回数を申し上げますと、合
計七千二百回でございます。確かに昨年の十二月
は一万回程度の管制回数でございました。私ども
も、これは非常に多いという感じを持ちまして、
運輸省の事務当局に事情を照会いたしましたところ、
あの時期は民間機が非常に訓練をしたという
ようなことでございまして、運輸省のほうも、民
間機の訓練をある程度控えるようにというような
指示を出しまして、その後一月から五月まで大体
七千回から九千回程度でございました。そのうち民
間機は四千回から五千回程度でございましたが、那
覇空港の収容力といえますか、管制上の収容力が
どのくらいあるかという点につきまして、運輸省
当局の話では、一月一万回くらいは可能ではな
かろうかというふうに見ております。現在自衛隊は、
五月の数字では約一四〇程度を占めております。
米軍機が三五〇くらい占めておりますが、したが
いまして、P3が撤去された後にはゆとりが
あるのか、こういうふうに見ております。

○中路委員 もう一つお伺いしたいのですが、こ
れは昨日長官から、陸上自衛隊が少なくともあの
町のどまん中に居るわっているのはどうか、他の
ほうへ移ったほうがいいというふうなお話もあり
ましたけれども、その問題と関連してお聞きした
いのです。
これも、私たちが視察に行ったときに、那覇の

市長あるいは建築関係の方から訴えがあったもの
です。資料ももらってきまして。

さきに管内居住の自衛隊員の住民登録の問題が
ありました。この問題の解決にあたつて政府が、
自衛隊基地内にも地方行政権が及ぶということ
を確認されたわけですが、いま那覇市内の自衛隊の
基地内で進められている建築工事、これが、市の
文書でも明らかになつて、建築基準法に違反して
いる。航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐と
ん地などで進行中の工事十二件。防衛施設庁が十
一件ありますが、あと気象庁のほうはストップし
ている。防衛庁の関係の十一件だけ。これは、自
衛隊の電話交換室、あるいは倉庫、こういったもの
が含まれていますが、こまかい点は省略します
が、第一番に、市の建築基準法の適合通知を受ける
というところに建築基準法十八条四項ではなつてい
ますが、この建築はまだ那覇市の建築基準法の適合
通知を受けないまま着手をされている。条例の規
定に適合するかどうか審査をして通知をするわけ
ですが、これはまだ受けないまま工事を進められ
ているわけですね。この問題について、まず施設庁
のお考えもお聞きしたい。

○高松政府委員 昨年からことしにかけまして、
この問題がだいぶ那覇でこたえたいたしました。
いろいろ長いいきさつがあるわけでございますが、
けれども、いまおっしゃった中で、建築基準法に違
反している、そういうことをやっている、こういう
うなお話でございますが、確かにそういう確認通知
を受けないで工事をやったという点については、
そういうことにもなるかと思ひます。

ただ、これが問題になりましたのは、工事の内
容なり工事の自身自身が建築基準法の定める基準
に合致していないということではございませんで、
ただ手続上においてそういう問題が起つた。
特に、昨年の十二月二十五日に那覇市長から、う
ち三件について確認通知の保留の書類が参りました。
引き続きまして、ことしの三月の七日になり
まして、建築主事から確認通知ができない旨の通
知がございました。その理由の一つは、基地内に

行政権が及ぶかどうか非常に問題があるというの
が当初の議論でございました。それが、住民登録
の問題がああいう形で解決されてまいりまして、
それに伴ひまして、その点については疑問はな
なくなつてきた。

ただ、建築基準法四十三条に規定する「建築物
の敷地は、道路に二メートル以上接しなければならない」、この規定に違反している疑いがある、し
たがって出せない、こういうことがございました。
しかし四十三条には、「ただし、建築物の周囲に広
い空地があり、その他これと同様の状況にある場
合で安全上支障がないときは、この限りでない」、
こういう規定がございまして、私どもは、この規
定に合致しているのじゃないか、したがって、那
覇市役所はそういう確認通知を法に定められてい
るとおり、二十一日以内に提出しなければなら
ないのじゃないか、ということをお話をしました。こ
れはずいぶん長い間かかって、毎日毎日こた
やつておつたようでございまして、建築基準法の所
管官庁である建設省に對して、この問題は私ども
こういう見解であるから、これについてどうだ
うか、ということの意見を求めましたところが、
建設省としても、それはただし書きの趣旨でよろ
しいんだ、那覇市役所がそういうふうな確認通知
を出さないほうが建築基準法の解釈上間違つてい
るというふうな意見でございました。それに基
づきまして、四月二十五日には建設省住宅局長から
那覇市長あてに通牒もされておりました、これは
ただし書きを適用するのが妥当であると思は
れるので、この趣旨に従つてすみやかに本件事務処
理がなされるよう適切な措置を講ぜられた、こ
ういう趣旨の通牒が出ております。

私どももいたしましては、これは何か那覇のほう
に誤解があつたのかもしれないが、こういう
ことで、正常のいろいろな手続をとることができ
ませんで工事をやらざるを得なかつた。工事をそ
こでしばらく中止した時期もございまして、中止し
て話し合ひをした時期もございまして、しかし、御
承知のように、いまの沖繩のような事情で、人夫

も散つてしまひますし、工事もないへん遅延する
というふうな状況になりましたので、建設省もそ
ういふ意見であり、建築基準法の実体的解釈にお
いてその点に誤りがないならば、これは工事を進
めるのもやむを得ない。那覇市役所とはずいぶん
現地で、交渉をしたようでございますけれども、
とうとうその点については意見の一致を見ないま
まに現在に至つて、こういうことでございま
す。

○中路委員 航空自衛隊那覇基地、この敷地が米
軍基地に囲まれた形になつていて、いわゆる法に
いう道路に接していないところを一つ問題
にしているわけですね。問題にしているわけだけ
れども、この問題も何で起きているか。基地内を走
る国道三百三十一号線の開放がまだなされてい
ないというふうな、こういう問題とも関連してい
るわけですね。これも前から開放するんだというこ
とを言ひながらそのまゝになつて、またこの
ことが那覇市内の中心の交通問題解決の一番大
きな障害になつておるわけですね。だから、この解
釈をどうするか、ただし書きを使つて何とか抜け
て、まず問題の大もとの三百三十一号線をいつ開
放するのか、こういう問題についてもと積極的に
な仕事をやらなければいけないのじゃないです
か。このことを私はまず最初に言つておるわけ
です。

○高松政府委員 三百三十一号線の問題につきま
しては、繰り返し御説明したと思ひますけれども、
われわれもいたしまして、これについてはずい
ぶん努力をしてまいりました。現在、大体米軍と
も話がつきまして、関係の必要な工事を現在行
なつて、したがって七月末には大体完成を見
なつて、三百三十一号線が開放される、こういう段取り
になつております。

しかし私は、本件問題と三百三十一号線の開
放の問題とは、おことばではございませうけれども
全然別個の問題である。三百三十一号線の開放が
おこなわれているから、建築基準法の正當な解釈をま

けてもこちらのほうの工事を阻止するんだとおっしゃる考え方が那覇市の考え方であつたとすれば、それは非常に間違つた考え方であらうと私は思います。

○中略委員 それは非常に不当な言い方ですね。文書があります。那覇市の建築関係の実際に仕事に当たっている人々から、建設省に見解を求めるといふのが出てくるわけですね。那覇市では、ここの安全上支障がないという空地、これは公園、緑地あるいは公共空地、こういったもので公的に空地が確保されているということが行政的に認められるという見解をとつて、いままでずっと行政をやつてきたわけですね。それからいって、あなたたちがいう空地というものについての見解をいま建設省に問ひ合わせているという段階だ。市長もそう言っていました。私の言いたいのは、道路の開放の問題も、いま言われたように間近にあるんだ。そして那覇市から実際にこの法の解釈についても問ひ合わせが来ている。そういうものを待たないでなぜ建物とどんどん進めるのか。長官自身があの場所が不適当だと言っているんですよ。臨時という名前がついていてはただでなく、一つは、いま行っているのは臨時の派遣部隊だ。しかも、臨時であつても向こうに置くということとはあまり適切じゃない、もっとほかの地域に移つたほうがいいんじゃないかと、一緒に視察に行った同僚の自民党の議員さんだつて、現地の懇談会で言っているんですよ。少なくともあんなまん中にいるのはまずいんじゃないか、どこかほかの場所があるんじゃないかと与党の諸君だつて言っている。

そういうところで、臨時と名前をつけた部隊が、現地の行政との関係でこういう問題を起こしている、しかも強引に建物だけどんどん建設していく、こういうやり方を私は問題にしているわけなんです。法の解釈の、どのたし書きを使つてやればいいんだとかそういうことを言っているのじゃない。政治をやる立場に立つてみて、その建築の許可を与える市当局が意見を言っている、それが待

てないのか。それだけではなくて、あの地域自身が、長官自身も自衛隊が居るわけではどうかとさえ言っている。しかも派遣されているのはまだ臨時ですよ。臨時というのには間に合わせの処置なんですよ、字引き引いたつて。そこに新設の建物を建てて居るというふうな部隊が臨時というふうなことはないのです。そういう中で強引にこういうことをやろうとするから、それが国策の名前であつたが、国の一機関がやるということ、市の当局自身もますます反発を起している。そういうことがわからないで、たし書きを使えばどうだかという解釈をやつていて。こういう施設庁の行政のやり方、ここに私は一番問題があると思うのですが、この問題についてどうですか、長官。

○高松政府委員 あそこで行ないました工事のうち、陸上自衛隊の関係については、那覇市も適合確認の通知を出しています。残りしたのは航空自衛隊の関係の食堂、厨房、補給倉庫その他の、まあそこそこの大きなものでございませうけれども、そういう建物の工事でございます。

そこで、どうも私、理解できないのですが、空地ということについての解釈が、那覇市と建設省なりわれわれのほうと違つていて。そういう場合の解釈は、やはり建築基準法の主管官庁である建設省の解釈に従ふべきものである、私はどうもそう思われてなりません。いろいろなほかの要素があるときにそういう解釈をするのはおかしい、こういうふうな御意見のように受け取れましたけれども、しかし、これは事は建築基準法の解釈の問題です。そういうことについていろいろなかの政治的な要素が入ることが、むしろ私としてはこの問題についてはおかしいのではないかと。

それから、あそこの上陸自衛隊の場所につきましては、昨日も御意見が出たのを拝聴しておりますけれども、そういう問題については、これはまた別個の観点から論ぜられ、考えられていってしかるべきものではないかというふうに考えます。

○山中国務大臣 沖縄には、まだ、その法律のたてまゝとかなんとかいうことを押しつけてみようとしても通用しない面があります。ことに、二十七年も全く本土の法体系、行政体系に切り離されて、やむを得ず琉球政府という形で国家主権を与えられないまままでやつてきておられますから、いろいろ今後よく相談をしてやらなければならぬことはあると思いますが、いまの問題は、こういう形の押し問答よりも、私もよく存じ上げています市長さんですから、私から話をして、そして、どうこうするということはおわかり願ひたいと思います。

○中略委員 これはやはり、十分地元の行政当局と話し合ひをされるのが私も必要だと思ひます。いまおっしゃつた、建設省が出されたのは三月十五日だ。私の言っているのは、三月十五日にそういう建設省の解釈を出して、そのあと三月二十六日に建設省に対して現地の那覇市から、私が言つたような点についての、解釈についての問ひ合わせが出てくるわけですね。だからこういう点については話をされたらどうかということをやつていて、わけなんです。前にそういう解釈でいくということとで建設省は指示を確かにされた。それについて、地元の市のほうからその後三月二十六日に、私が言つたような問題について見解はどうかという問ひ合わせがまだ出ている段階ですから、そういう段階で工事だけ一方的に進めるといふのは、行政府と対立してまずいんじゃないかということとを言っているわけなんです。どうして施設庁がそんなに突っぱねるのか。時間がなからあれですけれども。

○山中国務大臣 これはどつちがいいとか悪いとかいうことで片づけちゃいかぬと思ひます。私はよく現地の事情はわかりますし、まあ一応私と市長さんと話をするといふことでこの場はおさめて……。

○中略委員 時間が来ましたがまとめの発言をしますけれども、現地でも自衛隊に対する県民感情の問題で、そういう点について幾つかの世論調査とかそういう話もありましたけれども、これは毎日新聞社が現地の琉球新報社と協力して、沖縄の全島からサンプル抽出して調査をした昨年暮れの自衛隊配備についての県民の調査、一つの資料です。簡単に要点をお話ししますと、今度の自衛隊の沖縄配備について、防衛上置く必要があるというのが二五%、全く必要がないというのが四五%、あと、あるいは災害救助ということだけに備えてなら最小限の配置が必要かもしれないというものが、その他無回答が相当出ている。それからアメリカの基地については、一日も早く撤去してほしい、それらを含めてアメリカの基地の撤去を望むのは五八%。いまの国際情勢の中でまだやむを得ないというのは一五%しかない。ほかにいろいろまた資料も使われればあると思ひますけれども、これも一つの資料ですね。毎日新聞社がやつた調査です。

前の大戦のときに、いま自衛隊が配備されている沖縄本島の南のほうには戦場になつた。あの島尻地域ですね、あそこにはいま自衛隊の中心が派遣されている。しかも米軍基地と共同使用の形が非常にふえてきておるといふ状態です。その点でも、しかも軍事面におけるだけではなくて、沖縄におけるこのアメリカ基地をまた守るといふ任務も、先ほど大臣もたびたび答弁されて、いままでの国会でも答弁されてはいますけれども、こういった機能を持つたものが、しかも国会の審議を待たないで、久保・カーチスという文字どおりアメリカとの誓約、これを果たすということ、事実上もうその実体が送られていくということについて、私は強く抗議をしたいと思います。

久保・カーチスの取りきめというのが、事務的なもの、単なるそういうものならば、当然、この配備の問題については、国会の審議を経なければならぬ。また約束事であり条約にひとしいというものであれば、これは当然国会の審議にかねなくてはならないものと私は思ふのです。この点も明確でない。そういう点で私は、この問題をほんとうに審議をしていくならば、まず、い

まやみ部隊として送られている自衛隊は引き揚げて、沖縄における自衛隊の配備についてどうしているかということは、当然国会の審議を経なくてはならない、さういふふうに強く感じるわけですが、先ほどの例のスクランブル問題については、またあらためて資料を出していただいで発言する機会をいただくといいことになっていきます。

一応約束の時間ですから、これで終わりたいと思います。

○三原委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員長 ます、山中防衛庁長官にお伺いをすることが初めてあります。個々にわたる問題と防衛論争、さういふ問題をきょうは論議をしていきたい、このように思うわけであります。

いずれにしても、三十万近くになんたんとするところの自衛隊という武力の集団、それを統括するのが防衛庁長官であります。さういふ意味から考えますと、新しく就任をされました山中長官が今後防衛行政を担当することになるわけでありますけれども、一面、長官は武力の集団である自衛隊をシビリアンコントロールする面と、もう一面は、やはりみずから憲法の基本精神を踏まえた姿勢がなくてはならないと私は思うのです。不幸にして防衛庁長官は、西村長官をはじめ増原防衛庁長官も、相次いで不意な発言をされることによつて辞任をされました。さういふ意味から考えるならば、防衛庁長官というものはたいへん微妙な、たいへん責務があらうかと私は思います。まずさういふ点について、防衛庁長官の就任にあつたての心がまえをお伺いいたします。

○山中防衛大臣 私も、失言のほうはややあぶない、すれすれの男であります。しかし、自衛隊といふものは、いまおっしゃったように、定数でいっても二十五万九千でありまして、さういふ集団といふものが一応武装しておるわけでありまして、これをやはり責任者として、最高の責任者は総理でありますけれども、その実際の日常の委託を受けて総理の代行をする者は私でありますから、その任務の重大性は他の役所とは比較になら

ぬ、まず私はさう思います。しかもその集団が、われわれの責任であるかもしれませんが、国民的なコンセンサスといふものを得られていないままに今日に至つておる。すなわち、なほ今日でも違憲論争といふものの対象にされておるわけであります。事実上また法廷においても持ち込まれておる事件もあります。

このような姿を考えますときに、警察予備隊から保安隊、そして自衛隊という変貌を、一応国民の賛否両論のある中ではありますけれども、見守られながら今日に至つておる自衛隊といふものの現時点における責任は、まず隊員一人一人が、国民に自分たちの存在といふものが理解されるような心がまえを不斷に持つていなければならぬこととあります。一たん事ある場合のこととはちろんでありますけれども、ふだんにおいても、挙措動作、心がまえも含めて、国民に対して、また基地の周辺地域の人たちに対して接する態度から始まつて、すべての心がまえの面に至るまで、自分たちはだれのために存在するのかわつて、よく自覚しておくべきである、私はさういふことを申しました。就任の際にさういふあいつをしたわけでありました。また国民の合意を得る努力。各党間において意見の相違がありますから、その努力にも限度がありましようが、しかし、少なくとも理解をしてもらうための最大公約数を得る努力は、私をはじめとして懸命にしなければならぬ責務があると思ひます。さういふ努力をしなければならぬ。

また、かつての軍のように、陸海空が対立してゐたり、あるいは明確にその前提でもって設置されておる文民統制、シビリアンコントロールといふものに対して疑問を生ずるような行動があつてはならないし、また、かといつて、それをかきに着て、背広組といふものはどんな制服よりも、どんな下つぱの者でもいばりちらしてもいいんだといふふうな解釈しているようなことがあるならば、それはまたそれも間違ひでありますから、陸海空の対立も許さない、制服と背広の対立も許さ

ないといふのが私の就任のあいさつであります。

これは全隊員に向かつて放送いたしました。

私自身そのような決意をもつて、きわめて慎重に処さなければならぬ立場であるといふおことばのとおり、国民の生命財産を守るためにのみ存在し、そして平和を願う国民、国家、民族を守るその独立を守る目的のみにおいて存在する自衛隊といふものが、武装しておることのゆえによつて、あるいはまたその心がまえのゆえによつて、逆に国民の生命財産に被害を与えたり迷惑をかけたたりすることが絶対にないやうに、私になりましてから、それはないことを願ひますが、毎日でも、いかなるささいなできごとの隊員の事故でも、すべて報告が手元に上がるやうにしてございます。なぜさういふことを起こすのか、なぜ起こつたのか、そして最後においてははその処分、あるいはまた不幸にして公務のため死亡する者がありますが、さういふ者についても、こまかく賞じつつの対象となすべきものかどうか、さういふもの等についても、全部私が一日目を通すことに姿勢を変えておるわけであります。

これらの諸点を踏まえながら、できれば今後国民に愛される自衛隊になりたい。さうなるためには何をしなければならぬかといふことをみずからに問いかけ、全防衛庁、自衛隊の隊員に問いかける、まず第一歩を進めてみたい、このような決意であります。

○鈴切委員長 山中長官が所信の一端を述べられたわけでありましようけれども、慎重に対処をする、あるいは国民の合意を得るためにさういふ抽象的なことばでありました。

そこで私は、やはり具体的に一つ一つその中身について考え方を伺ひをしていかなければ、ほんとうに山中さん自身がさういふ状態の考え方であるかといふことについて国民の多くはわからないうわけでありましようから、さういふ意味において、私はひとつ具体的にお伺ひをいたしておきましよう。

まず、基本的な問題を聞くということで、中曾

根前防衛庁長官はわが国の国防の基本方針に触れました。これは憲法ともいふべき国防の基本方針でありましようが、それを改めたいといふ見解でありました。すなわち、自主防衛を第一義として、安保体制を基調から補完とする構想を明らかにされましたけれども、山中防衛庁長官はどのようにお考えになっておりましたか。

○山中防衛大臣 私は、それはそれでよろしいのではないかと思ひますが、日本の自衛隊といふものは日本のために存在するものですから、したがつて、日本の専守防衛といふものが任務である。しかし、一方において安保条約といふものを核のかさといふやうな表現等で使われておりますから、もし最悪の事態が起こつた場合に、私たちの手に負える状態といふものは、ごくわずかの、日本の本土をじゅうりんされない程度のある期間を持ちこたえる力しかないわけでありましようから、やはりその意味においては、これは中曾根元長官の表現がどのような性格のものであつたかは知りませんが、考え方としては、安保条約で日本の本来持つ機能以外のものが補完されておるという考え方ではよろしいのではないかと思ひます。

○鈴切委員長 私は、これは一つの重大な問題ではないかと思ひます。それは、自主防衛を基調として安保を補完にするのか、安保を基調として自主防衛を補完にするのかといふものの考え方については、これからの防衛論争の中においてたいへん多くの論議を呼ぶところでありましよう。今日まで各総理大臣並びに防衛庁長官の発言がこの問題でたいへんな論議を呼んだといふことから考えてみましよう、その憲法ともいふべき国防の基本方針自体を長官自身が理解できていないといふことは、これはたいへんな問題だと私は思ふのです。どちらが基調でどちらが補完であるかといふことははっきりしていただかなければいけないと思ふのです。もしも中曾根防衛庁長官の言われる、言うならば自主防衛を第一義として、安保体制を基調から補完とする構想であるといふならば、それはそれなりにまた論議を進めていきたい、このやうに

思うのですが、この点についてお伺いします。

○山中国務大臣 私は、そうはあまりないへんな問題だとは思わないのですが、安保条約というものは、日本の独立を最後まで守るための基調とするということでありまして、中曾根大臣がどう表現したか知りませんが、いま中曾根大臣の発言をめぐっての議論がありますが、わが国の自衛隊というものは、わが国の独立と安全、そして国民の生命財産というものを守ることが任務だという自衛隊法の設置の目的でありまして、そういうことであつて、そして、まさかの場合にはとても手に負えないから、安保条約を結んでいりアメリカの力に依存するということでしょうか、補充ということば等は、まあ中曾根大臣の使つたことばでありまして、そこらのところを、私としてはどういふことばを使つたのかよく知りませんので、その重大な問題であるとは思いません。

○鈴切委員 だから私は、山中長官が防衛庁長官に就任をしたその時点において、まず憲法ともいふべき国防の基本方針をただしておかなければならない、そのように思つたわけです。

そこで実は、「日本の防衛」といふ、これはいわゆる防衛白書であります。となりますと、「外部からの侵略に対しては、将来、国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米」との安全保障体制を基調としてこれに対処する。この「米」との安全保障体制を基調としてこれに対処する。この部分が変なところである。

○山中国務大臣 これは国防会議で定めた日本の防衛体制、国防の基本方針、これにも一、二、三、四とありますが、「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する」、こうなつておるわけでありまして、そして第四で「外部からの侵略に対しては、将来、国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米」との安全保障体制を基調としてこれに対処する。その別段おかしなところは

ないと思うのですがね。

○鈴切委員 日米安保体制を基調にするのか、自主防衛を基調にするのか、これは、その主権権というものはすべて変わつてくるわけでありまして、補完をするというものは、その足りないものを補完をするということなんです。ゆえに、あなたの考へ方が全く中曾根さんと同じであるとするならば、それはそれでよろしいです。これは、もう議論をしまつてまいりますと、私は次の問題がたぶんあるわけですから、あなたの考へ方を一応聞いて、またその上に立つて私は議論をしたいと思つたので、それはそれとしてお伺いをしておきます。

次は、日米安保体制の評価については、現在及び将来にわたつてどう考へになつていくか、その点についてお伺いします。

○山中国務大臣 やはり日米安保体制というものは、極東に位置する日本の今日の戦後の足取りから見て、一応朝鮮動乱のときあたりもいろいろなことは日本にもありましたけれども、日本直接ではありませんが、身近な問題として起つたけれども、やはり日本の存在というものが脅かされないうちで済んでいくというところは、私は非常に効用があるものである。したがつて私もこれとしては、安保条約というものは、これを中身を絶対変えないとは言つておりませんが、やはり将来に向かつて堅持すべきと思つておりますが、しかし、条約そのものには、当事国のどちら側からでも、一年前に予告すればこれはもう廃止をされるという、ある意味では非常に不安定な問題になつてきておるわけでありまして、私もこれとしてはそれを堅持したい。また、なお米側においてもこれに対して、別段やめようじやないかというふうな話はないというふうな考へておりますので、当分こういう状態が続くことのほうがよろしいと考へます。

○鈴切委員 同じく、先ほど触れられました国防の基本方針の中に、「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する」といふふうに書いてありますけれども、その国力、国情に應ずる防衛力というものはどういふことであるのか、その点についてお伺いします。

○山中国務大臣 これも国力、国情でありまして、日本は即軍事大国になることではない。また、東南アジアあたりで一部いわれておるような、再び経済大国日本が軍事大国となつて脅威を与えるのではないかといふような、そういう懸念といひますか、そういうものがあるとも聞いておりますけれども、しかし私たちは、第二次大戦のあの凄惨な体験に基づいて平和憲法といわれる今日の憲法をいまだいておるわけでありまして、その憲法の認める範囲、そしてまた、日本の自衛隊といふものは、日本の国の独立と自由、安全といふものを守るための最低限の自衛力である。外国に対して、気に食わない国があるからといつて出かけた、あるいはまた国際紛争解決の手段に武力を用いることは、憲法等で定めて禁止してあるわけでありまして、おのずからそこにきちんとした節度を持ったものであると考へます。

したがつて核兵器についても、国会の決議もすでに加つておりますし、国の意思として、持たずつくらず持ち込まずという三原則というものを確認をしておりますし、それは堅持されていくべきであります。そして、日本が国力、国情に應じ必要な限度においていふのは、日本の経済力が大きくなつたら防衛力をふやしてもいいというふうな意味ではなくて、日本が自分の分相応の、そしてまた「自衛のため必要な限度」といふことは、やはり国際的に兵器といふものは近代化されてまいりますし、新しいものが開発されてまいりますし、レアー前国防長官が感心して帰つたといふのは、手入れのよさに感心して帰つたといふことになつておりますが、よくまあこんな兵器を長いこと持つてゐるものだといふことも裏には含まれてゐるのであります。そういう意味では、やはりある程度の更新といふこともあつて

けでありますから、そういうようなことをもろもろ踏まえていけば、これが無限に膨大化するといふようなことには絶対にならない、そう考へます。

○鈴切委員 防衛費の限界は、GNPとの比率によつて限界を求めるといふような考へ方は、私は適當ではないと思ひます。社会保障費あるいは教育研究費、公共事業費とのバランスをどこに置くかによつて私はきめるべきであるといふふうに見解を示されたいけれども、防衛庁長官はどうか。

○山中国務大臣 一つお願いがあるんですが、中曾根大臣の例だけ引いて言つてもらうとちよつとまずいのであつて、そのことは別にしまして、GNPに對比して考へるといふ結果は、私は對比の一つの数字として持つていいと思ひます。しかし、日本のGNPは今後も、通貨変動、あるいは国際経済、貿易の変動によつても、相当な勢いで成長を続けていくだろうと思ひます。したがつて、GNP對比、たとえば一％以内とかなんとかいふめどの中でやるといふことは、そのGNPがきつめて異常な大ききになつてきた場合には、防衛費そのものも一％分だけ異常な大ききになるわけでありまして、それはものさしとして考へるのはあまり適当じやないだろうと私も思ひます。

したがつて、いま言われた、社会保障とか、いろいろな国の社会公共投資、社会資本充実、こういうようなこと、こういうのがやはり国情に應じ、この許容できる範囲内といふことで、その時点、時点においてやはり認められるような限度内において処理しませんと、GNP對比何％までいいといふようなことで、親方が伸びればそのパーセント部分も大きく伸びるわけでありまして、そういう考へ方でものを受け取つてはいけないうらう、そういうふうには思ひますから、基本的には同感であります。

○鈴切委員 中曾根さんの名前を出されて言われ

るの非常に迷惑だ、こういうふうに言われるわけでありまして、しかし私は、前防衛庁長官であった中曾根さんというものが、少なくとも防衛庁長官当時いろいろな発言された問題についてやはり比較対照をして、あるいは責任継承の原則という問題から、それを全く切り離して考えるということはよほどできない、私はそう思うわけでありまして、中曾根さんと違う点があったならば、中曾根さんはこうであるけれども私はこう違うのだということを言っていたわけじゃない、こうなんです。ですから、何も私の発言に対して、言うことは困るという必要はない、私はそう思うのです。あわせて、装備の面等についての限界、部隊運用上の限界については、どのようにお考えになっておりますか。

(委員長退席、藤尾委員長代理着席)

○山中国務大臣 これは専守防衛の限界という意味でもあります。そうすると、たとえば先ほど私が言いました、核兵器は持たずにくらう持ち込まない、この一つのめどです、基本的な条件と進んで攻撃することはない、他国に脅威を与えることとはしない、国際紛争解決の手段として武力を用いることはしない、もっぱら日本の独立と自由、あるいはまた国民の生命財産というものが不当に侵害される場合においてのみそれは許される自衛力であるということでありまして、たとえばマラッカ海峡防衛論などというものがありません。こういうようなものなどは、日本国憲法を知らざる者の言うことであるということで、問題にするに値しない、そういうふうにお考えます。

○鈴切委員 またここで中曾根長官が出てくるわけでありまして、中曾根前長官は、さきに個人的見解として、非核中級国家という構想を打ち出されましたけれども、当時の佐藤総理大臣との調整の結果、非核専守防衛国家という形に改めた経過があります。現在のわが国は非核専守防衛国家ということであるのか、長官はどのようにお考えになっておられるか。

○山中国務大臣 日本が非核国家であることだけは間違いありません。そしてまた核保有の超大国でないことも確かです。かといって、日本が経済力も国を守る力もほとんどないようないわゆる零細国といえますか、そう言うのも変ですが、そういう立場にもない。そういうことを考えますと、表現はいろいろありましようが、私もその回答は聞いておりました。したがって佐藤総理が、聞いて言うならば非核専守防衛国家、というのも、私はそんな名のり方をする必要があるのかなあとも思ったのですが、しいて呼ばばそういうことになるのではないかと、私もそれは同感であります。

○鈴切委員 政府の持っている非核政策は、どのような評価に立って進められているか。長官は、一応憲法という点をさておいて、除いて考えてみたときに、わが国の核武装について、軍事的または政治的にどのような見解に立たれておられるか、その点について伺いをします。

○山中国務大臣 核武装というのは日本はしないということでありまして、それに対しては感想も何もありません。絶対に持たない、持ち込まない、つくらないというのですから、そういうことを自衛隊として、武器として考えるというようなことは絶対にないということでありまして。

○鈴切委員 最近の新聞によりますと、核拡散防止条約について査察が日本だけ不利なような国際的な動きが報ぜられておりますけれども、核防衛の早期批准についてはどのようにお考えになっておられますか。

○山中国務大臣 批准は内閣が国会に対して求めるものでありますから、その手続の問題については、私は特別に自分で答弁する権利はありません。しかし、内閣としては一応それに対して閣議決定はいたしておりますけれども、やはり日本が、原子力の平和利用という問題において、核保有大国のエゴイズムという感じもある程度私はいたします。したがって、それによって私たちの平和利用ということとは、一応原子力基本法等に基づいて許

されておるわけでありまして、武器ではないし、平和的にエネルギーとして利用するようなことについてまで、一方的に自分の国は閉鎖しておいて干渉するということ等があることについては、やはり核保有国とよく話をしなければならぬということがあることは、私自身もよく承知いたしておりますが、かといって、私がそれを批准すべきじゃないとか何とかと言うことは権限外のことであらうと思います。

○鈴切委員 報道によりますと、防衛庁は中期防衛計画に着手をされるということでありまして、そしてその報道される見出しには「五次防を実質検討」という見出しで報道されております。山中長官も事務当局に対して、四次防の防衛計画については従来の長期計画を前提とせずに作業を進めるよう指示したと報ぜられておりますが、五次防計画は進められておるのでしょうか。

○山中国務大臣 四次防の次は、四の次は五だよという意味では五次防ということに当然なるのでしようが、それは三次防の次は四次防であつたというようなことで同じことで、私は、そういうことでやるべきなのか、あるいはたまたま陸上は、沖繩が返ってきたんで必要になった千八百人というのを、言うならば一次防から設定していた目標の十八万というものに乗せなければならぬと思うのです。理論的には十八万一千八百名。しかし、実際には今回の一千名によって十八万名ということになりましたから、広く周知されておる十八万名であるならば、今回は八百名が高射砲群の再編によるやりくり、そしてどうしても足りない一千名は、十八万名の当初のワクの中にめり込ませていこうということをやっておるようでありまして。

こういうことにも見られますように、じゃ、陸上自衛隊の定員の増というの、かりに四次防が終わったあとあるかという、もうないということとは一言ええと思うのです。そうすると、あと残るのは、やはり変貌していく兵器あるいは装備の各国のレベル、そういうものによって、日本

もやはり装備の近代化なり更新なりをしていかなければならぬだろう。そういうようなことから考えますと、調達等においては、研究開発、契約調達、そういう過程を踏むものは、ある程度の長期的な見通しがないと、単年度こきりでは、これはとても普通の建設工事の国庫債務負担行為と違いますので、二年間で必ず済んでしまふといううなものでもないものも存在しますから、簡単にはいかならないと思いますが、しかし、私ができるんじやないかと思ふのは、普通の経常費、これはベイスアップ分等も含めた人件費ももちろん入ります。が、一時的なものは、こういうものは単年度予算的にやっておりますけれども、まだそれを具体的に、就任してから日も浅くて、国会に備えて一生懸命勉強していただく時間だけでありますので、年内で私の考えを指示して、来年度予算からでも反映させようというふうな事情は、単にこの四次防が終わったあとの問題というところばかりでなく、こまかな問題等も、まだ具体的に片議等を聞いて私の感觸を盛り込んでいく時間がありますので、そこまでやっておりませんが、一部新聞に報道がされましたので御質問があったと思ひますが、私自身はちよつとそういう感觸を抱いて、それをどうするかは、まだこれから問題であります。

○鈴切委員 また中曾根長官が出ますけれども、中曾根長官が十年後の長期整備の方向を打ち出して、その前半が四次防であり後半を五次防とする、そういう考え方のもとに、陸上は現在の五方面隊、十三個師団、十八万体制のままで、航空機は約一千機、海上は三十二万トンという計画を私見として示されて、第四次防衛力整備計画が達成されれば、少なくとも七、八〇％は達成できるといふ長期の整備計画の考え方を明らかにしました。その点、山中防衛庁長官は、防衛力の整備の方向というものをどのようにお考えになっておられるか、お伺いします。

○山中国務大臣 もうあきらめました。中曾根大

うが いいんじゃないか、私はこう思うわけであり

○山中国務大臣 前長官のことを全部踏襲するわけにはまいらない部分もございますので、したたけがつて、まあいい部分であれば、これはやはり路線としては踏襲したほうがいいんであります。それから、そういう発言があったことは初めて知りませんが、その点についてももう一度。

したので、そのことも念頭に置いてまいります。

○鈴切委員　防衛白書は、むしろ防衛庁サイドによる考え方が非常に強いわけです、実際には。そういう考え方が非常にきますと、しよせんは国防強化につながるおそれ出てくるんじゃないか、こういうふうには私は心配されます。ゆえに、広義の安全保障白書というような状態で、外交、経済等も含めた上に立つて防衛というものを考えられろ、という、そういう考え方はどうかというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○山中国務大臣　これまた傾聴いたします。私と

就任のあいさつの際に、今日、防衛は防衛のみで

独立できない環境のもとに置かれている、すなわち、防衛は日米間において、安保条約だけでなくて、経済の問題でも、通貨の問題でも、外交そのものにも影響してきつつある、そういう環境を整えて広い視野に立つべきだということも言いましたけれども、やはりそういう意味でつくるとすれば、いまの御意見のようなことは、できるかできないかわかりませんが、念頭に置くべき新しいものではないかということには私も感じます。

○鈴切要員　いま防衛白書は、防衛庁のサイドでこれをおつくりになった上において、閣議において報告をされる。こういうものができましたというところで報告をされるということにとどまっています。

るわけであり。私は、少なくともこれは国防会議にかけて、そして国防会議の議を経て出されるのが正当ではないかと思うのですけれども、その点について伺います。

○山中国務大臣 私は、まだつくるところを決心していませんので、あなたの御意見を非常に参考にしながら耳を傾けております。ただ、そんなふうにして權威づけるようなものでなければならぬとなると、これはまたいへん作業が重大な作業になりますし、肩のこらない、国民に対して、現時点における国際情勢その他を踏まえた日本の防衛のありのままの姿というものを、それを知っていただくような意味の白書というふうなことのほうを考へていたものでありますから、そこまでにありますと、またあらためて法的な地位とか、取り扱ひ方の基準とかいうものに重大な問題が起りますから、防衛庁の狭い視野でやるなよという御指摘と承っております。

○鈴木切委員 当局のほうに、先ほど御答弁がありましたけれども、防衛白書、いま現在検討されている段階であるというわけでありまして、やはり検討されている段階の中において一番問題点になっているところ、そして、これはもしも出されるというところであるならば、改定が必要であるというふうに思われる場所はどういうところであるか、その点について伺いをいたします。

○田代政府委員 実は、私もたいへん国会その他で忙しくて、玉木審議官からその辺の事情は聞いておりませんので、ただいまの御質問に対しては、お答えがしんどきません。

○鈴木切委員 国会においてたいへんに審議が忙しかつたということは理由にならぬと思うわけですが、実際に国会において審議が始まって、与党の質問は、それは皆さん方もよく言われることでありまして、さほど苦勞されることはないと思ひますけれども、野党の質問はきのうから始まつたばかりであります。実際に国会の審議が忙しかつてそういうことについては知らないというところは理由に

ならぬ。少なくとも責任者であるならば、いま現在どういう状態のもとに作業が進められているかというところについては知つていただければいいのではないか。しかも昨年増原防衛庁長官が早期に防衛白書を出したいということをやられていた以上は、相当内容が詰まつてきているわけですから、そういう点について、どこが改定されるかあるいはわからなくてはならないと思ひます。あなたの私見でもいいですから言つてください。

○田代政府委員 重ねての御質問でございますが、お答えいたしますが、御案内のとおり、防衛白書というになりますと、防衛庁、自衛隊というものがどういふ活動をしてきたかという面が半分以上は紙面を占めようと思ひます。ですから、それは四十五年度に出しておりますので、それ以降の最近に至るまでの資料を整理するという問題は当然ございます。それから、四次防がその間にできました。四次防についての詳細な説明というものが要求されるだろう、こういうぐあいに私は考へます。それ以外に、今国会終了を待たないといふかと思いますが、その間における国会を中心にしたいろいろな御議論がございまして、その御議論を踏まえてみてどういふことが問題であるかという問題点でございまして、そういうものを整理しなければいかぬということ、事務的なサイドとして、ましてはそういう整理のしかたがあるんじゃないか。その上でどういふフォーメーションにするか、これは長官の御判断による、こういう気持ちでございます。

○鈴木切委員 防衛庁長官に、就任にあつたの基本的な考へ方、それを一通り伺ひしたわけでありまして、今度具体的な問題として、米軍からの無償援助による供与品、すなわちMAPです。MAPに対して、いかなる根拠に基づいて行なわれているか、またその返還はどのようにしてなされるかという点について伺ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 詳細な数量等については事務当局に報告させますが、これはやはり当初の約束ど

おり、日本側が不要になつた場合にはアメリカ側が引き取る、こういうことでありますから、大体予備自衛官等の必要なもの、あるいは若干の予備的なもの、数以外に、明瞭にもう要らなくなつたもの、代替できたもの、あるいは使えなくなつたもの、あるいは戦車などはその例でしようが、そういうものはアメリカに引き取つてもらいたい。ところがアメリカのほうも、約束は約束だけれども、そういう取りきめだけれども、いまだこんなものがあるんじゃないかと思ひますが、一向にその交渉が進んでいないようでございます。

先日、私は米側の軍の高官と会いまして、このことぐらひはさつと片づけようじゃないか。したがつて、あなたのほうで引き取りたくない程度のしろものになり下がっているわけですから、それならそれで言つてもらつてお互ひの了解を得て、どつち側がやるにしても、スクラップならスクラップで処分をしてその代金をアメリカ側に返すことはどうだ、そういうような話をしましたら、それはグッドアイデアだといふようなことを言つておりました。したがつて、そういうことで進むのじゃないかと思ひますが、なお、すでに返還、向こうが受け取つたと言つていふもので場所が動いていないもの等もありまして、そういうもの等については事務当局から説明させます。

○山口(衛)政府委員 先生の御質問は二点あると思ひます。第一点は根拠でございますが、日米間の根拠は、昭和二十九年に締結された日本とアメリカとの間の相互防衛援助協定でございます。それから、アメリカ側の直接これを供与いたします。根拠法規は対外援助法でございます。ただしこの対外援助法は、一九六四年度一ぱいで経済先進国に對しては供与を打ち切るということになりまして、日本の年度でいいますと昭和三十八年の十二月一ぱいで打ち切られております。以上が根拠でございます。

それから第二点の、それに関しまして、現在どのような供与品でたまつていふものを処分するの

かという御質問だと思ひますが、この根拠は、やはりいまの相互防衛援助協定第一条に基づきまして、返還に関する取りきめというのが同じく昭和二十九年に締結しております。この取りきめに基づきまして、日本側が不要となつたと考へるときは、日本におけますMADO、すなわち相互防衛援助事務所というものがございまして、この事務所を通じて、供与の相手先であります米国防省及び各陸海空軍省に對しまして、このようものが要らないということを通報することになっております。また同時に、アメリカ側がこれは返してほしいというふうな通報がやはりあり得るということがこの取りきめに規定されております。以上のような点が根拠でございます。

○鈴木切委員 先ほど山中長官からはからず、米軍の日米相互防衛援助協定に基づく供与品の処分はきわめて不円滑である、いろいろ都市においてこの処分の予定品が山積みされておるといふことで困るというふうなお話があつたわけでありまして、具体的に、たとえば都内の十條の補給支処については、特に市街地の中心にあり、年々そのくずの山がふえ続けております。このような場所を供与品の不要なものが占拠したままに実はなつていふわけでありまして、私は、これはきわめて不当である、このように思ひます。これはきわめて具体的な処分方法についてはどのようになされておるか。ごらんになればおわかりになると思ひますけれども、この都内の十條補給支処については、すでに戦車の老朽化したもの、あるいはジープ、装甲車等、数多くのそういう不要品があるわけでありまして、これは具体的などういふふうになされようとするのですか。

○山口(衛)政府委員 ただいま先生の御指摘になられました十條の支処でございますが、これは陸上自衛隊の武器補給処の十條支処赤羽地区というところでございます。ただいまの御指摘は、私どももきわめて重要だと感じておる点でございます。その現状につきましてごく簡単に申し上げますと、五月十九日現在で私もがたまたま調べた

経緯がございます。

この時点におきましてありますものは、装軌車両、つまり戦車とか自走砲等でございますが、とにかくキャタピラのついているものが九十三両現在ここに置いてあります。この中で、その大半につきましては、私どもはすでにこれは不要であるということでアメリカ側に申し出ておりまして、アメリカ側もその旨を受容しております。したがって、現在この保有は、アメリカが所有しておるといふ形に本来なっております。それから双輪車両、すなわちトラックとかトラクターとかでございますが、このようなものが約三百十八両ここに現在あります。これもほとんど全部につきまして、私どもは、これは不要になっておる、廃品処分をしてほしいということをアメリカ側に申し出、アメリカ側も受けております。なお、それ以外には火砲、すなわち高射砲関係でございますが、高射砲の古くなったものが約八十三門ございす。なお、これ以外に古い戦車でございすが、古い昔の型、すなわちM4A3という戦車でございすが、これのスクラップになったものが、くずとなりまして約二百トンここに累積されております。そのほか、まあ一、二まだ不要品も入っております。このようにかなり大量のものが、現在の私どもが修理、補給に使っておりますこの十条支処の周囲に積まれておるわけでございす。私どもは、現在相模にアメリカの補給廠がございすので、その相模に早く持ち返って処分をしてほしいということを申し出ておたわけでありす。ところが、これはアメリカ側の規則でございます。かつて日本内部でMDAOは処分することではできないということになっておりまして、一々その相模の補給廠から、米軍のハワイ太平洋司令部とか、あるいは国防省まで指示を仰がないと、この処分ができないというような規制をされているようにございす。なぜかといいますと、アメリカ側には、そのような不要品がはたしてほとんどに不要になっているものかどうか、くずで

あるかどうか、さらに軍用化されるのではないかどうかという点の確認がなければ処分はできないというような体制をとっております。したがって、従来の例でいいますと、私どもが申し出てから約二百日以上の日数が、大体処分の許可がおりるまでかかっている実情でございす。私どもは、このような長期のやり方は非常に不適当であるということで、かなり強く抗議を申し入れておりましたところが、また昨年の十月ごろから、アメリカ側では、海外に渡した供与品の軍用化に対してはきびしく監督するというような態度をとってきておりまして、また、そのようにきびしくされて長引かされては困るということで、かなり強くまた抗議を申し出まして、ごく最近にようやく、それではそのような特別に以前よりもきびしくするというようなことはなくやりますと、また確認を得まして、ようやくこの五月以来、これがまたアメリカとの間に処分が進み始めたという状況でございまして、私どもとしては、先ほど長官が申されましたとおり、なるべく早くくず化できるものはその場でくず化してしまつて、また補給廠に送るもののような形でも早く送り込んで、私どもで使っている場所も少なくとも十分に使用してはほしいということ。もう一つは、市街地の住民の皆さま方にも、そのような場所を不当に占拠するということは私どもはきわめてよくないと考えておりますので、このような処分を早急にいま実施をしております。

以上でございす。

○鈴切委員 これは外務省が窓口になるのですか、それとも防衛庁が窓口になって対外的に交渉をされているんでしょうか。どういう機関でやられておるのでしょうか。

○山口(衛)政府委員 直接的には防衛庁がMDAOに申し出ております。

○鈴切委員 十条の支処には戦車用の試験道路がありますね。その試験道路は非常に騒音がうるさくてどうにもならないということで、住民の方々がこの戦車の道路で戦車を動かしては困るという

ことで、ほとんど使用していない状態だというふう聞いておりますけれども、その使用状況と、使用されていないとするならば、このような必要な場所については、私はやはり市民のために返還をさるべき筋合いのものではないかと思うのですけれども、その点はどうお考えでございすでしょうか。

○山口(衛)政府委員 ただいま御指摘の戦車のテストロードでございすが、テストロードは、先ず御指摘のとおり市街地でありまして、騒音がやかましいのでほとんど現在使っておりません。それ以外にそれは、グラウンドがありますとか、あるいは双輪車のテストをする場所がございす。それ以外に、私どものその十条支処が使っておりますいわゆる武器の修理、整備の工場がございす。この双輪車の部品にしまして約四千五百点ぐらいの修理を現在年間にしております。それからまた、双輪車の修理実績は昨年度で約百七十八両、装軌車で二十五両というような整備を現在実施しております。

なお、戦車ロードその他につきましては、関係参事官からお答えさせます。

○長坂政府委員 その戦車道路を含みますところの、いま北区の運動場として自衛隊と共用している部分がございす。それらを含めまして、十条の赤羽地区の北側の部分につきましては、北区の区長からも直接お話がございました。運動場の部分として北区の区民のために、青少年のために使わしてもらえないか。それからさらに、その運動場の西側の部分というものは地下鉄の車庫用地というような要望もあるので、ひとつ自衛隊としても、防衛庁としても考えてくれないかというところでございまして、私ども内部でもその要望を受けまして、態度の決定も近く行なおうとしておりますし、それから関係省庁のほうとも連絡をとりまして、十分その御意向を踏まえながら近く決定をいたしたい、上司等の御裁断も仰ぎたい、こう思っているわけでございす。

○鈴切委員 山中長官、いま当局からいろいろ話

がありましてように、基地の問題ですがね。そういうふうには、都市化されているところにたいへん広大な地所を使いながら、老朽化した戦車とかあるいは自動車とかジープとか、そういうようなものが放置されているというところは、これは住民感情としても非常に許せないというような感じになるのは私は当然だと思うのです。そういう意味において、いまたいへんに前向きなお話で、この問題については至急に、住民の方々の御要望等があったので、それも踏まえて決定をする段階である、しかもあの上司の裁断を仰ぐ段階にきている、いまこういうふうな御発言があったわけですが、それについてどういうようなことでございすでしょうか。

○山中国務大臣 ちょっと参事官、言い過ぎじゃないかと思うのです。それは国有財産でありますから、きめるのは大蔵省の国有財産払い下げに関する審議会の議を経て決定されると思うのです。しかし、私どもとしては、防衛庁としては、これはそこを使用するといふことは申し出る意思はありませんが使いたいといふことは申し出る意思はありませんし、もしその審議会で結論が出て、なおかつそこに戦車その他のくず鉄等がありまして、それは直ちにいまの残った敷地のほうに引越すといひますか、移してもそこは開放すべきである。そこを営団地下鉄が希望しているからそうなるのか、あるいは北区になるのか、そこらのところは私どもの問題ではなくて、自衛隊は使わないといふことでありますから、大蔵省がそれをどう裁量するかという問題にかかるとは思いません。

○鈴切委員 さきに私どもの同僚議員の坂井さんが、MAPの問題について、米軍からの供与部分がかなり余剰にあるという点を指摘いたしましたときに、前防衛庁長官は、余剰のものについてはすみやかに返還をする、このように約束をされましたけれども、どのような措置がとられてきておりますか、その点についてお伺いいたします。

○山口(衛)政府委員 一般の衆議院決算委員会に

おきまして、坂井先生に對しまして前増原防衛庁長官からお答えいたしました内容につきまして、小銃、自動銃、短機関銃、六十ミリ迫撃砲、七十五ミリ無反動砲、百五ミリりゅう弾砲、七十五ミリ高射砲、同じく九十ミリ高射砲、この種類につきまして、それぞれ保有数と、予備になった、つまり先生いま御指摘の余剰ではないかという部分につきまして御指摘がありました。それに対して御返答をいたしました。その際は余剰になる分についてできるだけすみやかに返還措置をとるといふに申し上げました。私もそれはそれに基づきまして、直ちにMDAO等と協議をいたしました。この六月九日付で文書をもちまして、それぞれについて返還数量を明示しまして、返還をしようという申し入れをいたしました。

その中の代表的な例で申し上げますと、小銃につきましては、当時の委員会におきましては、余剰となるものが約三万四千丁というふうに申し上げましたが、その後の当方の計算におきまして、約三万八千丁を返還するということを申し上げております。以下、自動銃その他につきまして、その当時申し上げた数量は、そのとおりの数量で返還を申し上げております。したがって、私どもは、いま申し上げましたとおり、単に文書だけの通報ではなくて、さらに具体的に早く引き取ってもらうような措置を今後進めたいと思っております。

○鈴切委員 事実上さほど役に立たないような、そういう供与小銃については、これを余分に持つていなければならない、全部返還をしたほうがいい、私はそのように思うわけですが、どういふお考えでしょうか。

○山口(衛)政府委員 小銃につきましては、ただいまのところ供与小銃として、昨年の十二月末におきまして三万三千丁保有しております。そのうちで、現在定数に對しまして充足している分が約三万六千丁ございます。それ以外に、予備自衛官、あるいは学校の教材でありますとか、そのような数字を含めまして三万二千丁別にございま

す。したがって、三万六千と三万二千を加えますと六万八千丁必要である。したがって、その残りの三万四千丁は直ちに返還いたします。そのようなことを申し上げました。その後、この三万四千丁が三万八千丁不要になるといふ計算で私どもは返還申し入れをしたわけでございます。ただ、現在までのところでは、四十七年度におきます小銃の調達、つまり契約は九千丁でございます。これは二年国庫債務をとっておりますので、入ってくるのは四十八年度であります。こゝまでを合計いたしますと、十四万二千丁の契約をすてにしておるわけでございます。しかしながら、現在定数が約十六万五千丁でございますので、その差額の分は、どうしてもこの定数補充というものを供与小銃からしなければならぬ状況になっております。

以上でございます。

○鈴切委員 いまいろいろ御答弁されましたけれども、先般、装備局長が、六四式国産小銃の生産を十五万一千丁と定める旨の発言がありましたけれども、現在の陸上自衛隊の定員、定数から見ても、供与小銃を残しておかないと計算が合わないようになっているわけですが、十五万一千丁で生産を停止してもよいということでしょうか。この点について伺います。

○山口(衛)政府委員 先般、衆議院の決算委員会におきまして、坂井先生に私が十五万一千丁と回答いたしましたのは、私の計算上の間違いでございます。いま、こゝにおおびをいたしまして計算を訂正させていただきます。実は昭和十九年から調達を始めて、これは言いわけにはありませんが、早急に決算委員会の席上で横算をいたしましたところ、横算を誤りまして、十五万一千丁で生産を切るというふうに申し上げてしまったわけでございますが、これを訂正させていただきます。

この訂正させていただきます内容は、十五万一千丁ではなくて、昭和五十一年度までの段階で十七万八千丁というふうに訂正をさせていただきます。

いうことでございます。このような間違つた答弁をいたしまして申しわけございませんでした。この十七万八千丁につきましてごく簡単に申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、四十七年度末の調達で、三十九年度から累計いたしました十四万二千丁になります。したがって、現在の約十六万五千丁に對しましては、先ほど申し上げましたとおり、まだここに約二万三千丁以上の不足が出ております。なお、これ以外に年々の損耗が、わずかではございますが、ございます。それと、ただいま先生も、いつまでこのような古い供与小銃を持っているのかという御指摘がありまして、そのとおりでございます。私も予備自衛官とかいふものに、たまたま十分ないような供与小銃を持たせることは不適当であるといふように考えまして、なるべく早い時期にこのような供与小銃は全部返還してしまいたいというふうな方針を持っております。

したがって、五十一年度までは毎年九千丁程度の調達を続けてまいりませんと、どうしてもこの供与小銃が残ってしまいます。したがって、五十二年度以降につきましては四次防以降でございまして、まだ何ら計画もございせんが、五十一年度までのいまのおおよその見通しとしましては、できれば、予算が認められれば、四十七年度同様毎年九千丁ずつを補給していきますと、五十一年度末には十七万八千丁になります。その場合には、まだ幾ぶん予備自衛官用は残りますが、このような方針でまいれば、可及的すみやかに供与小銃は全部返還できるというふうに計算いたします。したがって、十七万八千丁というふうに訂正させていただきます。このことをお願いする次第でございます。

○鈴切委員 いま私のほうから、どうも計算が合わない、十五万一千丁で生産を停止してもよいのかという質問をしたときに、それは間違つておつたんだというふうな御答弁があつたわけですが、私は、ただ間違いで済まされる問題じゃないと思ふのです。これは私はかなり重大な問題

だと思ひます。しかも、決算委員会においてそういうふうな丁数が間違つたということをその場所ですら訂正もしないで、そのままにおくということは私は非常に問題だと思ふのです。それも、やはり何といつても十七万八千丁になるといふ積算の根拠というものが明らかにないから間違つた答弁がなされるわけですから、その積算の根拠というものはどういふところにあるのでしょうか。

○山口(衛)政府委員 ただいまの先生のおしかりは、そのとおりでございます。重ねておわびいたしたいと思ひます。

積算の根拠は、私どもはやはり定数の充足というものを第一に考えておりますので、その定数が根拠になっております。

○鈴切委員 その定数というのは、どういふふうな状態で一応根拠となされているのか、その点について伺ひます。

○久保政府委員 現在、四十八年度におきます定数は十六万五千何丁でございますが、四次防の定数を見込みますと十七万丁ということになっております。

そこで、まず現在の定数を見ますと、以下申し上げる者を除く分については小銃をそれぞれ支給することになります。除かれる者は何かと申しますと、拳銃を装備している者、これは三佐以上の幹部及びパイロットなどでありまして、これが一万七千二百丁。それから短機関銃を装備しておる者でありまして、たとえば、タンクでありますとか、あるいは自走火砲のドライバーなどでありまして、この数字が四千三百丁。それから機関銃を持つておる者でありまして、これが二千九百丁。それから個人装備の火器を装備する必要のない者、たとえば支援の要員、陸幕にいる者、それから関係の陸幕以外のところに派遣をされていゐる者、あるいは病院に勤務する者といったもので二千七百丁。これが合計しますと十五万二千丁になります。それからそのほか、重複することになるわけですが、学校などにおきまして、小銃

は隊に置いてきて、学校に来てから学校に置いてある小銃を使う、その分は重複いたしますが、これが一万三千五百ということ、合計いたしますと十六万五千ということになります。このほか四次防衛になりますと、いまの計画の中から拳銃を装備している者のうち小銃に切りかえる者、それから短機関銃を持っている者について、短機関銃がだんだんなくなるといふことも関連いたしまして小銃を装備するような者、そういう者が、たとえば、百六ミリの無反動砲の砲手でありましたか、副砲手でありましたか、それから戦車部隊の尉官でありましたか、偵察隊の斥候員でありましたか、それから対戦車部隊の分隊長でありましたか、そういったような、ほかにもありますけれども、そういう者が約四千ばかり加わりまして十七万になるという計算であります。

○鈴切委員 予備自衛官に対しては、この小銃といふのはどういふ関係になりますか。

○久保政府委員 予備自衛官は現在三万六千でありまして、私どもの計画では、これは防衛庁限りの計画でありまして、四防衛には四万五千にしたいと思っております。したがって、予備自衛官に対してはこの四万五千に應ずる小銃を付与したい、こういう考えであります。

○鈴切委員 それは問題もかなり残されておりますが、次に進んでいきます。

FMS、有償援助品目というものがありませんけれども、言うならばこれの根拠法といえますか、協定といふのはどういふことかなさされておりましたか。

○山口(衛)政府委員 日米間を規定しております根拠は、先ほどのMAPと同じ日米間の相互防衛援助協定であります。それからまた、アメリカ側を規制いたします法規は、アメリカの対外軍事販売法でございます。

○鈴切委員 FMS、いわゆる有償援助品目による輸入については、近年アメリカのほうから未納入額がたいへん累積をしているというように聞いておりますけれども、もしもそれが事実だといふ

ことになれば、たいへんに国費のむだづかいになりますけれども、最近の実情というものはどういふような状態になっておるか、お答えを願いたいと思ひます。

○山口(衛)政府委員 最近の状況を申し上げますと、昭和四十三年以前の分につきましては納入をされております。問題は四十四年、四十五年、四十六年、この三カ年にわたりまして、最近幾ぶん未納入の累積がふえてまいりまして、四十六年度までのところでは未納入の総額は五十一億六千六百万円になっております。その契約件数は八十件でございます。このうち、出荷予定時期がまだ来ていないもの、すなわちアメリカとの間におきましてまだ契約の時期が来ないものが約十件ございまして、したがって、七十件はすでに時期が来ておるのにまだ入っていないという状況でございます。それから金額的に申し上げますと、五十一億の中で約三十六億はまだ時期が来ておりません。すなわち十件に当たるものでございまして、残りの十五億が七十件に当たるものでございまして、ただいま先生御指摘の問題があるとおっしゃるのは、時期が来ておるのにまだ入っていないというこの七十件、十五億の問題であらうかと考えます。

○鈴切委員 十五億円でも、これは国民の税金であります。ゆえに、そういうものが契約をしたにもかかわらずいつまでも入らないということは、これは許される問題ではないわけです。私は、やはり皆さんの契約の問題があるかと思うのですが、その前に、どういふものが契約の対象としてアメリカのほうから輸入をされるべく契約をされたけれども入ってこなかったかという、その内容について伺ひたいと思います。

○山口(衛)政府委員 これには試験用の器材から航空機の部品に至るまで、かなり多くのものが含まれております。一々御指摘する時間もありませぬと思ひますので、おもな点だけ申し上げますと、おもなものは、航空機、誘導武器、装軌車等の部

品類が非常に多くを占めております。

それから、ただいま先生が契約上ずさんな点があるのではないかと御指摘でございますが、実はこれは契約ではございませぬが、アメリカ側では一応有償援助という形をとっておりまして、通常の私契約のように、何月何日までに必ず納めよというような形式が実はとられておりません。アメリカ側としてはできるだけこのような時期に納付するといふような形の契約になっております。

と申しますのは、たとえばものによりまして、日本側が全然特許権も何も持っていない、技術的なノウハウもない、ただ非常にその部品が必要であるといふようなものでございまして、どうしてもアメリカ側の考え方に従わざるを得ない。その場合に、アメリカ側ではできるだけ早く出すといふ方針ではあるんですが、この有償援助は、日本のみならずかなり数多くの国とそのような契約を結んでおりまして、たとえば、このような航空機の部品類でございまして、同じようなものが時期を接して来る場合はまとめてでございますが、幾ぶん間が各国の間であきますときは、なるべくなら安く提供するために、できるだけロットをまとめてから生産に入らせるといふような状態がたいぶあるようでございます。それからまた、米国の受注業者の納期の遅延があるとか、向こう側のサイドの問題もあらうかと思われま

す。それから、在庫品から出す予定であったものが、在庫品がほかの国に出してしまつて、どうしてもこれは新しくつくらないといけないといふようなものがあるといふような事情がそれぞれの部品にありまして、私どもとしては、随時アメリカ側に早くこれを納めてくれといふことを毎回のように入力しておりますが、だんだんとこのように累積してまいりましたが、最近かなりきびしくMDAOを通じてアメリカ陸海軍省に頼みまして、たの、ようやく四十五年度までの分については、ことしじゅうにはば全部入るといふ見通しが現在ついております。ただ問題は四十六年度分でございますが、四十六年度分の時期到着未納入分が約七億ございまして、その七億につきましても、

できるだけ早く納めるよう現在交渉中でございます。

○鈴切委員 いわゆる有償援助品目といつても、しよせんはこちらでお金を払うわけですね。そういうことに基いて契約がなされるわけでありませぬけれども、いわゆる納期に期限がないといふようなずさんな状態で、いま装備局長が話をされた中に、向こうの都合だけですべてが処理をされているところ、私は、このようにして国費十五億もいまだに未納入ですと推移してきている大きな原因があると思うのですが、その点についてアメリカと話し合うことはできないのでしょうか。また実際話し合つてもどうにもならないものなんでしょうか。その点について伺ひたいと思います。

○山口(衛)政府委員 ただいま先生の御指摘のとおり、私どもは、なるべく明確に納期を規定するように、再々契約のつとに頼んでおります。ただ、日本だけにこれをやりますと、各国から全部それを申し込まれるといふような事情がアメリカ側にあるようでございます。これは結局、かなり強く随時折衝して、早くとにかく日本に納めてもらうという努力を私どもが重ねますことが、やはり現在ではベストの道であらうかと思ひますが、今後でございますれば、先生の申されるように、契約的のものとなるべく入れるように私どもは交渉に臨みたいといふように考えております。

○鈴切委員 話は変わりますが、F4のファントム、これは先般百里基地の沖合いで原因不明の事故を起こしたわけでありませぬけれども、事故の原因はどういふふうになっているのか、その実情をお伺ひしたいのです。

○大西政府委員 お答え申し上げます。五月一日に第七航空団のF4EJ三〇四号機が事故を起こしまして海没いたしました。原因につきましては、直ちに現地に調査のチームを派遣しまして、これに会社から技術者も加えて現地調査を行なつてまいりました。これに基づきまして来週ぐらいから、航空幕僚監部に設置されて

おります事故調査委員会におきまして、原因の本格的な究明を行なうというような段取りにいたして、まだ原因の具体的な点につきまして申し上げる段階には至っておりません。

○鈴切委員 原因がわからないF4ファントムは飛ばすべきじゃない、少なくとも原因が究明されるまではファントムの飛行というものは自重すべきではないか、そういうふうには私は思うのですけれども、どういふふうな状態なんですか。

○大西政府委員 事故が起こりましてから、百里に所在いたしております他の十機につきまして全部飛行停止をいたしております。これにつきまして、特別点検というものを五月十五日から九項目につきまして実施してまいりまして、六月の上旬にはその点検を終了いたしております。一方、今回の事故は、空中爆発という、航空自衛隊にとりまして、従来経験のない事故でございますので、米軍の事故例というものを取り寄せて、その面からも原因の推定というものを進めております。この両者を合わせて、原因の推定というものが確実になりましてから飛行停止を解除するということにしております。

○鈴切委員 この事故を起こした飛行機は、四十四年度に三十四機調達をするということが決定をされて、実際には、その後アメリカから輸入をされたもの、あるいはノックダウン方式で入ってきたもの等があるわけでありまして、事故を起こしたF4はどのような生産体制でつくられたものであるか、その点について伺いたいと思います。

○山口(衛)政府委員 今回の事故機は、先生おっしゃったような、四十四年度に私が三十四機契約いたしました第四号機でございます。これは昭和四十五年の三月三十一日に三菱重工と契約をいたしまして、納入は昨年の十月の三十一日に、三菱重工の小牧南工場におきまして検修の上納入したものでございます。

ただいま御指摘のとおり、最初の二機は、アメリカから給油をしながら入れた輸入機でございますが、三機目は、御承知のように、アメリカから全部部品、器具類を持ってまいりまして、日本でデッドコピーの上にアセンブルしてできた飛行機でございます。このノックダウン方式でやりましたものは全部で八機ございます。したがって、八機のうちの第二号機でございます。現在、十一機目からはライセンス生産、つまり三菱重工側におきまして全部こちらの部品製造の上に生産されておりますが、このライセンス生産ではないノックダウンの第二号機が事故機になったわけであり

ます。以上でございます。

○鈴切委員 やはりこれだけの大きな事故があったわけ、空中爆発という事態を招いたわけでありまして、ライセンス生産にしても何にしても、原因が究明されるまではこの生産を中止をして、原因が何であるかということが明らかにしてから生産をすべきではないかというふうに私は思うわけでありまして、そういう指示をされておるわけですか。

○山口(衛)政府委員 おっしゃるとおり、原因をできるだけ早く追及しまして、どのような点に理由があるのかを突き詰めなければならぬと思っておりますが、ただ、ただいま申し上げましたとおり、このノックダウン方式とライセンス生産とはかなり実は生産実態が違っております。それからもう

一つは、この飛行機は契約しましてから四年以上かかります。そこで実は、生産をストップしてしまえば、部品その他、生産に對します工場の納入がなくなりますと、自然とやはり人件費、物価等の上昇によりまして、当初予定しましたコストをさらに上回るという事態が生じてまいります。したがって私どもは、現在納入をストップしておりますが、一応生産体制にだけは入れさせまして、つくらせることだけは現在つくらしておきたい。ただ、その事故原因がどこにあるかということ、まだ月二機平均でございますから、どのくらい早く見きわめられるかわかりませんが、なるべく早く、それほど大がかりな生産体制にならぬ前に決着がつけ得るかというふうに考えております。

○鈴切委員 ファントム一機で二十数億円も実にするわけ、それが原因不明な空中爆発を起こしたということは、事は非常に大きい問題でありますけれども、やはり何と云っても国費のむだになるわけ、言うならば、国民の税金をもとにしてつくったこの航空機がそのような事故を起こすということは、これは私は許される問題ではないと思っております。その点については、やはり慎重の上に慎重を期して、そうして二度とそういうことがあつてはならない、そういう観点で厳重にチェックをしていただきたい、そういうことを要望しておきます。

次に、ただいま「施設及び区域の返還」という資料が手元に参つたわけでありまして、きのう大出議員のほうから、十五日には安保協議会で返還をなされたものは閣議決定をする、それに基づいて発表をする段階になるであろうというお話があつたわけでありまして、その閣議決定がなされて、現実には手元に施設及び区域の返還の明細が行なわれましたので、その概況について、やはり国会の場所でありまして、議事録にとどめておく必要がありまして、お答え願いたいと思っております。

○山中国務大臣 お手元の表を便宜上読み上げることにいたします。

全面返還が二カ所ありますが、一カ所は建物の一階の一部屋というのはいらないことではないので、これは実際には一カ所ということですが、そういう実質があります。初めのほうからいきますと、ボロー・ポイント射撃場、これは旧嘉手納第一サイト、メースBの施設部分であります。場所は御承知のとおりであります。その面積は二十一万平方メートルありますが、建物が七百七十六平方メートルに對しまして、なお施設全面積としては四百八十万九千平方メートルありますので、相当部分であります。まだ残っている部分が多いということになります。

次に天願通信所、これは御承知の具志川のものであります。これは、九十六万六千平方メートルのうち八十三万平方メートルの返還であります。大部分返還であります。現地をのぞいた方々には御承知の通りですが、残る部分は大体施設のまんな中でございまして、北に向かつて道路の左側と、海岸寄りに二つ道路が出ております。その両側、並びに海岸のほうへ面した大部分は返還されますので、基地が一部、まん中の北へ向かつての道路寄りに若干残るという形になると思っております。

次に平良川通信所、これは十七万七千平方メートルの六万平方メートルあります。一部であります。トリー通信施設、これはまだ残っている部分があります。全部で三百二十二万八千平方メートルのうち三十三万平方メートル返つてくるわけでありまして、三分の一弱程度であります。これは相等的な一応の面積として、ことに読谷村でありますから、評価されるのではないかと考えます。

西原陸軍補助施設、これは旧ナイキサイト、四Aの部分であります。これは、二つありましたが、そのうち、宿舎及び事務所等に使われておりました部分、ちよつと距離が離れておりました。名前は同じ呼び名であります。その部分に關する限りは全面返還ということで、面積は四万八千平方メートル、建物が九百六十八平方メートル含まれておるわけでありまして、残りはまた、少し離れたところにな

お提供施設があるということになります。したがって、名称からいえば一部返還ということになります。

泡瀬倉庫地区、これは十三万平米全部であります。が、現在集積場になっております地帯を返すというところであります。まだなお、米軍が契約をして民間の所有者の倉庫を借りております二棟は残るといふことになります。——失礼しました。泡瀬は全面返還でございます。

次は牧港サービス事務所、これは、冒頭に申し上げました建物の一棟の一部ということで、六百十三平米です。

浦添倉庫、これがただいま申し上げました野積み場が全部返ってくるもので、あと借り上げ倉庫が二棟残ります。

合計二百六十四万一千平米、建物約三千八百八十平米であります。

以上が今回、本来閣僚レベルの会議を秋に予定しております間に合う程度の作業を進めておったようでありますが、それについて、やはり合意したものはほとんど返還もしてもらい、そしてそれについては発表もしてもらおう。ここには返還予定日もちゃんと、六月三十日に返す箇所が六カ所、そして九月の十五日に返す箇所が二カ所というふうな日にも明記いたしておりますので、これはこれから次々と、双方合意したものはひんばんに会合を持ち続けながら、また私が赴任して追加したものの等も相当ございまして、施政も変わってまいりましたので、今後こういう合意が次々と発表できていくようにしたいと考えます。

○鈴切委員 基地の返還がなされたと言いますけれども、実際には全面返還と言ってもごく一部分であります。ほとんどは一部返還にすぎないわけでありまして、このあと土地利用についてはどういうふうにお考えになつてまいしょうか。

○山中国務大臣 これは全部沖縄県民である国民の地主に返されます。

○鈴切委員 沖縄の返還に伴う基地の縮小について

では、国会において再三返還を促進をするということ、これは政府は公約してきております。しかし、実際には沖縄の基地というものの返還はなかなか促進されなかったわけでありまして、きょうはわずかながら返還の実績があつたというところは、私、今後さらに返還については米側と折衝をして、そして推進をしていかなければならない問題ではないか、このように思うわけですが、わが公明党も、基地の返還については、党独自に基地を調査したり、いろいろ今日まで努力を私ってきたわけでありまして、そういう意味において、さらに返還を促進するというところで進めていかなくちゃなりませんけれども、政府みずから返還を求めたためにどのような考え方でこれに取り組んでおられるか、相手方との交渉はどういうふうになされているか、その点についてひとつ伺いたいと思ひます。

○山中国務大臣 これはもう私、就任以来申し上げておりますように、沖縄の基地は本土の基地と全く発生の沿革を異にしている、その原点に立つて考えるということをお願いしておりますので、アメリカ側にとつては、ちよつと予想しないような感じで私としては押しまくっているつもりであります。ただ、私だけでできることではありませんが、絶えず外務省の大河原局長も、また外務大臣にも、閣議のつとを言つていろいろいろいろと、まあ私のほうで頼むというのが正直な表現であります。とにかく協力してくれということとで、気にもさわるうけれども、このことまで言つて協力を頼んでおります。米側のほうも、沖縄における基地のあり方については最近理解が出てきたと私は見ております。これをやはり強く押しつけて、そうして合意に達したら、そのつどこのようにして発表していくべきことであつて、本来は沖縄県民の個々の持ち主の人たちの意に反して取られた戦闘中の基地である特性にかんがみて、なるべくその規模もスピードも上げるようにしたいと思ひます。

○鈴切委員 米軍基地でも、常時使用、それから

また一時使用、ときどき使用、あるいはもう五年間全く使用しないという、そういうふうな基地がまだあるわけでありまして、そういう点について、政府としては、おそらく施設内においてかなりの調査もしてあると思ひますけれども、こういう施設はもう返還をされてもいいのじやないかという基本的な考え方について基地を交渉の対象とされているか、その基本的な考え方について伺いたい。

○山中国務大臣 まず、完全に遊んでいる土地と云ふのは、見てもわかるくらい遊休なる土地もありまして、あるいは黙認耕作をさせておるところもありまして、あるいはまた、部隊の集約によつてリロケーションを伴わなくても移転可能なところも、また必要な経費を要する代替施設の建設も、やはり関東周辺等においても、国が特会計と呼ばれる特別の歳入を原資としながらも進めているわけでございます。沖縄の場合には、遺憾ながらこの特会計の歳入の原資になるような土地は、私有地でありまして、沖縄の場合には、遺憾ながら、私有地でありまして、財源捻出については、財政局、大蔵当局と相当よく話を詰めるなければならぬ点がありますけれども、しかし、それは私たち国民が負担を当然としてあげていいことであつて、そういうつもりで私としては折衝をしますし、地点をいろいろあげますと、向こう側もいろいろとまた現地の反応がすぐ各軍ごとに上がつてしまふものでありますから、地点をあげては明示をいたしたくありませんが、そういう感觸のもとに進めていこうと思ひます。

○鈴切委員 対米のいろいろの交渉のあれもあり、また現地住民の問題等もあるので、地点をあげることはできないというわけでありまして、このちのちのほうから強く要望をしている箇所が何カ所ぐらいあります。言うならば、八カ所以外に現在日米安保協議委員会が話題にのぼつていない基地の数、それは何か所ぐらいあるでしょうか。それくらいは言えるでしょうか。

○山中国務大臣 やはりこれは、P3の嘉手納だつて、内々きまつているものを、陸海空の対立で普天間の何だのといつて、ついに予算までかさ上げをして三十八億つたいきさつがあるわけですから、なかなか現地の個所とかなんとかいうことになりまして敏感に反応がありまして、そこらのところは、ひとつもうちよつと時間をかけてくれませんか。私は隠そうなんて思つておりません。隠して何にもなるものじやありません。ただ、ものごとの達成に、そのほうが目的を達成しやすいので御協力をお願いできないだろうかという意味でございます。頼みます。

○鈴切委員 私は、なぜこの質問をするかといふと、実は政府は国民に、基地の返還について、極力返還を促進するのだということを公約をされているわけですが、その後何の音もななくして、きょうこうやつて部分的にも八カ所返還をされたということなんですけれども、私はやはり、政府はそれだけの努力をしているということについて、少なくとも国民には、基地は何か所ぐらいいま現在場所が言えないにしても、アメリカとの交渉の対象になつていのだということでも明らかです。私は当然だと思ひます。それによつてやはり沖縄の住民も、なるほど政府も、基地の返還については、あるいは縮小整理については真剣にやつていっているんだということはわかるわけでありまして、私は、具体的にどここの場所の基地をやれというわけではないわけでありまして、その点について再度御答弁できたら御答弁していただきたいと思います。

それからお、日米安保協議委員会においてこの問題が持ち出されると思ひますけれども、今日まで沖縄の基地の問題について、返還後日米安保協議委員会においてどれだけ話題になったか。

○大河原(良)政府委員 日米安保協議委員会は、第十四回目の会合をことしの一月二十三日に持ちました。その際に、基地問題が大きな議題の一つでございましてけれども、いわゆる関東平野計画

というものが、今度基地に關しましては日米間の合意を見ましたと同時に、沖縄に關しましては、P3の嘉手納移転、並びにそれに伴います那覇の空港のそばにありす米空軍・海軍補助施設の移転、それから牧港の住宅地区千二百戸のうちの二百戸の移転、こういうことが合意されたわけですが、日本側といたしましては、基地問題の重要性にかんがみまして、引き続き米側の理解と協力を得つつこの問題の解決促進に当たりたい、こういう姿勢をずっととってまいったわけでございます。

その一つの考え方といたしまして、一月の十九日に日米間で設立の合意を見ました日米安保運用協議会が、四月の二十三日、五月の十四日、六月の十一日と過去三回持たれております。この協議会におきましては、日本にありす米軍基地、特に沖縄にありす基地に重点を置きまして、基地の目的、役割、使用状況、こういうものを再検討し、その再検討の上に乗ってこの問題の具体的な解決をはかっていきたい、こういうことで話し合つてまいったわけでございまして、そういう協議を踏まえて、昨日の合同委員会、ただいま山中長官が御発表になりました八カ所の施設、区域について、全面並びに一部返還についての話し合いがまとまつたわけでございまして。

○鈴木委員 具体的な基地の数については、いろいろの問題があるので言えないということでありまして、長官、このような状態で、さらに安保協議委員会等でもいろいろこういう問題が煮詰められていくと思ひますけれども、少なくとも本年度じゅうには、さらに大幅といひますか、基地の縮小整理が行なわれる感じがございまして、うか。この点について……。

○山中國務大臣 なかなか巧みな誘導尋問であります。そういうことをとにかくやらなければ、沖縄の人たちを一日ほうっておけばほうっておくほど、私はある意味の罪悪だと思ひます。だから積極的に、私の考へております場所等については、向こう側がいやな顔をしようとするしように、

どんな要求をしていて、次々実現をさせていくたいと思つておりますから、ただいまの大河原局長の言ひました事務レベルの合意も、これからひんぱんに開いてもらいたい、こういうふうに通つております。

○鈴木委員 基地の問題はそれだけにいたしましよう。

次に、幾らか防衛の問題について伺ひたいしますけれども、今日の国際情勢は、少なくとも冷戦の終止符である、そして緊張緩和の現象といふものはまぎれもない事実となつてあらわれてくる、そのように私は判断をいたしております。このような状態で、平和への流れといふものは、これから将来とも容易に逆行するものではないのではなから、そのように思ひますけれども、特に平和憲法のもと平和国家を標榜するわが国は、この平和を定着させるべくあらゆる非軍事的な平和政策の遂行に最大の努力をしなければならぬ、私はそのように思ひます。

ところが、政府が考へておられるのは、むしろそれとは逆行するような軍事増強政策のみに奔走されておりますけれども、なぜ四次防が必要であるのかという率直な国民の疑問といふものは、まだに晴れていないのではないかと、そのように私は思ひますけれども、四次防の前提になりますところの国際情勢の分析と極東の軍事情勢をどのように評価されておられますか、その点について伺ひたいします。

○山中國務大臣 私は、あなたの見ておられるような環境になりつた。すなわちベトナム停戦、カンボジアが一部残つておりますが、少なくともアメリカが全面的に手を引いたという事実だけは厳然としておりますから、再びアメリカが介入することもない。それはもう一応最終的な形になつたわけでありまして、その面において大きな変化がありまして、またアメリカ自身が、冷戦構造といわれた東西の対立といふものを、いろいろ理由もありましようが、中国を大統領が訪問する、あるいはモスクワを訪問し、近くまたブレジネフ

書記長がアメリカを訪問するといふようなことは、やはり当然緊張緩和の方向に向きつたものであると私は思ひます。

またヨーロッパ等においても、主として経済問題等のトラブルはあるにしても、中東を除いてはおおむね戦争といふことを考えられない状態でありまして、東方条約等も西ドイツのブランド首相がやつたわけでありまして、したがつてまたヨーロッパにおいても、この冷戦構造といふものが形がかわつてきつたと思ひます。

われわれの周辺でも、そういうような全般的な流れは確かにありますが、一方において、私どもは、かつて一枚岩といわれたソ連と中華人民共和国といふものが、どうもおかしいのではないかと、いろいろな話等も聞きますし、そこらのところはなかなか微妙な問題があるのではないかと。あるいはまた、南北朝鮮が赤十字会談を通じて、離散家族の人道上の問題で話し合ひを続けておりますが、事態ははたして、ほんとうの民族の悲願である平和、統一のほうに向かいつつあるのかどうか、そこらのところも、われわれにはまだわからない要素等もあるのではないかと思ひます。

一方、日本とアメリカとの関係には、安保条約を基調とする関係において変わりはありませんが、日本とアメリカとの経済的なバランスの問題からいろいろと論及する者も出てまいりましたし、ニクソン大統領が外交教書であれだけはっきりと、この経済アンバランスは同盟関係を引きさくおそれがある、とまで、どうかつに近い表現を全世界の人の耳に聞かす、目に見える形で言つたこと、こういうことを考えますと、そうそう樂觀ばかりしておられる状態ではないではないか。ここらのところは非常に流動的でありまして、かといつてアメリカも、ニクソン大統領がそう言つたからといつて、安保条約を一年後にやめようといふ通告をしてくるというところは全然ありませんし、したがつて、われわれとしては、やはりいま

一応は何事もなく過ぎておりますから、この体制で進んでいくべきことが正しいのではないかと。

この四次防といふものは、当初は、先ほどの前期五年、後期五年の議論がありましたが、現時点において進行中の四次防といふものは、三次防の延長であり、そしてまた装備の近代化、更新あるいは調達といふようなものでありますから、その特別に、いまの極東情勢、世界情勢に日本のみがひとり逆行をしておるといふ感じではないのではありませんかと思ひます。

○鈴木委員 防衛庁長官の、少なくとも平和は定着しつたといふものの判断は、これはいま御答弁にあつたとおりでありますけれども、現在の安全保障政策は、もはや単なる軍事力ではなくて、内政、外交等各方面にわたる総合的なもので考えなければならぬといふふうに私は思ひます。したがつてわが国は、この際、四次防のような軍事増強政策といふ考え方から平和戦略、すなわち外交政策を重点的にして、内からの脅威をなくすための内政諸施策を中心とした総合的な安全保障政策を確立することが非常に大切ではないかと、私はそのように思ひますけれども、御見解をお伺ひします。

○山中國務大臣 もちろんそのとおりです。国際紛争を解決する手段として武力を持たないといふ憲法九条でいつておりますことも、国際紛争は最終的な手段として武力で解決しようとするものが間々あるといふことを踏まえてのことでありまして、国際紛争に至らざる前の問題は外交であります。外交の基礎といふものは、いわゆるその国のあるべき姿である内政の安定といふことが当然前提になるわけでありまして、まさにあなたのおつしやるとおり、私もそう思ひます。ただ四次防についてはそういうふうには思ひません。

○鈴木委員 実にもの考へ方が、片一方はそのとおりであるけれども四次防は必要性があるんだといふこと、これは全くいままで盛んに政府が使つてきたことばのあやだと思ひます。政府はいわゆる幻の脅威といふものををつくり上げ

て、それに対処するために軍備の増強をはかってきたというのが現状ではないかと思うのです。三次防の二兆三千六百億の増強に五兆とする五兆一千億の予算を持つて四次防を増強しているわけでありまうけれども、政府は、四次防の前提として一体どういう脅威を考えておられるか、脅威の具体的な実体について国民の納得いく説明をしていただきたいのです。

○山中国務大臣 これは日本は脅威がないからはいへんありがたいと思ふのです。脅威のない状態を永続させることが私たちのつとめではないかと思ふのです。それはどこの国であれ、現実的にこの脅威が迫りつつあるというふうな状態に日本を置くことは、やはり私はいへんよろしくないことであつて、そのためには、日本自身の防衛は専守防衛の限界、憲法の許す限界において自分たちでやります、しかしもし日本がどういふ及ばない近代兵器である核の段階のそういう脅威というものがあつた場合には、これは安保条約の俗にいう核のかさというもので担保してもらつておりますという姿勢でよろしいのではないかと考えます。

○鈴切委員 脅威がないとするならば、何も四次防などおつくりになる必要はないじゃないですか。

○山中国務大臣 それは世の中の人、性善説、性悪説といふいろいろありますが、みんな善人であつて、どろぼうは一人もないといふことがはつきりすれば、確かに戸締まりも何もしなくてもいいのかもしれないが、やはり一応人の善は信じながらもみんな戸締まりはいたします。したがつて私は国防戸締まり論を言つてもいいありません。そんな子供じみた話を言つてもいいが、自分たちは他を脅かしあるいは他を侵略しようといううなことは前提に置いてないのではありませんから、自分たち自身を守る、国、民族、独立、生命、財産、こういうものを守る力を全く持つていないで、真空状態で日本の安全が保障されるというならば、とうにスイスなどは、常備軍も持たず、あ

るいは国民皆兵の組織も持たないで、もう日本の模範とできるような国になつてくれているはずだと私は思ひます。やはり国際連合が究極的に世界の国々全部に、安心だ、何も心配要らないといふ体制をつくつてくれるといふことになつたら、私たち日本は、当然一番先に日本の国防のあり方を根本的に考え直すといふ国になるであらうことは間違いない、私はそう思ひます。

○鈴切委員 脅威がないといふことは、私は非常におかしいと思ふのです。この「日本の防衛」の中に少なくとも「特に中共および北朝鮮は引き続き硬直した対外姿勢を堅持しているが、アジアにおいて核兵器を開発している唯一の国である中共の動向や、さらに英米軍のアジアからの大巾な撤退とソ連海軍の進出、ベトナム問題の処理のきつ、米軍の動向等は、アジア地域における今後の紛争生起の可能性に大きな影響を与えるものとみられてゐる」といふ、そういう日本の防衛の分析の中から、言つておつた三防、四次防といふものをつくつておるわけですか。ですから、脅威が全くないといふようなものの方、私はこれは間違ひだと思ふのです。だから、少なくとも直接侵略の脅威といふものは現在ないといふならば、ないならぬといふに御答弁願へばいいし、間接侵略としてあるといふにお考えであるならば、その態様はどういふものであるか、それについて伺ひます。

○山中国務大臣 脅威といふことをどういふふうに使つかといふ問題であります。私が先ほど使つたのは、いま日本がきつうあすにも独立を脅かされる、安全を脅かされる、あるいはまた極端に言うならば、領土、領海侵犯をされて上陸をされ、あるいは空襲をされといふような状態は予測できないといふことを言つてゐるわけでありまして、日本が全く真空状態のような環境の中にあるといふ意味での脅威がないといふことは、ちよつとまだ、どうも人間の本能の一つにも闘争の本能がありますし、やはりなかなかそこらところでは、民族の集団である国であつてもなかなかうま

くいつてないことは、イギリスの、同じ国民でありながら、しかし北アイルランドで騒ぎが起つてゐるようなことなんかも——これは私は日本で内乱があると言つてゐるわけじゃありませんで、だから、そういう局地紛争といふものは、予想もできないところどころ起るかもしれないといふことは、やはり独立国としては予想を当然して、全然ないといふ状態ではさつと突つ立つてゐるといふわけにはいかないのじゃないか、そういうふう

に思ひます。

○鈴切委員 だから、先ほど質問いたしましたように、いまの国際情勢を考えたときに、非常に緊張緩和の方向に進んでゐる、平和は定着をされてきてゐる。そういう中において、あなたもおつしやるように、実際に直接侵略の脅威なんといふものはいまの時点においては考えられないのだといふ、そういう考え方に立つて、さらに三次防の引き続きだといふて四次防の、いわゆる三次防の倍になんたとする軍備がはたして必要であるかといふことは、国民がまことに疑問を持つ問題だと私は思ふのです。それは、納得のいく御説明がそういう点においてもすいぶんされないといふふうにおつたわけでも、直接侵略と間接侵略といふものの定義についてひとつ防衛局長……

○久保政府委員 直接侵略は外国からのわが国に對する武力攻撃を申します。それから間接侵略は、外国の教唆または干渉による大規模な内乱または騷擾をいふといふ定義をされております。

○鈴切委員 政府は、差し迫つて他国からの直接の侵略の心配はないけれども、間接的な侵略といふものはやはり懸念されてゐるけれども、それは具体的にどういふことなんでしょうか。

○久保政府委員 直接侵略につきましても、間接侵略につきましても、わが国について具体的ななそういうおそれはない、いわば脅威はない、また差し迫つたそういう脅威はないという判断をいたしております。しかしながら、わが国について、これは、自衛隊法でも、あるいは防衛庁設置法でも、

直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛するとありますように、わが国について、外国からの組織的な武力攻撃のみであつて、間接侵略の可能性といふものは将来にわたつて絶無であるといふことは考えられない、やはりその可能性自身については配慮しなければならぬといふのが、従来の防衛庁の考え方でありました。

○鈴切委員 直接侵略の心配はないのだ、しかし間接侵略といふものに対して一応懸念されるところもあるといふわけですが、間接侵略といふものはどういふふうな形になつてあらわれるといふふうにおつた御想像になつてゐるのでしょうか。

○久保政府委員 直接侵略よりも間接侵略の可能性のほうが多いといふことを申し上げておるわけではありません。直接侵略も間接侵略も、それは可能性の段階として考えられる。しかし、可能性としてその存在を否定し得ない以上は、わが国がそれに備えなければならぬといふ発想であります。

そこで、間接侵略といふのはどういふ事態で起こり得るかといふことになりまして、原因はいろいろありましよう。しかしながら、いづれにせよ、国内で何らかのきっかけで騒乱が非常に大規模になつてくる。外国との関連が全くない場合には完全な国内の治安問題であります。したがつて防衛出動の対象にはなりません。治安出動の対象にはなり得ても防衛出動の対象にはならない。そこで、外国がこれに對して、たとえば、武器を援助する、あるいは不正規軍を潜入させていくといふようなことで、国内に起こりました大規模な内乱やら騷擾がそういうた外国の援助と結び合つた場合に間接侵略といふふうにおつたおつた。そういうことは私は現実的に起こり得ないであらうと考えますけれども、しかし可能性を否定することはできないといふのがたまたまでありまう。

○鈴切委員 唯一の可能性はあるといふことを前提にして、第四次防の整備計画といふものはなぜこんなに必要なんだらうといふことは、どうして

も私自身がなかなか納得がいけない問題でありま
す。要するに間接侵略というものは、本来軍事の
問題でなくて政治の問題であるというように私は
思うのです。政治に対する広範な不平が広がって
大変革を国民が求めるようにならない限り、かり
に外からそういう誘惑があつても、国民に生活保
障や自由を十分に与えて安定した秩序を保って
いるならば、間接侵略など起る危険性はきわめて
少ない。むしろないと言つてもいいと思います。
間接侵略なるものの対応策は非軍事的な政治、外
交、内政等の問題であり、四次防予算を教育なり
あるいは社会保障なりに使えば、それは国民生活
や社会の安定にプラスになることは間違いない事
実です。ひいては間接侵略の憂いを確実に減らす
ことになると思ひますけれども、間接的な侵略と
いう想定を軍事力によつて解決しようとする考
え方はたいへんに危険であるし、間違ひだとい
ふふうに思ふのです。間接侵略が起るとするなら
ば、それはすべて内政の問題に端を発している、
そのように思ふわけですが、それを大臣はどのよ
うにお考えですか。

○山中国務大臣 内政の問題の場合もありま
うし、宗教問題のような、イギリスのような問題
もありまうし、思想の問題のようなこともあ
りまうし、いろいろあるでしょうが、われわ
れの国は幸い島国でありますから、間接侵略とい
つても、直接侵略を伴わない間接侵略だけがど
んな形で起るだらうかということとはなかなか想
定しにくい。その意味では、われわれはきわめて
幸いな立地条件にあるといふふうには考えます。
○鈴木委員 米軍のアジア撤退の戦略的背景をど
のように評価をされているのか、まずその見解を
承りたいのが一つと、それから防衛、外交、経済
等をからませたキッシンジャーの西大西洋憲章構
想についてはどのように評価をされているか、そ
の点について伺ひします。

○山中国務大臣 大体はニクソン・ドクトリンと
いうものからずつと一貫していると思ひますが、
しかし、最近ではアメリカのほうで、目的のない戦

争といひますか、大義名分のない戦争というもの
に次々と若者たちがかり立てられていくというこ
とに対して、政治自体がもうそれに対応できなくな
つたといふようなことが大きな要素の一つであ
るように私は感じております。したがつて、アジ
ア全体の地域に対しても、いまはベトナムの話で
ありますけれども、米軍自身のアジアの他の地域
における極東戦略というものが全面的な撤退にな
るだらうといふふうにはなかなか考えられない面
もありまうけれども、しかし、米国も一応はつと
しているという感じには受け取つていいのではな
いかと思ひます。

キッシンジャー提言といわれております西大西
洋憲章であります。これはどういふわけで日本を
その中に入れようと言つてゐるのか。われわれは
太平洋圏の国でありますから、それに入つてくだ
らない負担を押しつけられるようなものであるな
らば、そういうものには、おいでおいでと言われ
たからといつてわざわざ入る必要はない。しかし
全世界的に、OECDなどと別な意味の友好とか
なとか、そういうものであつて、それは日本も
おつたほうがいいといふものであるならば、それ
は考えてもいいでしょうけれども、いまのところ
は、何の意味でそういうことを提言したのやらよ
くわかりませんし、第一、フランスあたりもそう
いふことはなかつたようなこともありますが、ア
イスラントでしたか、フランスの大統領とアメリ
カの大統領が会つたときに、この問題をめぐつ
て、実際にははたして合意に達したのやら達しな
いのやら、当事国同士が第一まだわからないわけ
でありますから、われわれとしては静観するとい
うのが結論だろうと思ひます。

○鈴木委員 アメリカは、ニクソン・ドクトリン、
それに基づくいわゆる総合戦略構想で同盟国に責
任の分担を今日強く迫つてきております。それは、
レオード前国防長官の来日の際に報道された、海
上自衛隊による米第七艦隊の一部機能の肩がわり
とか、あるいは自衛隊の装備近代化の提唱とか、
また最近のリチャードソン国防報告、ニクソン外

交教書、新大西洋憲章構想とかを見ると、政府が
どんなに否定をしようとしても、このことは動か
しがたい事実だらうと思ひます。要するに、従来
在日米軍等が果たしていた極東戦略の役割りを自
衛隊が肩がわりしようとするもので、四次防によ
る自衛隊増強はまさにこの総合戦略構想のワク組
みのもとに入つてゐるといわざるを得ませんけれ
ども、この総合戦略構想と四次防とのかわり合
ひについて見解を承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 私が先ほど言つたのは私の見解
であつて、わが国の見解というならば総理大臣で
なければなりません。先ほどの大西洋同盟の話で
す。したがつて、そういう意味でお受け取りを願
ひたいと思ひます。そんな不適な立場にはありま
せん。

いろいろとアメリカのほうで雑音も聞こえます
けれども、かといつて、日本がアメリカの第七艦
隊と、日本の海上自衛隊の一番大きいので五千ト
ンそこそこという船が、こゝまでは日本が守りま
すからなんて、そういうことが言えるような第一
がらでないし、そういうことは憲法上も許されな
いことでありまうし、マラッカ海峡航行を守ると
かなんとかといふことも、日本の憲法を知らない
者の言ふことであつて、日本の憲法並びに自衛隊
法といふものの範囲内で、アメリカ側においては
いろいろ意見がありまうし、けれども、そういう
ものには、私たちとしては絶対に踏み越えてな
らぬ限界といふものをきちんとして持つてゐる。世界
のどこにもない独特のわれわれの自衛隊の任務が
ありますから、その範囲を絶対に踏み出すことは
ないといふ姿勢を堅持していけばよろしいのでは
ないかと思ふのです。

○鈴木委員 この総合戦略構想ですね。ニクソン・
ドクトリンのいわゆる総合戦略構想のワク組みの
中で自衛力の増強を推し進めようとするれば、米軍
のアジア撤退に伴つて自衛力増強の歯どめがか
けられないようになってしまふのではないかと思
うわけでありまうけれども、自衛力の限界という
ものをどのようにお考えになつていましうか。

○山中国務大臣 これはやはり、私たちの専守防
衛、そして他国に脅威を与えないという、国際紛争
解決の手段としての軍隊は持たないし、したがつ
て自分たちの国の独立と安全を守る、そして国民
の生命財産を守るといふ限界は、日本の場合には
厳然としてあるわけでありまうから、どんな計画
を立ててみようと、その限界を突き破ることは許
されません。そしてこれは国の政策であつて、国会
の決議にもなりまうした非核三原則といふものがさ
らにびしとそれに歯どめをしてゐるわけであり
ますから、われわれの今後の進路といふものも、
これがはっきりと示してゐるものと考えます。

○鈴木委員 専守防衛に徹する、あるいは他国に脅
威を与えないといふことで、いまお話しになつた
ところは、非核三原則といふことで、核に対して
は少なくとも持たないといふのは政策である。そ
れ以外には、少なくとも今後可能な自衛力の限界
であるといふことになるのか。あるいは質的、あ
るいは量的、数的において、憲法のワク内にお
いてそれはやはり限界があるのかどうかという問題
については、どのようにお考えになつていまし
うか。

○山中国務大臣 詳しくは局長から……。しかし、
基本的には政治の問題でありますから、当然限界
があるべきだ。でありますから、たとえば、先ほ
ども答弁しましたように、陸上十八万といふもの
は、欠員議論は別にして、定員としてはおおよそ
もうこれでいいといふことでありますから、これ
以上ふえるといふことはあり得ない。海空その他
については、またいろいろ装備その他の問題とも
関連がありますから、局長から答弁させます。

○久保政府委員 防衛力の限界といふことは申
しますならば、それは先ほど長官がお述べになり
ましたように、憲法上の限界といふものが最大の
ものであります。すなわち、必要最小限度の自衛
力であるといふのが防衛力の限界であるといふこ
とにならうと思ひます。それをもう少し具体的に
いへば、他国に脅威を与えるような攻撃的兵器を
持たないとか、海外派兵をしないとかいふような

国、つまり敵機の発見が
 縦深性の少ない国、つ
 まり、そしてまたわが
 国は細長いわけであり
 ま、すぐ突き抜ける。つ
 まり防衛陣が縦深、縦
 と深さが少ないといつ
 たような国においては、

が長いということではなくて、実は滞空時間が長いというふうに読むべきなのであります。しかしながら、いろいろな経緯がありまして、いろいろな誤解を与えてはいけないということで、憲法上の問題としてではなくて、結論的に言うならば、政府が同意したわけでありまして、妥協性の問題として空中給油装置を地上給油専用に取りかえたものであらうと思ひます。

○鈴切委員 憲法が禁じております戦力というもの、この見方は、平時においても、緊急時においても、有事の場合においても不変であるかどうか。

○久保政府委員 法制局にお聞きになるとよろしいかと思ひますけれども、私個人の考えでは、やはり国際環境によつてその戦力の内容も違つてくるんじゃないか。たとえば昭和二十年代における戦力と昭和五十年代における戦力というものは、おのずから異なる面があるのではないであらうかというふうに思ひます。厳密には法制局と相談してみなければわかりません。

○鈴切委員 国際環境によつて戦力が異なるというふうに言われるわけでありまして、憲法第九条は、戦力は保持しないということでありまして、戦力は保持しないというものでありまして、戦力というものの定義というもの、少なくとも憲法上においては変わるものではないと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○久保政府委員 戦力の法的概念は、憲法がある以上変わるはずがございません。しかしながら、戦力を構成する内容というものは、やはりその環境によつて異なるべきではないであらうかというふうに思ひます。たとえば極端な例で申せば、徳川時代なら徳川時代のころに警察予備隊当時の防衛力を持つておれば、それは当時においては戦力と読むべきであらうと思ひます。逆のこともまた言えるかもしれません。

○鈴切委員 防衛力は、戦力ということについては、これは憲法上持つことはできないということでは明記されておりますから、戦力ということばを

お使いにならない。戦力ということばを言われているわけですね。戦力と戦力とはどう違ふのでしょうか。

○久保政府委員 これも法制局がお答えすべきところでありまして、ある程度承認しておりますのでお答えいたしますと、戦力というものは、単に二つの実力がぶつかり合つて実力を行使し得る力ということでありまして、ところが戦力というのは、日本国憲法において日本国が禁止されておるところの実力というものが戦力とされております。これは憲法上の解釈であります。

○鈴切委員 軍事的な面をとらえたときに、質的、量的、数的においては、戦力と戦力とはどう違ふかに違ひますか。

○久保政府委員 戦力であれば、たとえばわが国が一個中隊の部隊が小銃を持つておりまして、戦力であろうと思ひます。これは単に実力を行使する力というほどの意味でありまして、しかしながら、戦力と申せば、憲法上どういふふうに解釈すべきかという問題になつておのずから性格が違ふだらうと思ひます。

○鈴切委員 憲法の禁止をしているところの戦力というものの限界は、質的、量的にどのようにお考えになつておられますか。具体的に……

○久保政府委員 憲法にいう戦力におきまして、それが量的、質的にどういふ限界であるかということは、先ほど来申し上げるうちに、具体的にはなかなか申し上げられない。ただ、少なくとも抽象的に言えますことは必要最小限度の自衛力である。その必要最小限度の自衛力は何であるかということがやはり問題になるのでありまして、それはある程度その国際環境によつて、時代によつて、さういふものによつても左右されるものである。きわめて平和の確保されたような時期に、ある時期においてある程度許されたものを持つこと、防衛力を持つことが、そのときにおいてはすでに戦力になるということもあり得るのではなからうか、というふうに思ひます。

○鈴切委員 政府がいつておる、万一侵略が発生

した場合には、間接侵略及び小規模の武力侵略に對してはわが国が独力でやり、それ以上の規模の武力侵略に對しては、アメリカの協力を得てこれを排除するといふ考え方のようでありまして、これを排除するならば、緊急事態において日米共同作戦下の防衛分担のワグ組みと内容はどのようになつておるのか、御見解を承りたい。

○久保政府委員 そのことの是非はともかくといひまして、緊急事態におきまして日米がどういふふうな防衛の分担を行なうべきかということについては、日米間での協議は正直のところござい

ません。

○鈴切委員 その場合、協議がないとはいひながらも、やはり防衛を日米で一応やろうということにたよるといふ、さういふ考え方を明らかにしてゐるわけでありまして、その場合、米國に防衛の分担として全面的にたよらざるを得ないものはどういふものがあるか具体的に御答弁願ひたいことと、それから核抑止力は当然であるとしても、相手の國土に對しての攻撃は、戦略的にも、また戦術的にも米軍にお願いをするのかという問題ですが、その点お答え願ひたい。

○久保政府委員 言われましたように、核抑止力については、これは四次防の文章にも書いてありますように、米國に依存するということでありま

す。

それから、そのほかに米國に具体的に依存するものは何かということになりますと、わが國は海上防衛については、いわゆる周辺海域の防衛にしか当たらないわけでありまして、全般的な海洋における海上交通の確保といひますか、あるいは対潜行動といふものは、大きな作戦といふものは米國にやつてもらつて、わが國は周辺において行なうといふようなことがおおよそその区切りといふことにならうかと思ひます。

それから、かりに日本の防衛上必要な場合に相手國の基地をたたく力といふものを日本が持つかといふことは、これは通常の場合憲法で否定され

てゐるという解釈になつておりますので、わが國は持たないわけでありまして、その場合に、必要な場合には米國に依存せざるを得ない。その主たる勢力は、今日の情勢であれば第七艦隊の機動部隊であらうということになります。

○鈴切委員 日本が全面的にみずから分担するものはどういふものであるか。たとえば小規模の武力侵略といふことは觀念的にはわかりま

すけれども、實際にはどういふ武力侵略といふものを考へておられるのか、この点についてお答え願ひたい。

○久保政府委員 これは、小規模の武力侵略といふ場合に、どの程度のものを小規模といふかといふことがたいへんお答えしにくいわけでありまして、そこに書いてありますのは防衛の構想、つまり三次防も同じでありま

すけれども、わが國がとつておる防衛の構想はさういふ考え方にのつておる、さういふ考え方に基づいて三次防をつくり四次防をつくつておられますといふことでありま

す。そのときの、防衛力が行使されねばならない時期によつて、その規模も違ひが出てまいります。

たとえば、非常に緊張が予想されて、それから實際の侵略が起こるまでに相当長期間があるといふような場合には、わが國の防衛力についても、いわゆる縦深性と申しますか、厚みと申しますか、さういふものがつけ加つてまいりますから、その小規模の程度も高まつてくる。しかしながら、たとえば四次防期間中にも、今年にもさういふような事態がかりにもあつたとしますれば、これはわが國の防衛力は必ずしもそれに十分対応するような準備をしておりません。いわゆる有事即応体制にあるのはごく一部でありますので、さういふ場合には、相手方の小規模の武力攻撃といふその小規模の度合いもまた低まつてくる、こ

ういふようなことでありまして、そのときどきの状態に応じて内容が変わつてくるということでありま

うものが考えられましようか。

○久保政府委員 共同でというのは、彼此相補うという意味では共同ということになります。同一対象を目標にしてということになります。これはそのときの情勢によって違ってくるのではなからうかというふうに思います。

たとえば、そういうふうになるかどうかは別といたしまして、仮定の話として申し上げれば、わが国に上陸のために進攻してくる艦艇群、艦隊というものがあつた場合に、当然わが国の航空機はこれに対して攻撃を加えるわけであり、第七艦隊の航空機もその同じ対象に対して攻撃を加えるというふうな場合には共同防衛ということでありましようか。

一般的に、私どもが日米の共同防衛というときには、先ほどの御議論にもありましたが「安保を基調として」ということと関連いたしますが、わが国の防衛力と米国の支援と相まってわが国が防衛し得る、それを総称して日米の共同防衛というふうになっていると思ひます。

○鈴切委員 専守防衛に徹する自衛隊と、攻撃であつた防衛であつたオールマイティな戦術、戦術を行つて得る米軍との共同作戦が、有事において一体いかなる協力関係を具体的に持つのであろうか。どこまで専守防衛ということになるのか、どこから先をアメリカがやることになるのか、その点の境界線についてはどのようにお考えになつていましうか。

○久保政府委員 わが国はあくまでも専守防衛であります。また大きな防衛力を持つことはないのであります。また、わが国がなし得ることは、たとえば本土周辺における上空の防衛でありましようし、それからまた本土に上陸してくるであろう艦艇に対する攻撃でありましようし、あるいは周辺海域における対潜作戦の範囲でしかない。したがって、それでわが国の当時に防衛力が十分でないという場合には、それにかぶさつて、たとえば日本の防衛を担当する、日本の防衛に加勢に来る場合もあるかもしれせん、あるいは

先ほど申し上げたように、上陸してくる艦艇を攻撃してくるものかもしれせん、あるいはさらに遠巻きの海洋にわたつて対潜作戦を実行してくるというふうなこともありましようし、場合によつては、本土に上陸しました相手の軍隊に対して、わが国の自衛隊と相まって米国の地上兵力が参加することもあり得る。そういうふうなことで、必ずしも一概にこの場合にはこのこととは言えませんが、また日米の協議というお話もありましたけれども、具体的な事態に即した協議というものは、あるいは計画というものは、なかなかできておらない、できないというのが今日の実情であります。おそらくはそういう事態に際して日米間で協議されるべきものというふうに考へております。

○鈴切委員 増原前長官は、自衛隊が戦略的な意味で攻撃に出ることはあり得ないのだ、しかし個々の戦闘では機先を制して敵を攻撃するのは当然のことである、大体専守防衛という言い方は間違ひで、戦略守勢ということなのではないかと思ひます。すけれども、専守防衛と戦略守勢というのはどういふふうに違ふのでしょうか。

○久保政府委員 これはすでに増原長官御自身がどの委員会かで御答弁になつてゐることでありますが、現在、私どもは戦略守勢と専守防衛ということとは別して使つておりません。ただ、しいて言うならば、戦略守勢というのはや軍事的、従来使われる表現でありますし、専守防衛というのは、最近使われ始めました、やや防衛の体制を示すという意味での幾らか政治寄りの表現ではなからうかというふうに思つております。いずれにせよ、日本に対して直接の侵略があつた場合に、そのつどこれを追い落とすというふうな姿勢、遠くまでは出ていって攻撃を加えないというふうな姿勢、そういうものを専守防衛といつておられるわけでありまして、その中に、たとえばわが国に対して進攻してくる航空機がありました場合に、可能な範囲においてこれを撃墜を試みるということとは当然あり得るわけで、そういう意味においては、私

どもの解釈では実質的にはあまり変わりがない。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕
ただ、ある範囲で申せば、戦略守勢というのはやや広い意味合いを持つてゐる場合もございませう。たとえば、全般的に相手方の国の後方関係までも攻めるわけではないけれども、相手方の基地を攻撃するといった場合に、これは戦略守勢であつて、いわゆる戦略守勢もその中に入るといふ解釈があると思ひます。それは私どもがとつております戦略守勢という考え方は異なるのであつて、いずれにせよ私どもが考へてゐるその両者は、一緒の範囲、すなわち、少なくとも専守防衛に同じ範囲での戦略守勢という考え方しかとつておりません。

○鈴切委員 いまはからずとも戦術攻勢とか攻勢防衛とか、あるいは専守防衛とか、いろいろな用語が使われてゐるわけです。国民は全くわからないというものが現実じやないかと思ひますが、まずその定義と、戦略、戦術の相違点について、あわせて御見解を承つておきたいと思ひます。

○久保政府委員 これは用語集を見ないとの確にお答えできませんが、戦略と申します場合には、国全体を含んだ後方関係、戦争場面全体を踏まえてどう考へるかといった場合に、国全体のそういった戦争を全面的に考へた場合に戦略という思想が使われましようし、個々の戦闘の場面はどうするかということが考へられる場合に、戦術ということばが使われると思ひます。

○鈴切委員 そこで、いま申し上げた戦術攻勢で、それから攻勢防衛、専守防衛、こういうことばが使われているわけでありますが、それはどう違ふのでしょうか。

○久保政府委員 この種のことばは、おそらく定義が確立されてゐるものとは考えません。専守防衛は防衛庁が最近使ひ始めたことばで、先ほど申し上げましたように、やや政治的なものであり、防衛の体制を示す、比較的明確ではないかもしせんが、感じをくみ取れるような文言ではないかというふうに思ひまして、私どももそれに従つ

ておるわけでありませう。

攻勢防衛とか戦術攻勢ということばは、いろいろの軍事的な用語として使われてゐると思ひます。攻勢防衛の場合には、これは個々の拠点を守る場合に、あるいは特定の地域を守る場合に、守勢防衛ということばがありますが、単に守るだけ、たとえば籠城のようなものでありますが、そういう守るだけの守勢防衛に対して、攻めるは守るなりということばがあります。ここに、こちらがある程度の攻撃を加えるということによつて防衛というものを全うする。ちなみに、防衛ということばのほうが、防衛ということばよりは範囲が狭いというふうに受け取られておるようでありませう。

それから戦術攻勢というのは、戦術攻勢と戦術攻勢の対比で使われてゐると思ひますが、いま言ひましたように、特定の戦闘で攻勢的な姿勢を示すというふうなことであろうかと思ひます。

○鈴切委員 三月二日の本会議における防衛二法の趣旨説明に対する私の質問に對しまして、前増原長官は、「いわゆる戦術攻勢でなければ、守勢をどしどしとてよろしい」といふふうなことでないことは、そのときの談話の中で明確に申し上げておられてございまして「云々」といふふうに答へられておられますが、それは具体的にどういふことなんですか。

○久保政府委員 私も、どういふおつもりでお使ひになつたかよくわかりませんが、戦術攻勢というのとは、これは、たとえば昨年の末から北ベトナムに対してつた米国の姿勢のような、相手の国に対してこちらが全面的に攻撃的な姿勢を示すというふうな場合に使われるべきことばであらうと思ひますが、そういうふうな形というものは、日本の防衛についてはなじまないはずでありまして、むしろ言うならば、全面的には国の防衛全般にわたつては戦略的な守勢の形、これはおそらくは専守防衛とあまり変わらない考へ方ではなからうかと思ひます。

○鈴切委員 「いわゆる戦術攻勢でなければ、守

勢をどしどしとつてよろしいというふうなことでないことは、要するにどんな攻撃したいということなんでしょう。守勢をどしどしとつてよろしいというふうなことではないのだということ、そのときの談話の中で明確にしておる。どんな攻撃してよろしいということ。それはたしかに私が質問したことに対して、増原防衛長官は是認をしている部分ですけれども、その意味が私はわからないのです。ですから、防衛局長ならば、具体的にどういふ内容でどういふふうな状態を意味しておるかということがおわかりになると思いますから、その点について……。

○久保政府委員 私も実はよくわかりません。前長官にお伺いしておきますけれども、おそらく言われたかったのは、単に狭い意味の守るだけではなくて、たとえば航空機が攻撃に来ればそのつど落とすということも入る、あるいは相手方の艦艇が上陸部隊をもつてやってくる場合に、領海に入るまでおめおめとそれを見守っておる、領海に入つた場合に初めて攻撃を加えるというふうなことを考えているのではない、そういう意味で守勢だけではないということと言われたのではなからうかと思ひます。

○鈴切委員 私は、四次防における戦略の基本というものは、従来の専守防衛型から、戦術的には公海、公空における攻勢を含めた戦略をとるというふうに思ふのですけれども、その点はどうのようにお考えでしょうか。

○久保政府委員 これは、四次防は三次防の延長でありますし、全般的な防衛構想については全く変わつておらないわけでありまして、時代の推移に応じて技術的な向上、技術的な近代化が行なわれてゐる。それに伴つて、単にわが国の兵器、わが国の装備もまた近代化されているということでありまして、四次防に至つて公海上における攻撃的な姿勢が強化されたというふうなことでは全くないというふうには私も考えております。

○鈴切委員 三次防の従来の考え方というものは、日本に進攻してくる敵を領海、領空において

迎え撃つという、いわば水ぎわ防衛の専守防衛という防衛構想であつたわけですね。いまあなたが言われたように、同じ専守防衛という表現であつても、内容は、公海において戦術的攻勢で迎え撃つという防衛構想の質的な転換がなされているというふうには私は思へないのですが、この点について……。

○久保政府委員 わが国の防衛は領海、領空であるということとを発言されました外務大臣がおられることも承知いたしておりますけれども、その後の防衛庁長官の答弁で、やはり領海、領空に限られるものではないということはずでに言われておりますし、ちよつと記憶は不確かでございますけれども、総理大臣からも何年も前に言われているように思ひます。

○鈴切委員 領海、領空における戦術的な攻勢は別として、公海、公空における戦術的な攻勢がとられるのかどうかということなんですが、その点はどうでしょうか。

○久保政府委員 これは戦術的攻勢ということばをどういふふうに受け取るかということでありまして、定義の不明瞭なことを避けて具体的に行動でもつて明示いたしますと、三次防も四次防も同じであります。たとえば、こちらに進攻してくる航空機に対して、わが要撃機が能力の範囲内において飛び立つて要撃をする、ナイキ、ホークがやはりそれを要撃するということは、これはそういう意味での攻撃というものは当然あり得る。またわが国に上陸しようとする艦艇があれば、適当な場所においてこれを要撃するということもあり得るわけで、その点については三次防も四次防も変わつておらない。ただ、たとえば二次防のころにナイキアジャックスというやうな到達距離の短いものがハークキュリーズにかわつては進歩と同時技術に対応した装備を持つておるといふことの違いではないかというふうに思ひます。

○鈴切委員 船舶の大型化、装備の近代化等に

伴つて、従来の日本の領海、領空防衛から、わが国周辺における航空優勢、制海確保ということがいわれ、必要な範囲で公海、公空で敵を撃破する体制となつておりますし、しかも公海、公空の範囲が明確に限定をされていらないことになると、かつて財界の一部から出されましたマラッカ海峡防衛論のようなものが出てくるわけでありまして、航空優勢、制海の確保については具体的にどのようなことを考えておられるのか、その限界についてお伺いをいたします。

○久保政府委員 制海及び航空優勢ということばが使われたのは防衛庁の原案のときでありまして、現在の四次防についてはそういうことは使われておりません。したがつて、四次防の防衛力でもつて制海あるいは航空優勢の能力があるというふうなことではないと思ひます。しかしながら、具体的な運用の場面においては、航空優勢なら航空優勢というものを確保する努力はするであろうと思ひます。わが防空能力だけで航空優勢が確保できない場合に米側の援助を求めるといふこともありましよう。そういう運用上の目標というものと四次防がどうなるかということとは、おのずから別であるかと思ひます。

○鈴切委員 海外派兵の定義についての見解を承りたいわけでありまして、政府は海外派兵と海外派遣とを区別をしておりますが、防衛庁はどのようなものを海外派兵といひ、どういふものを海外派遣と考えておられるのか。海外派兵の定義と海外派遣の区分について具体的な例をお示しになつて御答弁願ひたいと思ひます。

○久保政府委員 これも私の答える範囲外であると思ひますけれども、御質問で答へせねばならぬといひましたしお答へいたしますが、武力行使の目的を持つて外国の領域に自衛官を派遣をするといふことが海外派兵といふふうな考えられております。それから、海外派遣といふことばで区別していいかどうかはわかりませんが、そういう区別のかたもあつたと思ひます。

そこで、その場合の、つまり海外派遣といわれ

た場合には、武力攻撃を伴わないで自衛官を派遣する場合、これを海外派遣といつてゐるようでありまして。たとえば、外国におきます国際監視団で、これは単に平和の状況の監視を監視する、あるいは衛生とかその他の事務に従事をするといったような、いわゆる平和目的といふものがありまして、武力行使を伴わないといふときには海外派遣といわれておるようには思ひますけれども、これまた法制局のほうにお答えいただいたほうが適当であらうと思ひます。

○鈴切委員 海外領域とは、他国の領海、領空、領土ということであるのか、他国周辺の公海、公空はそれに入るのかどうか。

○久保政府委員 海外領域といふ場合に明確なのは、その国の領海、領空でありまして、そこで、それを越えるような公海において自衛官が武力行使の目的を持つて派遣される場合、これがどの場合に憲法の範囲内であり、どの場合に憲法の範囲外であるかについては、法制局の見解がまだ出ておりません。したがつて、私が述べるのは不適当であらうと思ひます。

○鈴切委員 公海、公空における侵略排除には、場合によつては敵基地内に、もしくはその近くでたたくということもあり得るかどうか。

○久保政府委員 これもすでに確立された見解がございまして、わが国が相手方のたとえばミサイルなどによる攻撃によつて自滅する、座して死を待つのが憲法のためではないといふこと、わが国の存立上やむを得ない場合に相手方のミサイル等の基地を攻撃すること、そこまでは憲法は禁止するものでないといふふうに、鳩山首相の答弁以来、歴代内閣はその答弁を踏襲してゐると思ひます。

○鈴切委員 敵の基地近くの公海、公空上から、自衛隊が敵の領海、領空、領土上の敵に向かつてミサイル等で攻撃するといふことは、憲法上許された自衛行為の範囲内として可能であるかどうかということをお伺ひます。

○久保政府委員 私どもは、この日本周辺におき

ましていろいろな武力攻撃が発生した場合に、それに対応して自衛隊はどの程度行動できるかというところを、憲法上、あるいは国際関係の法律上、条約上知りたいと思うわけでありますが、法制局のほうでも、具体的な状況を想定をしないで一律に何がどうだということを考えるのは不適当であるということ、明確な教えをいただけないのが今日の状況であります。

○鈴切委員 いま、こういう問題は私は非常に基本的な問題ですから、ただ憲法上においてはつきりと見解が示されていないからということだけで逃げられるということになれば、私、この問題は保留いたしますよ、いままでのやつを全部。こういう問題は今後やはり大きくいろいろの見解になつてあらわれてくるわけですから、少なくともそういう問題については何らかのきちつとしたものがなければ、それが拡大解釈されるようなことがあれば重大な問題に発展するから、私はそういうことを言っているわけですよ。その点について……

○久保政府委員 もちろん私も同じ立場に立つものであります。ただ、事が憲法上の解釈でありますので、しかも法制局から考へ方が示されていないのに防衛庁側が見解を申し述べるのは不適当であるということを示す述べたわけでありま

す。

○鈴切委員 場合によつては、これはやはり私は重大な問題でありますから、法制局等々呼んだ上においてある程度見解を詰めてみたい、このように思うわけです。委員長、その点お取り計らい願ひたいと思います。

相手方がわが国の領海、領空近くまで来て初めてこれを撃滅するの。あるいは、相手方に明らかに侵略の意図があると推定された場合は、日本が相手の機先を制して、相手の基地、あるいは相手の領海、領空近くの公海における周辺地域においてこれをたたくということもあり得るのか。その範疇というのはどのようにお考えになりますか。

○久保政府委員 いまの問題も政府側から明確な

答弁がなされたことはございませぬ。したがって私が、答弁されてないものをこゝで答へるのは不適当であらうと思ひますが、ただ言い得ることは、従来の答弁の中から言へば、相手方の基地をたたくということは通常ございませぬ。そしてまた問題は、いま抽象的な御質問でありましたけれども、日本に対する具体的な侵略の意図があるのかどうか、それをどういふふう確認したかというふうな問題もありませんので、従来政府側から具体的な答弁が出なかつたのであらうと思ひます。

○鈴切委員 自衛隊の公空、公海における守備範囲についての限界というものはきめられていないという、そういう問題がいま浮き彫りにされているわけでありますが、結局そういう点についてはやはり明らかにしていかなくちやならぬと思ひますが、自衛行動の三要件として、わが国に対する緊急不正の侵略が発生した場合、そうして他に守る手段がない場合、必要最小限度の実力行使でなければならぬという状態であれば自衛隊は発動できないということになるのでしょうか。

○久保政府委員 これは自衛隊法の中にも「武力攻撃のおそれのある場合を含む」と書いてありますし、現実の武力攻撃があつたということをお前提とはしないと解釈されております。

○鈴切委員 私、まだたいへん質問をする内容を持つていてありますけれども、一応七時といたうことでお約束してありますので、私、この法案に対するいろいろの問題点等があるわけでありま

すけれども、その法案に対する問題点等も明らかにし、またいろいろの問題点等も明らかにし、その点を同僚議員に譲るといふことにいたします。

○藤尾委員長代理 受田新吉君。

（藤尾委員長代理退席、委員長着席）

○受田委員 たいへん皆さんお疲れです。こんなに熱心に審議しておいでな委員会というのはそうざらにはないわけですね。今週は月曜日から三日間、沖縄に実地調査をいたしまして、引つ返してこ

してほとんど二十四時間勤務を五日間続けておるわけでありま

す。

では、ひとつ質問をさせていただきますが、防衛庁長官、防衛庁がスタートして、また陸海空の自衛隊がスタートしてここに満十九年、数えてい

えば二十年、ようやく成年に達した自衛隊であり防衛庁である。ようやく一人前になつたといふこととです。国民生活の中に自衛隊の存在といふものがある程度定着されつたといふのもいいよう

なところへある程度来た、このように長官はお考えかどうか、御答弁を願ひたい。

○山中国務大臣 あとのほうがなければたいへん

ありがたう御意見だと思つたんですが、私は、定着といふことは、これが国民の各階層各層、思想、党派、いろいろなところを越えて許容されているといふ意味であるならば、残念ながらまだ違憲論争その他も存在いたしております今日において、それが得られていない、そう思ひますので、定着

しておると言ふのは少し過過ぎると思ひます。

しかしながら、私どもとしては、現実存在するこのような集団でありますものを、国民が正當な理解と評価をしていただきたい、そしてそれが定着した独立国としての基本的な概念として受けとめてもらいたいということに対して全力をあげたいと思ひます。

○受田委員 全力投球を尽くしたい。長官御就任以来短期間ではあるが、相次ぐ指示の乱発、それから部隊の視察、勉強の続行、とにかくハッスルしていらつしやる姿は、まさに男の子の代表者として大いにたたえて差し上げたいと思ひます。

ののでありますが、この極東の緊張緩和ということについては、防衛の担当国務大臣として、私と同じような認識を持っておられるかどうかを伺ひたい。

○山中国務大臣 わが国をめぐる極東並びに全体としての極東の情勢、これは少なくとも緩和の方向に向きつたところ、先ほど申し上げましたベトナムにおける、なおカンボジアの余じんがあるとしても、一応のアメリカ軍の撤兵、さらにアメリカ自身が政治の責任者である大統領を中華人民共和国の首都に派遣をした、またソ連の首都モスクワに派遣し、そしてまたソ連からはそれに対して答へがなされようとしておる。こういう傾向を見ましたときに、だれしも、われわれの周辺を取り巻く極東の情勢も含めて、安定化の方向に行きつたところといふふうに見るのが至当と思ひます。流れの本来の姿であると思ひます。

しかし、反面において、ソ連と中華人民共和国との間には、私たちのどうも予測し得ないような空気があつた。あるいは南北朝鮮の表面の赤十字会談を通じて、人道的なお互いの離散家族の問題等についての話し合ひは好ましいことでありま

すけれども、はたして軍事面においては、そのような雪解けのムードがあるのであらうかといふような問題等々については、いろいろ疑問がありますし、またアメリカとそれらの国々、すなわちソ連、中共との表向きの関係は、そういう友好の度合いを深めようといふ姿勢を示しておりますが、一方において核装備の競争といふものが依然としてバランスの優劣を競う感で、これは主としてアメリカとソ連とでありま

すが、依然として現実に現在も行なわれつたところ、こういうふうなことを、一体私どもとしては全く関係のないことだと思つていいのかどうかという点については、まだな

疑問の存するところであつて、われわれは将来ともこのよう傾向が続いていて、究極的に国連の段階における、国連の手による世界全国民が安定した生活の営める平和な地球といふものの実現を望みたい、そういう気持ちであります。

○受田委員 ベトナムの平和協定も結ばれたわけ
です。南北朝鮮にも、そこに最近ちょっとだけ
な点もあるのでございますが、交流の風穴があ
いた。分断国家が相次いで和平への道をたどら
うとしておる。こういう中において、日米安保体
制のもとに、わが祖国日本は、防衛力を最小限に保
持するという自衛隊を持つて今日を迎えておる。
極東の平和と安全のための、アメリカが日本の自
衛隊に対する期待、これもわれわれはよく伺って
おるところでございます。

しかし、いま長官からのおことばの中で、いずれ
も共產主義国家である中国とソ連の間に、どうも
釈然としない趣のあることを発言されたのです
が、中国とソ連は戦うことがあるか、中ソ戦が展
開されるということが予想されるかどうかを御答
弁願いたい。

○山中国務大臣 私も国際戦略の専門家ではもち
ろんありませんが、私たちは、そういう国は核保
有国でありますので、おそらくは戦争というもの
はあり得ないだろう。ダマンスキー島もしくは珍
宝島と相互に呼び合っている川中島の争奪くら
いのところの問題は、あるいは今後もあり得るの
かもしれませんが、核保有国同士が相互に使用
兵器であることを承知しておりますから、そう
いう事態はないだろう。ベトナムにおいても、ア
メリカはほんとうの戦争の勝敗を、世界各国にみ
えも外聞もなくつけようと思えば、核兵器を使え
ばすぐにつけられたはずでありますけれども、結
局、あのような犠牲を払いながら全然使えなかつ
たということが証明しているように、核保有国同
士の戦いというのは、いわゆる地球破壊に通ずる
ことに連鎖反応としてなっていくのではないか。
したがって、その意味では、中ソ相戦というこ
とは考えられないことではないだろうかと思っ
ております。しろうとでございませう。

○受田委員 先般、ソ連の軍艦が台湾海峡を通
つたという事実をわれわれは聞いております。これは、
ソ連が中国に対する牽制あるいは台湾に対する何
らかの意図があったかないかわからないけれど

も、どこかにそうした中ソの緊張の一端を招いて
おるのではないかと疑われる節もあるのですが、
これはアジア局長になりますか、外務省としては、
この中国とソ連の関係、緊張の度合いというもの
をどのように見ておられるか。極東の平和と安全
に非常な影響力のある中国とソ連でありま
すので、私たちとしては、その点特に気にかかる点で
ございませう。外務省は情勢判断をどういたさ
れておるかを御答弁願いたい。

○大森説明員 私どもも、先ほど長官の御発言が
ありましたように、基本的にはアジアの情勢は緊
張緩和の方向に向かいつつあるという考えであり
ますが、しかし同時に、アジアにはいまだ不安定
の中における安定、こういった感じがまだ残って
いるという立場でございます。

ただいま御質問のございました中ソの関係でござ
いませうが、中国、ソ連双方がどのような立場で
お互いに考えているかということにつきま
しては、憶測は控えたい次第でございませうが、両者
とも自国の安全保障というものを考えていく際に、
双方の関係というものに強い配慮を加えていく、
こういうことは申せるかと存じております。

○受田委員 佐藤総理がアメリカへ行かれたとき
に、沖縄返還に先立つて極東条項の中に台湾条項
を挿入された実績があります。台湾条項というも
のは、今日中国を承認したわが国としてどうい
うふうな立場でこれを見ていけばいいのか。台湾条
項というのは抹殺されたと解釈してよいのかどう
かを御答弁願いたい。

○大河原(良)政府委員 一九六九年の十一月に佐
藤総理とニクソン大統領の間にかわされました日
米共同声明の第四項にいわゆる台湾条項というも
のがございませう。これはその当時における両国
首脳間の台湾地域の情勢に対する認識が述べられた
ものでございませう。その後、先ほど山中長官から
もお話がございましたように、ニクソン大統領が
昨年の二月に訪中いたしました、いわゆる上海コ
ミュニケというものを発表いたしました。米中間
の話し合いの結果がそれによつてわかれております

が、いずれにいたしましても、こういうふうなア
メリカと中国との間の本格的な対話が始まるとい
うふうな状況のもとに、台湾地域をめぐる情勢は
大きな変化を遂げております。この地域をめぐ
つて武力紛争が現実化するという可能性は
なくなつたもの、こういうふうな考えられるわけ
であります。こういうふうな背景のもとに、一九
六九年当時のコミュニケにうたわれました認識と
いうものは変化している、こういうふうな政府と
しては考えておるわけでございませう。

○受田委員 変化をしている。それでは台湾条項
は削除してもよい、もう有名無実、名があるだけ
で実はないと見るのか、あるいはこれは抹殺され
たと見るのか、そのいずれであるか、お答えを願
いたいのです。

○大河原(良)政府委員 繰り返しになりました恐
縮でございますが、六九年当時述べられた認識
は、当時の情勢のもとに述べられたものでござい
ますが、その後の情勢の変転に照らしまして、今
日その当時の認識は変わつておる、こういうこと
を申し上げておるわけでございませう。削除云々とい
うことを特に申しているわけではございません。

○受田委員 認識が変わつておるというの、ど
のように変わつておるのかを御答弁願いたいの
です。

○大河原(良)政府委員 いわゆる台湾条項とい
うことで代表されます当時の佐藤総理とニクソン大
統領との間の考え方は、佐藤総理からニクソン大
統領に對しまして、台湾地域の問題というものが日
本の安全保障に對してきわめて重要な問題であ
る、こういうことを現実的に当時の情勢に照らして
言われたわけでございますけれども、その後の情
勢の変化に照らしまして、この認識は、今日で
は認識の対象となるべき客観情勢が異なつてきて
いる、こういうことであり、また現実的に当時心配され
たことと武力紛争の可能性は予見されておらない
ということでございます。

か。一九六九年の当時と主客そのところを異にし
て、今度は逆にどういふことになつておるのか。
いま認識が変わつておるとおっしゃつた。それと
対応するような形で、台湾の日本に対する感情と
いうものはどういふふうに変つておるかを、御
判断の結論としてアジア局参事官からお答え願
いたいと思ひます。

○大森説明員 日本と中国との間に外交が開かれ
ましてから、私も、台湾との間には外交関係が
なくなりまして、台湾政府がいかなる評価を下し
ているかということにつきましては、ただいまの
ところ、直接これを知る手だてを有していない次
第でございませう。しかしながら、日中国交正常化
後も、政治的にわたらざる分野における事実上の
交流というものが今日まで平穩に続いてまい
つておるということが、台湾側の感じを評価する一
つの目安になるかと存じております。

○受田委員 ソ連艦が台湾海峡を通過したとい
うこと、そのことは、ソ連の対中国政策、対台湾政
策の変更という面があるかないか。これもやはり、
アジアの情勢分析というものは常に政府が的確に
把握しておかなければならぬわけですから……。

○大河原(良)政府委員 台湾海峡をソ連の軍艦が通
したという事実はわれわれも承知しております
が、ただそのことだけで、はたしてソ連の対中国
政策あるいはその他の政策の変更を意味するもの
かどうか解釈しかねると思ひます。中ソの間それ
自身につきましましては、先ほど先生御指摘のよう
に、いまだに問題が残つておりまして、交渉が続
いているという状況でございます。

○受田委員 中ソの間、日本を仮想敵国とする国
連憲章五十三条の規定に基づく不可侵条約もでき
るほどじつこんな国が、国境紛争までも起こして
いまなおわれわれとしてみても、その間の友好にひび
が入つておるような印象を受ける点がある。その
船が台湾海峡を通つた。それだけでは対中国、対
台湾の判断はできないけれども、われわれとして
も、どこかにアジアの情勢分析の中に一つの検討
をする種があるということ、これは外務省もお

考えです。

○大和田政府委員 もちろん、われわれが中ソの關係あるいはソ連の政策を判断する上で、一つの事実としてわれわれは認識しております。

○受田委員 そこで台湾が日本に寄せる国民感情というふうなものを考慮に入れるときに、台湾に対する警備、台湾に対する心づかいというものが、一九六九年のときとは変わった形になっておるのじゃないか。したがって、政府自身が南西航空混成団のようなものをつくる、そういう計画なども、台湾に対する配慮があつたのではないかと感じますのでございますが、これは防衛当局、どういうことになりますか。

○久保政府委員 沖縄の防衛問題が生じたのは、当然沖縄の返還に関連してでありまして、六九年十一月のニクソン大統領と佐藤首相の共同声明の第六項であつたかと思ひますが、沖縄についての局地防衛の見解がそこに示されたわけでございます。それに基ついて日米間で協議が進められ、結局、現在見るような部隊が配置されました。

○久保政府委員 沖縄の防衛問題は、いわゆる米中接近あるいは日中国交正常化というふうなことで、もちろん変わつております。しかしながら、そういった国際情勢と必ずしも關係なくて、やはり日本国の領土である、しかも最南端である、しかも非常に本土から離れた地域にあるということで、防衛のワンセットずつを配置しているということ、私は必ずしも、この当時の情勢と今日の情勢の相違が、いまだのようなものをもちたらしめたことにはならないのではないかとこのように思ひます。

○受田委員 防衛庁が防衛力整備計画を進める上において、極東の情勢分析、平和に対する各国のあり方などというものを常に研究しておられる、また外務省との間で、そうした分析については情報交換等をもつて適切な答えを出そうとしておられる、私、かように思つておるのですが、そう了解してよろしうございませうか。

○久保政府委員 そのとおりであります。

○受田委員 そこでいまの南西航空混成団というのは、沖縄の防衛ということを目的でされておるほか、南西諸地域をもつと広い範囲で包括しているかどうか、台湾に対する警戒ということが加味されておるかどうか、これもあわせてお伺ひしたい。

○久保政府委員 沖縄におきます南西航空混成団、その主たる防衛力は、言うまでもなくF104であり、ナイキであります。また陸のホークがあるわけでありまして、そういった防空能力というのは沖縄本島を中心とする島々についての防空でありまして、遠く台湾にまでは、これはレーダーサイトとの關係もありまして、104の足の關係もあります。そういった事実上の問題を別にいたしまして、台湾との關係は全く考慮いたしておりません。

○受田委員 台湾との間の距離は非常に接近しております。遠くじゃない。非常に近い。そして台湾との關係は、一九六九年度に見た關係よりもっと深刻になつておるといふ判断は、防衛庁、お持ちじゃないですか。

○久保政府委員 台湾の問題につきましては、私は政治、経済的な問題と軍事的な問題とは区別すべきではなからうかというふうに思ひます。

○久保政府委員 政治、経済的な問題につきましては、ただいま外務省のほうへ御質問になつたと私は了解するわけですが、軍事的な問題としましては、六九年当時と今日との相違というのは、いま申し上げたような、米中接近、日中国交正常化の過程におきまして、台湾に関するいわゆる武力解放というふうなことは、私はまず行なわれないうちではなからうか。そういう意味においては、そういうことのある種の見通しのなかつた時期よりは、軍事的には今日のほうが安定しているのではなからうかというふうな思ひますけれども、外務省のほうの御見解もおたいただきたいと思ひます。

○受田委員 外務省。

○大和原(良)政府委員 台湾海峡をめぐる情勢につきまして、先ほど来申し上げております一九六

九年当時と考えられた問題と、その後の国際情勢の進展、変転に伴います今日の情勢を比べてみました場合には、日本側もアメリカ側も、明らかに當時と同じような緊迫した情勢が予見される情勢ではないし、またそういう可能性は今日考えられないうち、このようになつておるわけではございません。その意味で、当時の認識と今日の認識とは異なつておるといふことを申し上げておるわけでございます。

○受田委員 外務省の方々は非常に上品なことは使われるもので、認識が異なるというふうなところは、国民になかなかわかりにくいのです。国民にわかりやすいことをもつていただきたいと思ひます。

○久保政府委員 台湾の問題につきましては、私は政治、経済的な問題と軍事的な問題とは区別すべきではなからうかというふうな思ひます。

○久保政府委員 政治、経済的な問題につきましては、ただいま外務省のほうへ御質問になつたと私は了解するわけですが、軍事的な問題としましては、六九年当時と今日との相違というのは、いま申し上げたような、米中接近、日中国交正常化の過程におきまして、台湾に関するいわゆる武力解放というふうなことは、私はまず行なわれないうちではなからうか。そういう意味においては、そういうことのある種の見通しのなかつた時期よりは、軍事的には今日のほうが安定しているのではなからうかというふうな思ひますけれども、外務省のほうの御見解もおたいただきたいと思ひます。

○大和原(良)政府委員 事前協議制度の運用に關します問題は、ただいま御指摘のとおり、前外務大臣の当時におかれて国会でいろいろ御議論がございました。そういう情勢を踏まえまして、事前協議制度の運用に關する問題につきまして、本年一月二十三日に行なわれました第十四回の日米安保協議委員会の席上におきまして、日本側から提議いたしました、その問題の討議を行ないました。

討議の結果、事前協議制度の運用にあつたての基本的なワケ組みについては、日米双方の考え方が一致していることが再確認されたわけであり、またその具体的な運用につきましては、日米間の相互信頼と現実の状況に即して密接な連絡、協議によるべきであるという点でも意見の一致を見たというところが、日米安保協議委員会の後に発表されました共同発表にも出ておるとおりでございます。この大事な問題につきまして、日米高いレベルにおきまして、この問題についての討議がいまのようになつて行なわれたわけでありま

○受田委員 それでは長官どうぞ。あなたがからだの調子が悪くなつてしまつては祖国の防衛にたいへん影響しますから、あなたは非常に大事な方ですから、どうぞ一刻も早くお薬を召されて、ちよつとお休みになつて下さい。

○三原委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○三原委員長 速記を起こして。

○受田委員 それではひとつもう少しやります。防衛局長、私はあなたに御苦労さんと言ひたいほど、あなたは非常によく取調されておるのです。非常に勉強もされておられる、そして他との連絡、折衝にも非常な努力をされておられる。ただ私は、いまあなたにこれから御答弁いただくわけばならぬ大事な問題が起つてくるのですが、あなたの周辺におられる、あなたの参謀としての防衛課長その他のスタッフ、これは少し人数が少な過ぎやしませんか。

○久保政府委員 おつしやるとおりであります。問題は、先ほど御質問がありましたけれども、日本の防衛の問題について、純粋に軍事力だけでなくて、もつと広範囲な問題について勉強する、しかもそれを日本の国民にのみ込んでもらえるように、ほんとうに納得のできるような防衛論と申しますか、防衛のあり方と申しますか、そういうのを勉強するだけの余裕が私どもの内局には存在をしない。必ずしも私の下でなくてもよろし

いわけですけれども、そういったものがなければ、大きな意味での安全保障政策というのは成り立ちにくいのではないだろうか。ただし、これは人数が多いたけで足りませんので、やはり質のいい人が集まらねばならない。そういう点においての欠陥を私は痛感しております。

○受田委員 防衛局長、あなたは八面六臂の政聞をしておられるわけだが、国会でこうして毎日毎日やるうちに、防衛庁内部においては、内局の責任者として、他の局長さんたちとこうして国会ばかりについておられると、日本の防衛の基本が忘れられやしないか。その危険が少しあると思うのです。私は、内局は長官の補佐の役を果たす上に、制服の皆さんを十分リードしていく力がなければいけないわけですが、防衛局長の下に陸海空と三幕の担当分野というようものができておるのかどうか。総括的にいつておるのか。あるいは空陸海とそれぞれ分担をきめた担当者が内局におるのかどうか。

○久保政府委員 いい悪いは別でありますけれども、私どもの防衛課及び運用課におきましては、それぞれ陸海空を担当する者及び機能で担当する者というふうに分かれております。

○受田委員 そこで、ひとつ防衛局長の御所管として、自信があまりのようですからお尋ねしたいのですが、基本的な問題として、このたびの法案改正でも沖繩に力点が置かれているのですが、沖繩の防衛の中に米軍がおる、それに今度日本の自衛隊が入っていく、こういうかつこうの中で、外部の武力侵略に対する日本側の任務とアメリカ側の任務との間に、終始連絡を密にして日米共同作業行動ができるような体制が、私この間視察してふと不安があったわけです。日本の自衛隊は自衛隊だけでやっております。しかも陸海空は全く横の連絡もとっていないような話でございまして、これは行って視察された皆さんが聞いておることです。つまり、陸は陸、海は海、空は空で、空は春日の指示、海は佐世保の指示、陸は熊本の指示をいただいております、その指揮下にあり

ますので、現地のわれわれは常に陸海空三位一体の行動を、つまり、そういう連絡はほとんどとっていない。また、あそこにある在日米軍の皆さんともほとんど会っておらぬ。つまり臨時という法律を無視して自衛隊が行っておられるのですが、その間非常に独断的な色彩が濃厚なんです。これは防衛上非常に問題があると思うのです。

そういう問題については、共同作業行動をする体制としては、沖繩の自衛隊は、臨時と名がつくような、つまり臨時的なもので、いま外部の武力攻撃があったら、これはがたがたになるね。現時点で言ったら、もうさっぱりということになってくるわけです。陸と空の例のミサイル基地にしても同様です。陸はホークを今度七月になって移管する。海はナイキはすでに移管済みだ。ところがナイキ部隊は、百三十キロの時点で敵機を把握して、それに無人機のようなやつこのミサイルで撃ち込む。それから漏れたら今度はホークが近くでやつける。最初にレーダーサイトと敵機を把握する、それで今度要撃機が出る、それからナイキ、ホークと、こういうふうにするというのですけれども、こういう大事な問題を陸と空とが別々に分割して、一方は春日の指示でやるのです、一方は熊本の指示でやるのですというように、防衛空体制が確立できません。防衛力を充実にして総合的な力を発揮する上には非常に大きな問題があると思つたのですが、防衛局長、そういうことをほんとうに真剣に考えられたかどうか。

○久保政府委員 これは主としてナイキ、ホークの関係かと思ひますけれども、米側の場合には陸軍がナイキもホークも持つておったわけでありまして、わが国は別にしております。これはもちろん本土も同じであります。外国でもやはり、ナイキ、ホークを一緒に空軍なら空軍、陸軍なら陸軍に統一して持つておるところと、それから陸軍と空軍とに分けて持つておるところがあります。それぞれ国内事情によつてそうなると思ひます。すけれども、わが国の場合には、本来機動的に運用されるナイキというものは、言うならば地域防

空を担当させられております。そこで、それを補完するためのホークというものが、場合によつて陸上自衛隊とともに動く可能性を秘めています。機動性を持つておるわけでありまして、そういう意味で陸上自衛隊が持つておるわけでありまして、そこで、いまおっしゃいましたような欠陥、問題点を生ずるわけでありまして。

その問題をどういふふう調整しているかと申しますと、御視察になったかもしれませんが、これも、DCサイトでは全般的指揮官のほかに、コンソールと申しまして、航跡の映る機材の前に、F104の係、それからナイキの係、ホークの係がそれぞれあります。したがって、専任指揮官から、たとえば標的がありまして、それは104がよいというときには104のほうに指示が参ります。それからナイキあるいはホークのほうに指示が参る場合には、専任指揮官の指示がナイキの係とホークの係とでその場で調整される。それは、一つの部屋の中で、104、それからナイキ、ホークというものが一緒に連携しながら動作をしておりますので、航空自衛隊であろうと陸の部隊であろうと変わりがせん、この防空指揮に關連いたしましては、したがって、そういう意味で、これは指揮ではありませんが、空と陸との間に統制及び調整が行なわれて、一応支障がなくなるというふうには私どもは考えております。

○受田委員 あなたがそう簡単に考えられるほど現地は簡単でないのです。それは双方に連絡がない。陸軍補も空軍補も、鬼澤さんも山田さんも双方の連絡というものはほとんどしておらぬ。今度ホークが完全にこちらへ帰つてき、また航空管制が七月に入つたら帰つてくるそうですが、そういう時点において、なほ春日の指示と熊本の指示とで両方が動いているようなことで沖繩の防衛ができるのかどうか。そしていま、外国には両方一緒に同じ軍に属しているのもあれば別々もあるとおっしゃったが、あそこには米軍がおるわけですから、米軍の陸が握つておる。こういうのと連絡をする

のに、こっちは空と陸があるというふうなことで、どうして円滑な運営ができるかという懸念が一つあるわけですね。防衛局長というものは、こういうときに、やはり沖繩の防衛はアメリカとの共同作業をするのに都合のいいようになつて——私はいま別にそれに味方をしておるわけではないんだけれども、私は専門的な立場でい質問をするわけですね。軍事学の専門の意味から、同じ共同作業をするのに、一方は二つの軍に属し、一方は一軍に属しておるといふときに、その連絡協調をはかるのにたいへん不便であることは、局長おわかりですね。

そういうことを考慮に入れて、山中長官、あなたは非常に勇気を持った長官として多くの人に期待されてデビューされたわけですから、この機会に、あのミサイル部隊は、高射群は陸と空、これを一本化して、適切な措置によつてその運営の妙を発揮できるような英断をふるわれる必要があると思つたのです。これはいいまいチャンスです、沖繩が返還されて、近くホークもこちらに帰つてくるという時点です。つまりいま同じところに同棲しておるのですから、別々の地域じゃないのです。沖繩という狭いところで、一緒にナイキ部隊とホーク部隊があるのです。その指揮命令系統が陸と空で違つておる。こっちは撃つなと言ひ、こっちは撃てと言つたときにはどうなるかということ、非常にこれはおかしいことになるのですが、軍事的に見て、この部隊編成をできるだけの有力な効果を発揮できるような隊編成にする。もちろん、陸にしても空にしても、長く訓練された者が陸上自衛隊から航空自衛隊、あるいは航空自衛隊から陸上自衛隊にかわるのには、官職の問題等ではめればいいわけですね。それで私は部隊の非常に有効な編成ができると思つたので、ナイキ部隊とホーク部隊の統一という点については、軍事的効果をあらわすという意味において長官は何らかの英断をふるう時期が来ているんじゃないか、ちゅうちやなく、それぞれのなわ張りなどを考えるときじやな

いすよ。沖縄がちょうどいま返って、間もなくホーク部隊がこっちに戻ってくるわけです。そういう時点でいまが一番いいときですからいづれかにまとめる、こういうことではないでしょうか。

○山中国務大臣 これは本土も含めてですか。

○受田委員 それはもちろんそうです。

○山中国務大臣 この問題は、私も素朴な疑問を抱きました。しかしながら、日本の場合はあくまでも、空も海も、陸はもちろんであります。専守防衛でありますから、そうすると、まずそのような事態が起こった場合を仮定してみますと、最初に発見するのは空だろうと思うのです。そして核弾頭は装着しませんが、足の長い専守防衛用のミサイル、これは当然ナイキは空軍が持つのが一番密接な連携がとれる。そこでそれ以上に近距離、低空ということになって事態が進展してまいります。これは移動もきますし、地上部隊である陸というものが、もちろん密接な連携をとってやるわけありますので、それが持っているのが現在の体制でありますから、そういうことのほうがよろしいのかなということで一応納得はしております。

ただ沖縄においては、現時点において、おっしゃるよう、おかしな状態になっておることは事実だと思ひます。これはやはり、空の管制を、あるいは空の守りを引き継ぐということになります。までに、当然それらの点は沖縄においてもきちっとルールをつくらなければならぬ、そのように考えます。

○受田委員 長官、内地と沖縄といま分離してお考えのようですが、沖縄の場合は長官がいま疑問を持っておられるようないくつかあります。当面、沖縄の部隊を一括防空業務に統一できるような効果的な部隊編成にやり変えるという、これは自民党政府の防衛庁長官として、沖縄の部隊をまず陳列り始めるというか、こうでやられる必要があるのじやないかと思ひますね。

これは、現地をお互い今回視察して、その陸海空の三者一体のかっこうができておらぬのです。

司令だけは並んで来られましたが、お互い司令が相談するような会はないという。米軍との話もほとんどしてないという。これでは日米共同防衛などということとはとても不可能だという危険を感じました。長官の英断をふるういいチャンスがいまあらわれたので、まず沖縄部隊の一括統制をされるということに、ひとつ勇を鼓して検討していただけたらと思うのですが、賢明な防衛局長がそばにおられますので、お二人がまず相談されて庁議を決定、閣議決定ということとやらねる必要がないかと思ひます。

○山中国務大臣 これはやはり、せっかく置いた上は、それが有機的かつ機能的でなければならぬ。でなければ、むだにあちこち向いているということになりますから、それは確かにしなければならぬこととありますから、早急にその問題を一元化するという一いゆる隊の編成がえ、所属がえというようなことまではちよつといま私がお答えできませんが、早急に機能統一という面では検討するということをお願いいたします。

○受田委員 外務省の方も早くお帰りたいかどうか。防衛庁以外の方のきよの質問の解除をさせていただきたいので、私のこの質問が終りましたら、外務省はお帰りになられてもけっこうでございます。

ベトナムと平和が成功したわけですから、沖縄の基地から飛び立つベトナムへ攻撃を加える、そういうことはもうなくなつたと思ひます。しかし、ベトナムに軍需品を送つたり、あるいはその他戦争に關係のある協力は、いま平和が成立したといえども、そういう形のもので今後沖縄から行なわれることがない、今後はそうした一切の武器、軍需品その他の輸送は沖縄からしないのだという確約ができるかどうか。

○大河原(良)政府委員 ただいまの御質問の一番最初のところに、沖縄から米軍の飛行機がたとえベトナムへ攻撃にいくというふうなことがございましたが、これは現在も、いままでもなかったわけでございます。沖縄から米軍機が攻撃のため

に発進する場合には、当然これは事前協議の対象になります。そういう事態は今日まで一切なかったわけでありませう。

なお、後段の補給の問題につきましては、一月二十七日に締結されましたベトナムと平和協定によりまして、一般的には外部からの南越に対する軍事援助は禁止されておりますけれども、平和協定の第七條によりまして、国際監視のもとに一対一のベースで武器等の補充を行なうことが認められており、つい一昨日発表されました新しいパリ協定におきまして、あらためてこの点に触れておられます。したがって、このような平和協定のワグ内で行なわれる補給について、米軍がわが国の施設、区域を使用することはあり得ると思ひます。また、そのような目的のためにわが国の施設、区域が使われることは、安保条約上禁じられておりませうし、平和協定で認められていゑるものならば差しつかえない、こういうふうな考へております。

○受田委員 ちよつとどうも理解に苦しむ点もあるのですが、時間の關係で次の問題がありますので……

最近、ベトナム監視委員会、ICCSという委員会からカナダという国が脱退した。そこで、カナダが脱退通告をした現時点で、あとがまに日本がなつたらという報道が一部あるわけですが、この報道を外務省がキャッチしておられるかどうか。

○大森説明員 ベトナムと平和協定の当事国の一つから非公式に、日本としてカナダにかわつてICCSに参加する意向はないかという照会は受けたことはございませう。

○受田委員 これに対して、招請に日本は応ずることがあるかないか。外務省から……

○大森説明員 現行の関連国内法にかんがみまして、わが国としてはこれに應ずることはできないという立場をとつてございませう。

○受田委員 ベトナムの平和協定の中で出た機関でございますね。そこに日本の監視団が参加でき

ないという根拠は、憲法上、海外派兵ということに許されないという、このワグがあるからということでございますか。

○大森説明員 憲法上のワグと申しますよりは、現在の自衛隊法であるとか、あるいは警察関係国内法の関連であるとか、そういうところから考えまして、わが国がICCSに入つて活動することはできないという立場でございませう。

○受田委員 これまた、よく以つたような問題で、キッシンジャーが新大西洋憲章というものを構想しておるようです。その中へ、すなわち欧州の軍事、経済、通貨等の統合をはかろうというこの機関の中に日本が入るべきだ、こういう意見を言つておる。これはキャッチしておられることかどうか。

○大河原(良)政府委員 キッシンジャーのいわゆる新大西洋憲章構想、キッシンジャー構想といわれるものが、四月二十三日のニューヨークにおきまして演説におきましてキッシンジャー氏から提唱されておりますが、この考え方は、基本的に申しまして、アメリカとしては一九七〇年代を展望いたします際に、日本、アメリカ、ヨーロッパ、この三者間の協力關係というもののについての基本的な考え方をまとめる必要がある段階に來ていゑると思ひます。その關係において、政治、経済、特に通商、通貨、エネルギー、そういうふうな問題のみならず、安全保障の面につきましても包括的な關係といふものを考へていくべきものでなからうか。したがって、いわゆるヨーロッパの年という関連において、キッシンジャー自身は大西洋に重点を置いて新大西洋憲章という考え方を提唱いたしておりますが、この考え方の中身につきましましては、必ずしも詰まつたものではないというふうには私も承知いたしております。

ただ、その考え方の中に、政治、経済、安全保障というものを包括的にとらえるべきだという新しいアプローチが提唱されておりますので、この問題については慎重な検討を必要とするというふうな考へておりますが、安全保障の問題につきま

しては、日本はNATOとは全く異なる立場にあるわけでごいいますから、その面でNATOと一律に考えるべき性質のものではない、こういうふうにご考えておられるわけでありませう。

○受田委員 その安全保障と軍事は留保するといふことが、事実上可能であるかどうかです。

○大河原(良)政府委員 ただいま申し上げましたように、キッシンジャー氏は構想として大きな基本原則を打ち立てるべきだということを言っているわけでも、では、いかなる形でいかなる内容といふことについては、一切まだ明らかになっておりませんし、おそらくその点はまだ考えは十分熟していないのではなからうか、こういうふうにご思われます。したがって今後の慎重な検討にまつべき性質のもの、こういうふうにご考えております。

○受田委員 ニクソンの外交教書の中にも出てきておるといふことでありますので、新大西洋憲章というものとNATOとの関係をちよつと承つておきたいのです。

○大河原(良)政府委員 アメリカのこの呼びかけに對しまして、NATO自体は、現在NATOのワグ内での問題を真剣に検討しているようでありませうし、またヨーロッパの諸国は、すでに西ドイツのブランド首相が五月の初めにワシントンを訪問しました際に、ニクソン大統領と会談をいたしたこの問題も話し合っているようであります。さらにまた、先ほど山中長官が言われました、五月末から六月初めにかけてのニクソン大統領とフランスのポンピドゥー大統領との間の会談におきましてもこの問題が出てくるようでありませうけれども、ヨーロッパ側のこの問題に対する取り組み方自体はまだ十分形を整えておられない、こういうふうにご承知しております。

○受田委員 これによくなつたつながらのようですが、ヘルシンキで全欧州の安全保障会議というものが提案されておる。これには東欧諸国、ソ連も入っている。この呼びかけは、外務省はどう見ておられるわけでしょう。

○大和田政府委員 ヘルシンキで行なわれておりますいたわゆる欧州安保会議、これは昨年の十一月から始まりましてこの六月八日に予備会議を終りました。本会議が七月三日から始まるという段階でございませう。この会議には、仰せのとおりソ連あるいは東欧諸国、西欧を含めまして合計三十五カ国が参加しておりますが、NATOと諸国はこの会議に臨みます前に、NATOとしての統一の考え方をあらわすということ、必ず会議を開いて統一した態度で臨んでおります。われわれとしては、本会議がどうなつていくかということ、会議が始まつてから情報を得たい、こう考えております。

○受田委員 私は、ここでもう一つ、ソ連がアジア安全保障というものを提唱している。これは局長御存じですね。

○大和田政府委員 存じております。

○受田委員 七月になつたら田中総理がアメリカへ行かれる。それから三カ月ぐらいたつて今度ソ連へ行かれる。総理が行くのですから、必ずこの問題が何かの形で呼びかけられる危険があると思つては、決してこれを見のがすわけにはいかない。田中総理がアメリカへ行つたときには、キッシンジャーの提唱を本格的にニクソンから呼びかけがある。ソ連へ行つたら、ソ連のブレジネフ書記長が今度アジア安保会議、これひとつですと、さう言うて呼びかけがある。また、さつき申し上げた、安全保障のソ連、東欧を含めた組織への呼びかけがある。これはもうスケジュールとして当然出てくる問題になると思つては、そのときに、日本の安全を担当する防衛庁もこれは監視できない。田中総理は決していかにけんに外国を訪問されるわけでもないでございませうから、アメリカへ行つたら都合のいいことを言い、ソ連へ行つたら都合のいいことを言うようなことでは、これは日本の総理として適格でない。田中さんは案外勇気があるから、決断と勇気をもって、実行をもってやられるといふときに、両方の調整をどうするかという問題にもぶつかるわけなんですがね。これは外務

当局、国務大臣、田中総理の御信任を厚うしておられるあなたは、これは当然日本の安全保障につながる問題でございませうので、これからの外交関係と日本の防衛とは分離できない、こういう意味で、田中総理のアメリカ訪問及びソ連訪問に際して、いま私が提案したこれらの問題に對してどういふ態度をもって臨むべきかを、外交当局としてどういふ進言をしようとしておるのかをお答え願ひたいのです。

○大河原(良)政府委員 日程の関係でアメリカが先でございませうから、私からまず答弁させていただきますが、七月末のワシントンにおける田中総理訪米、その際に考えられる議題はいろいろ重要なものがあると思ひます。ただ、いま具体的に御指摘のキッシンジャー構想につきましては、キッシンジャー氏が四月二十三日の演説で提唱いたしました、その直後に五月の三日にニクソン大統領が外交教書を發表いたしました、その中で基本的には同じ考え方を述べております。日本に關する個条も、従来の外交教書に比べますと非常に長いページをさいて具体的な問題を取り上げております。

この問題につきましては、かねて大平大臣が国会でも御答弁されておりますように、米國が外交教書の形で具体的な提案をし、または呼びかけを行なつておるのに對して、日本としても真剣にこれに取り組んで、日本としての考え方をまとめた、こういうことを言つておられますし、大臣の指示を受けまして、私も事務当局といたしましては、一連のこの発表にありませう、あるいは提唱に慎重に對処していきたい、こういうことで準備しておられるわけでありませう。

○大和田政府委員 いわゆるヨーロッパ安全保障会議、それとブレジネフ書記長によつて唱えられたアジア集団安全保障構想、その関係及びそれに對する日本の考え方という御設問でございませうが、ヨーロッパの安全保障の會議といふものは、先ほど申し上げましたように、三十五カ國がほかに

の國を入れないという前提でやつておられます、日本がこれにオブザーバーとして参加する、あるいはメンバーとして参加するという可能性はいまないわけでごいいます。ただ、われわれとしては、あの會議自身がもう一つのいわゆる兵力相互削減會議といふものと合わせまして、ヨーロッパにおける緊張緩和、あるいはその定着性といふものをあらわす一つといふふうにご考えたいと思つております。

それから、アジアの集團安全保障の構想でございませうが、これは一九六九年にブレジネフ書記長によつて唱えられたものでございませうが、遺憾ながらまだ具体的な内容がはつきりしていません。したがって、具体的なコメントといふものはしかねるわけでごいいます。

ただ、われわれとしては、アジアの集團安全保障といふものを考えます場合に、問題点としては、まずソ連との間のことを考えた場合に、前提として領土問題を解決して平和条約を結ぶという問題が一つ、それからアジアの集團安全保障という場合には、アジアの國すべてが参加する必要があるのではあるまいかといふことが一つ、それから、アジアの安全に對してアメリカが非常に重大な關係を持つておるということ、アメリカの参加といふものが考えられるのかどうかといふような問題、あるいは、そういう構想がかりに何らかの形で具体化するといふ場合に、現在ある既存の二國間あるいは多数國間の條約關係と矛盾するものであつてはならないかといふような問題点があるといふふうにご認識しております。

○受田委員 田中総理は、この國會の劈頭の施政演説の中でアジア太平洋會議なるものを提唱された。これは御記憶にも新しいと思ひます。そういう總理でありますから、このアジア太平洋會議といふものと、いま指摘した新大西洋憲章その他の關係といふものとが無關係ではないと私、思つて、田中総理のアジア太平洋會議なるものは、外務當局はいま一体どう受けとめておられるのか。総理は非常に思ひつきではなはんやられるから、外國に

午後八時十四分散会

行つてはつぱつと、かつて松岡外務大臣が日独伊三国軍事同盟条約、ソ連との中立条約などをばんばんと結んできたような、総理みずからがやるのだから、手も足も出ぬようになるから、その内助の功を果たす外務当局が道を誤らぬようにせにやいけぬのですから、田中総理のアジア太平洋会議構想というのは、一体どう受けとめておられるのですか。

○大森説明員 田中総理がベトナムを含めたアジア平和会議の開催ということを申された趣旨につきましては、非常に長い間戦火の絶えなかったインドシナにおいて、ベトナムに関するパリ和平協定というものがちやうど署名を見たときでございまして、ようやくアジアにも平和安定への希望が生まれてきたということ、このことを背景といたしまして、田中総理とされては、この際、関係諸国が衆知を集めてアジアの平和と安定をさらに確固としたものにするということが切に望まれる、こういう観点から施政方針演説において、アジア太平洋国際会議開催の可能性を検討したい旨述べられたものと私どもは受け取っている次第でございします。

外務省といたしましては、現実にはアジアの情勢は先ほどからお話が出ておりますように、複雑でありまして、まだ不安定を含む要素というものが残っているわけでございます。そこで、いま直ちに総理が御提唱になった会議を開催できるとは考えておらないわけでございますけれども、長期的には、このような会議の開催を目標といたしまして、関係諸国の考え方が、あるいはアジアをめぐる情勢の推移というものをききわめつつ、さらに検討を続けてまいりたい。このように考えております。

○受田委員 時間が進行しておりますので、私はこれで質問を終わりますが、外交関係がもう一つあるのです。

それは防衛に関係する外交です。久保さんがカーチス中将との間で結ばれた取りきめ、これは条約と同じ性格のものか、条約でなくて国会の承認を要しない行政協定のようなものか、どうい

う性格のものかと外務省は見えておられるのでしょうか。

○高島政府委員 ただいまお尋ねの久保・カーチス取りきめ、これは、いわゆる憲法にいう条約とは全く関係のないものでございまして、防衛庁当局が防衛庁設置法の権限のワタ内、アメリカの防衛当局との間に、沖縄返還に伴いましたの自衛隊の配置に関するいろいろな技術的調整を文書にまとめたものというふうに考えております。したがって政府間で結ぶ行政取りきめとも違ひまして、関係官庁間の技術的な取りきめというふうに考えております。

○受田委員 そうしますと、これを履行しなかった場合には、政治不信があるだけで、国際責任はないと考えてよいか。

○高島政府委員 これは、防衛当局間のいわゆる話し合いの結果をまとめたものでございしますので、その話し合いの結果が、着実に履行されることも、もちろん期待されるわけでございしますけれども、いわゆる法的な関係から申しますと、この内容が確実に実施されなくとも国家責任は伴わないというふうに考えております。

○受田委員 非常に明確な答弁がออกมาして、国家的には責任はないということでございます。すなわち、もしこれが国家責任があるということであれば、憲法第七十三条の、すべて条約は事前及び事後に国会の承認を経るを要するという、ここで国会の承認を得なければならぬのですが、国家責任はないと明確な外務省の答弁が出たので、履行しなくても国家は責任がないということでございます。

非常に重大な答弁をいただいた時点で質問を終わらせていただいて、またあらためて質問をさせていただきます。

○三原委員長 次回は、来たる十九日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。